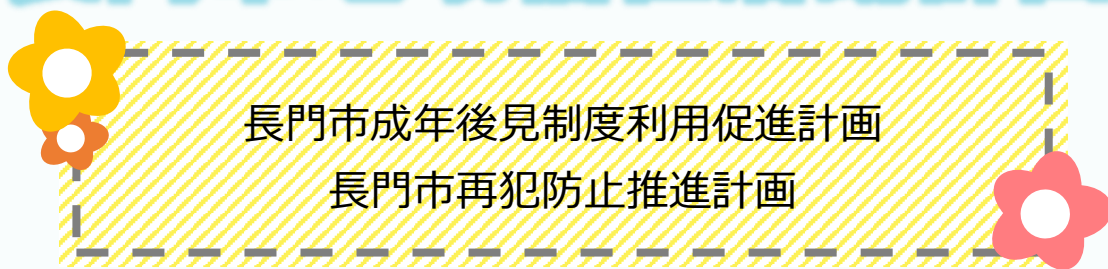


# 第4次 長門市地域福祉計画 長門市地域福祉活動計画



長門市成年後見制度利用促進計画  
長門市再犯防止推進計画



令和4年3月

長 門 市

長門市社会福祉協議会





# はじめに

---



近年、急速に進む人口減少に伴う過疎化、地域コミュニティが希薄なことによる孤立化に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により、地域における生活課題は複雑・多様化の一途をたどっています。

こうした背景のもとにあっては、地域の福祉課題を「わが事」ととらえ、市民相互の「支えあい」や「助け合い」の地域力を高め、地域共生社会の実現を目指していかなければなりません。

そこで、このたび、令和4年度から8年度までの5ヶ年を計画期間とする「第4次地域福祉計画」を策定しました。「声かけて 心かよわす 笑顔あふれるまち 長門」という新しい基本理念のもと、3つの基本目標を設定し、地域の中で共に見守りお互いに支えあいながら、安全・安心に暮らすことができ、また、一人ひとりに優しい福祉サービスを提供できるまちの創出に取り組んでまいります。

また、複雑・多様化する諸課題に対応するため、このたび、地域福祉計画と合わせ、「成年後見制度利用促進計画」及び「再犯防止推進計画」を一体的に策定しています。

今後、真の地域共生社会の実現を目指していくためには、行政だけでなく、市民の皆様をはじめ、自治会、NPO、企業など様々な関係機関が地域福祉に関心を持っていただき、積極的に関わっていただくことが重要です。皆様には、市を挙げての計画遂行にご協力いただくようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心なご議論を経てご提言をいただきました地域福祉計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査、地区懇談会、並びにパブリックコメント等を通じて貴重なご意見・ご提案をいただきました多くの市民や関係の皆様にご心からお礼申し上げます。

令和4年3月

長門市長 江原 達也

# ごあいさつ

～第4次長門市地域福祉活動計画策定にあたり～



長門市社会福祉協議会では、平成29年に「第3次地域福祉活動計画」を策定し、誰もが住み続けたいまちづくりの実現に向けて様々な事業に取り組んでまいりました。

近年、長門市においては急速な人口減少に伴い、少子高齢化や核家族化が進行し、地域における住民同士のつながりの希薄化や地域課題の複雑化・複合化が懸念されています。

また、令和2年からの新型コロナウイルス感染症の拡大は、本市にも大きな影響を及ぼし、市民の生活様式だけでなく、地域福祉活動にも変化が求められると共に新しい課題も発生しています。

このような暮らしの変化、福祉ニーズの多様化と複合的な課題に対し、地域住民や多様な主体の参画と協働により地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現が求められています。

地域福祉推進の中心的な役割を担う長門市社会福祉協議会は、「みんなが主役！誰もが安心して暮らせる長門づくり」を新たな基本理念として、「ひとづくり」「つながりづくり」「しくみづくり」の3つの視点から本市の地域福祉活動を進めるため「第4次地域福祉活動計画」を策定しました。

この計画を基に、地域住民、地域関係組織・団体、関係機関と協力し、個人や世帯が抱えている様々な生活課題を地域全体の福祉課題としてとらえ、みんなで考え、話し合い、活動を計画し、協力して解決を図り、住民が安心して暮らせる地域コミュニティづくりと地域福祉の推進を目指していきたいと思います。

今後とも皆様のご理解とご協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

令和4年3月

社会福祉法人 長門市社会福祉協議会

会 長 藤 野 忠 次 郎

# 目次

第4次長門市地域福祉計画	1
第1部 計画の策定にあたって	2
第1章 地域福祉について	2
第2章 地域福祉計画とは	4
第2部 市の現状と課題	9
第1章 市の現状と今後の見通し	9
第2章 第3次計画の評価・課題の把握	36
第3部 計画の基本的な考え方	41
第1章 計画の基本理念・基本目標	41
第2章 施策体系	42
第4部 地域共生社会の実現に向けて私たちが取り組むこと	43
第1章 基本目標1 共に見守り、支え合う地域づくり	43
第2章 基本目標2 安全・安心に暮らせるまちづくり	56
第3章 基本目標3 一人ひとりに優しい福祉サービスの提供	63
第4章 計画の推進のために	68
第5部 成年後見制度の利用促進【長門市成年後見制度利用促進計画】	70
第1章 計画の背景と趣旨	70
第2章 計画の策定体制	70
第3章 長門市の成年後見制度に関する現状	71
第4章 今後の方向性	74
第5章 計画の進行管理	77
第6部 再犯防止を推進するための取組【長門市再犯防止推進計画】	78
第1章 計画の背景と趣旨	78
第2章 再犯防止を取り巻く状況について	79
第3章 課題及び今後の方向性	80
資料編	85
用語解説	85
長門市重層的支援体制整備事業 支援フロー	89

第4次長門市地域福祉活動計画.....	93
I 地域福祉活動計画の策定にあたって.....	94
1 活動計画策定の趣旨.....	94
2 活動計画の位置づけ.....	94
3 活動計画の期間.....	95
4 活動計画の進行管理.....	95
II 計画の基本的な考え方.....	96
1 計画の基本理念・基本目標.....	96
2 計画の体系.....	97
III 具体的な取組.....	98
基本目標1 思いやりの心を育む「ひとつづくり」.....	98
基本目標2 支え合う地域を創る「つながりづくり」.....	104
基本目標3 未来の長門へつなぐ「しくみづくり」.....	110
◇長門市社会福祉協議会における相談・支援体制.....	124
長門市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定 協議会委員名簿.....	126

# 第4次長門市地域福祉計画

# 第1部 計画の策定にあたって

## 第1章 地域福祉について

### (1) 地域福祉を取り巻く状況と課題について

「地域福祉」とは、隣近所や地域において、基本的人権を尊重しながら、お互いを思いやり、支え合い、助け合うことであり、市等の公的機関で対応できない地域における生活上の様々な悩みや困りごとを解決するため、まず市民一人ひとりが主体的に関わり、それらがまわりの市民とひとつになって支え合い、さらにボランティアやNPO、社会福祉法人等多様な民間主体が担い手となって取り組むことです。

地域における市民同士のつながり等がだんだん弱くなり、地域での支え合い、助け合いの力が低下している中で、「ひとり親家庭」や「生活困窮世帯」、「8050問題」等地域での見守りを必要とする人や複合的な課題を抱える人が増えることが予想されており、地域での見守りや気づきがますます重要となっているとともに、これらの人々が地域社会で孤立しないため、自立を支援するため等の施策が一層重要になっています。

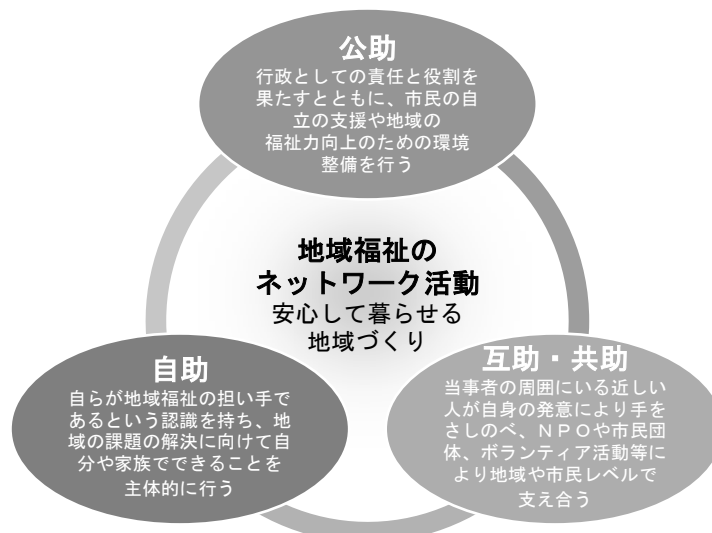
さらに、防災対策の強化や交通手段の充実も一層求められています。

### (2) 自助、互助・共助、公助について

「これからの地域福祉の在り方に関する研究会報告（平成20年3月厚生労働省社会・援護局）」の中で、公的な支援の限界や地域の関係の脆さ等の課題が指摘されています。そのため、地域社会における一人ひとりが主体的に関わり、支え合う、地域における「互助・共助」の領域を拡大、強化することが強く求められています。

このような背景のもと、計画を推進するためには、以下のような「自助、互助・共助、公助」の視点（個人や家庭努力による解決【自助】、隣近所やボランティア、NPOなどの助け合い、支え合いによる解決【互助】、各種保険制度など制度化された相互扶助【共助】、公的な機関による支援【公助】）をもって取組みます。具体的には、各分野での制度改革に伴ってその狭間に隠れてしまう複合的な生活支援へのニーズに対して、一人ひとりが疾病や介護等様々な課題に対してどう取り組むのか、家族や地域社会はどうあるべきか、企業は何を担うべきか、それぞれの役割を再認識し、公的な支援との協働による取組を進めます。

#### ■自助、互助・共助、公助の視点と関係図





### (3) 地域福祉とSDGs

近年注目されているSDGs（持続可能な開発目標）とは、平成27年（2015年）に国連で採択された、誰一人取り残さない持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

わが国においても、平成28年（2016年）5月には政府により持続可能な開発目標（SDGs）推進本部が立ち上げられ、「あらゆる人々の活躍の推進」や「成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション」等の優先課題を設定し、取組が進められています。

本市では、令和3年7月に「長門市SDGsキックオフ宣言」をしています。この宣言に基づき、地域福祉計画においても、誰もが地域で孤立することのない持続可能な地域づくりに向けて、SDGsの考え方を踏まえつつ取組を進めます。

#### ■SDGs（持続可能な開発目標の一覧）

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



## 第2章 地域福祉計画とは

### (1) 計画策定の目的

平成12年の社会福祉法改正では、「地域住民、行政、事業者が相互に協力して、地域における社会福祉（地域福祉）の推進に努めなければならない」旨が定められており、地域における福祉施策や福祉活動を総合的に展開することが求められています。

これにより、市民がお互いの多様性を認め合い、一人ひとりの人権が尊重され、差別されることや社会的に孤立することがなく、誰もが住みなれた地域で、安心して、健康で、生きがいをもって暮らすことができるよう、地域で支え、助け合う力を高める方向性等を定め、その実現のため必要な施策等を取りまとめるため「第4次長門市地域福祉計画」を策定します。

なお、令和3年4月から改正社会福祉法が施行され、住民の複雑化した支援ニーズに対応するための重層的支援体制の整備が求められています。複合的な課題を抱え、制度の狭間で必要な支援が受けられなかった人々を支援するための施策を本計画に盛り込みます。今までの制度では十分には対応できていなかった様々な人々を、社会的に孤立することなく包み込み、地域福祉が充実したまちづくりを進めることとします。

### ■社会福祉法における地域福祉を推進する主体と目的に関する条文

#### 社会福祉法（抄）（昭和26年法律第45号）

##### （地域福祉の推進）

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

##### （福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第6条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営む者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。

3 国及び都道府県は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において第百六条の四第二項に規定する重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

## (2) 計画の性格

第4次長門市地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、地域福祉推進の主体である市民等の参画を得ながら、地域の様々な福祉の課題を明らかにし、その解決に向けた施策や体制等を計画的に整備するための計画です。

「高齢者」「障害者」「児童」等を対象として、それぞれに策定されている個別計画の中で掲げられている理念・目標を尊重しながら、「地域」という視点でこれらの対象ごとの福祉に共通する課題を整理し、共通する理念や福祉ビジョンを定めるとともに、「自助、互助・共助、公助」の観点から取組の方向を定めます。

### ■地域福祉計画に盛り込むことが求められる事項

#### 社会福祉法（抄）（昭和26年法律第45号）

##### （市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
  - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
  - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
  - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
  - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

### (3) 総合計画及び各個別計画との関係

第4次長門市地域福祉計画は、第2次長門市総合計画を上位計画としています。また、各分野の福祉計画を横断的につなぐとともに、関連する計画との整合性と連携を取りながら策定します。

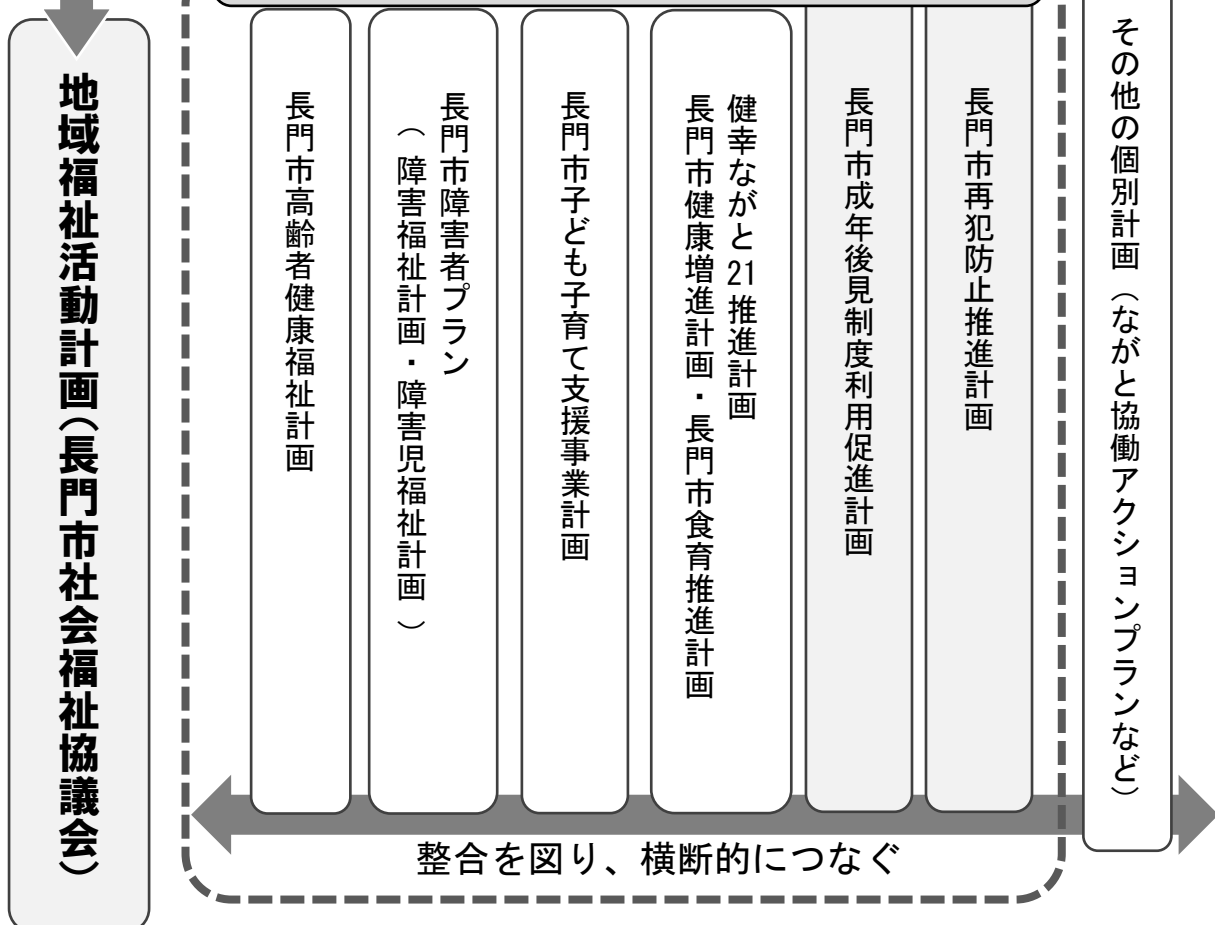
#### ■地域福祉計画の位置づけ

市民の生活課題群		
市民の主体的な取組により解決できる領域	地域コミュニティとして行政との協働により解決する領域	個人や地域では対応困難、または公的対応が有効である領域
<b>自 助</b>	<b>互 助・共 助</b>	<b>公 助</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>自らの生活課題解決への意識と主体的な取組</li> <li>家庭の持つべき「力」の醸成と解決への取組</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>問題発見や自助・公助を補完する地域コミュニティとしての主体的取組</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公的なサービスによる対応</li> <li>サービスの調整や「自助」「互助・共助」の仕組みを支える支援等</li> </ul>

## 第2次長門市総合計画

連携・整合

### 第4次長門市地域福祉計画



#### (4) 計画の期間

計画期間は、令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までの5年間とします。ただし、社会経済情勢や大きな制度の改正に柔軟に対応できるよう、必要に応じて見直しを行います。

#### (5) 計画の策定方法

##### ①長門市地域福祉計画策定協議会

長門市地域福祉計画策定協議会は、第3次地域福祉計画の評価と計画進行を検証している「長門市地域福祉計画進行管理委員会」の委員で構成し、計画全般にわたり意見等をいただきながら、計画を策定しました。

##### ②市民アンケート

地域福祉に対する市民の意識や地域での様々な活動状況の実態を把握し、計画策定の基礎資料とするため、市民アンケートを実施しました。

##### ■市民アンケート実施結果

調査対象者	令和3年1月1日現在、長門市に住んでいる18歳以上の方
対象者数	3,000人（無作為抽出）
調査期間	令和3年1月21日～令和3年2月5日
調査方法	郵送による配布回収
回収数（回収率）	1,439件（48.0%）

##### ③地区福祉懇談会

地域の福祉課題を把握し地域における解決策を模索することを目的として地区社協協力のもと、自治会長や民生委員の方などに出席いただいた地区福祉懇談会を市内9カ所で開催しました。

##### ■地区福祉懇談会の開催状況

通地区	参加者24人	令和3年7月29日（木）
仙崎地区	参加者14人	令和3年7月9日（金）
東深川地区	参加者9人	令和3年7月15日（木）
西深川地区	参加者12人	令和3年7月16日（金）
向陽・大畑地区	参加者11人	令和3年7月28日（水）
俵山地区	参加者13人	令和3年7月7日（水）
三隅地区	参加者16人	令和3年7月8日（木）
日置地区	参加者12人	令和3年7月21日（水）
油谷地区	参加者21人	令和3年7月8日（木）

#### ④団体ヒアリング

地域福祉に関する課題を詳細に把握するため、ヒアリング調査を実施し活動の状況や意見を収集しました。

##### ■団体ヒアリング実施結果

調査対象者	市の関係団体、NPO、ボランティア団体等
対象数（回答数）	19 団体（18 団体）
調査期間	令和3年6月8日～6月23日
調査方法	郵送による配布回収

#### ⑤パブリックコメント

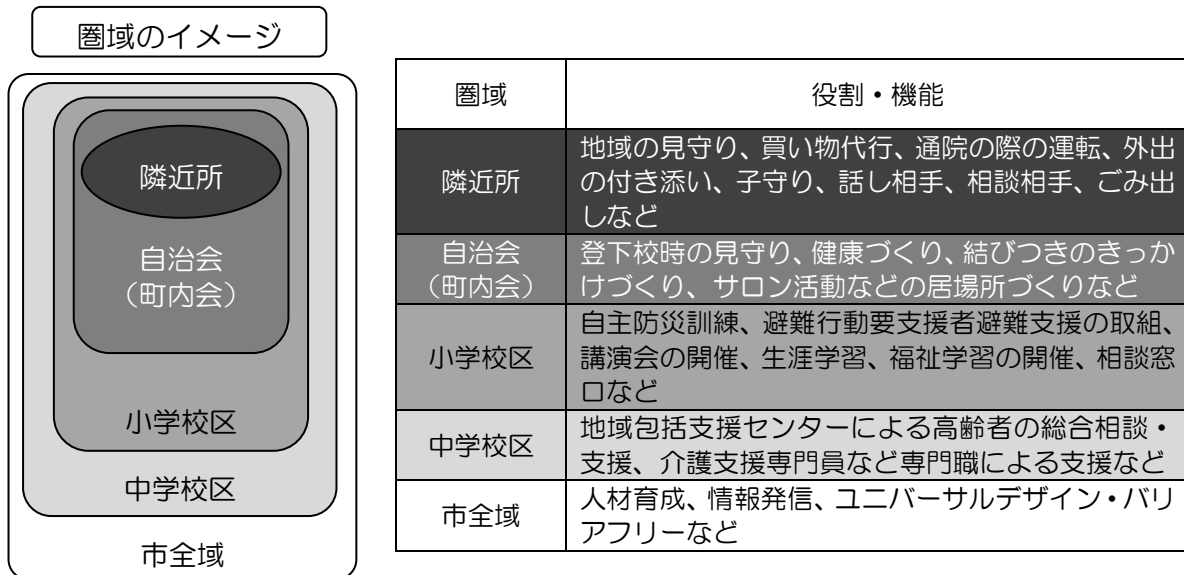
令和4年1月11日から2月1日までの間、市役所情報公開コーナー・地域福祉課・各支所・各出張所・市ホームページで計画（案）を公開し、広く市民の皆様の意見を求めるパブリックコメントを実施しました。

#### （6）地域を構成する圏域の考え方

地域福祉の推進に当たっては、様々な地域を構成する圏域に応じた役割・機能があります。

実際の活動状況や地理的な条件によって相違はありますが、概ね次の図のように整理することができます。住民一人ひとりのレベルから、隣近所や自治会、校区の範囲、さらに市内全域まで、それぞれの圏域が担う役割を重層的に進めていくことが大切です。

##### ■圏域と役割



※この図は、必ずしも限定的なものではなく、様々に入り混じっていることもあり、主なイメージです。

## 第2部 市の現状と課題

### 第1章 市の現状と今後の見通し

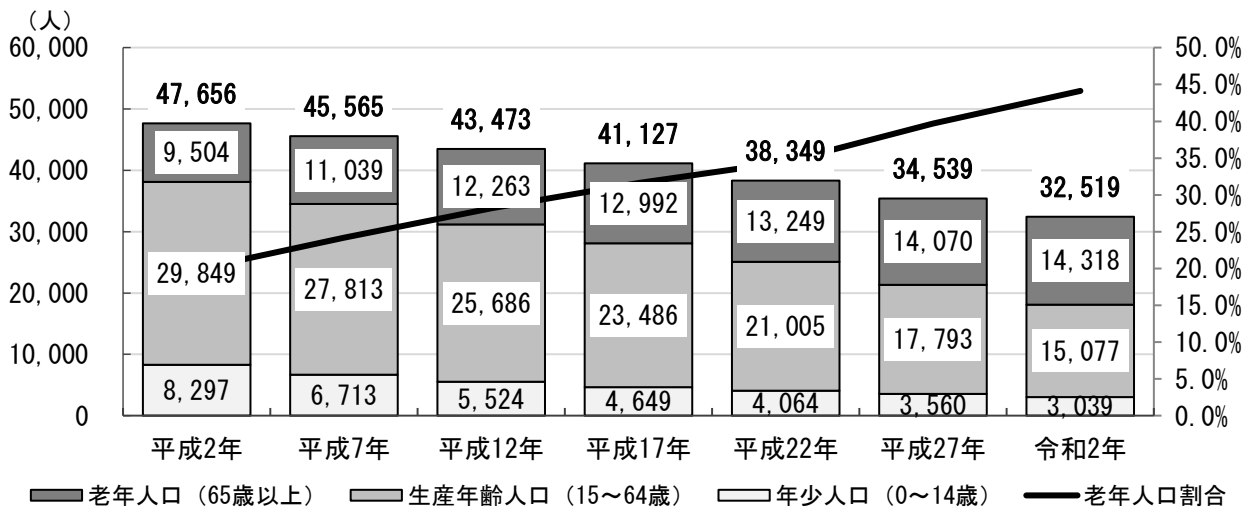
#### (1) 統計データからみる市の現状と課題

##### ① 少子高齢化の進行

平成2年から令和2年にかけての長門市の人口の動きをみると、一貫して減少傾向が続き、令和2年には32,519人となっています。高齢化率は年々高くなっており、今後も人口減少及び少子高齢化が進展していくことが見込まれます。

また、国立社会保障・人口問題研究所の将来人口の試算によると、人口減少抑制に対する取組を何も講じなかった場合は、2065年(令和47年)に本市の人口は令和2年の32,519人の30%、10,055人まで減少します。

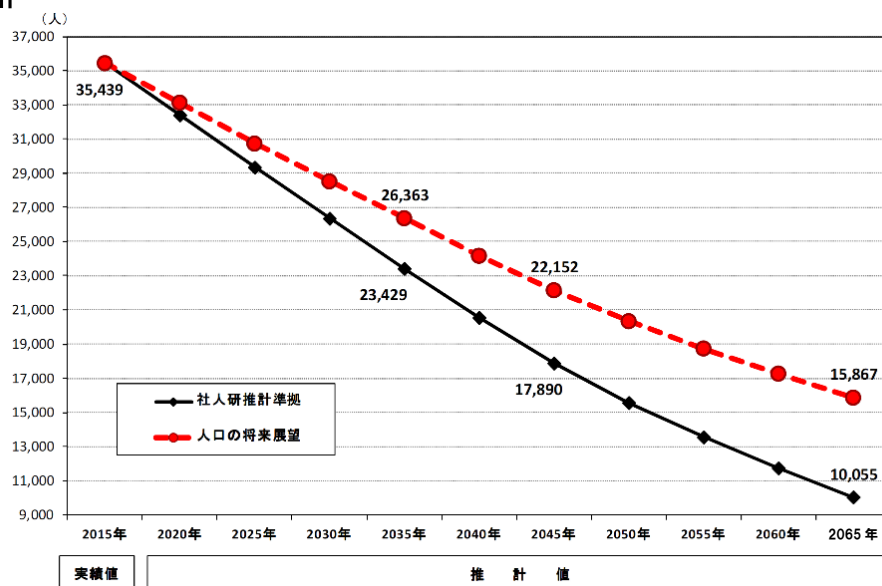
##### ■ 年齢3区分別人口の推移 (国勢調査)



資料：国勢調査

※総人口には年齢不詳者も含むため、各年代の合計値と総人口は一致しません。

##### ■ 人口推計

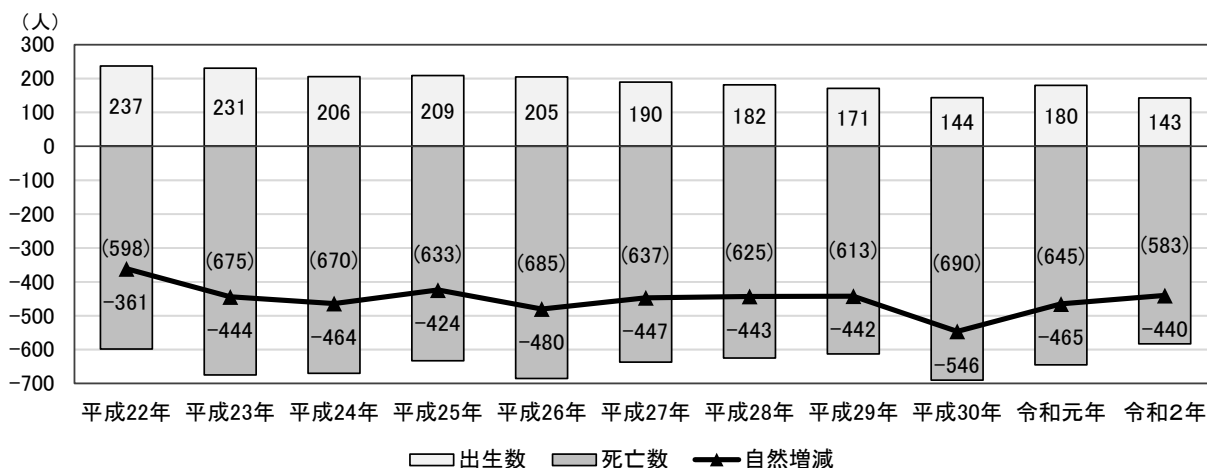


資料：長門市人口ビジョン

出生数から死亡数を引いた自然増減をみると、平成22年以降、死亡数が出生数を上回る自然減で推移しています。

出生数は、平成26年までは200人を超えていましたが、平成27年以降は100人台で推移するようになっていきます。死亡数をみると、平成23年から平成29年までは600人台で推移していましたが、平成30年をピークに令和元年以降は減少が続いています。

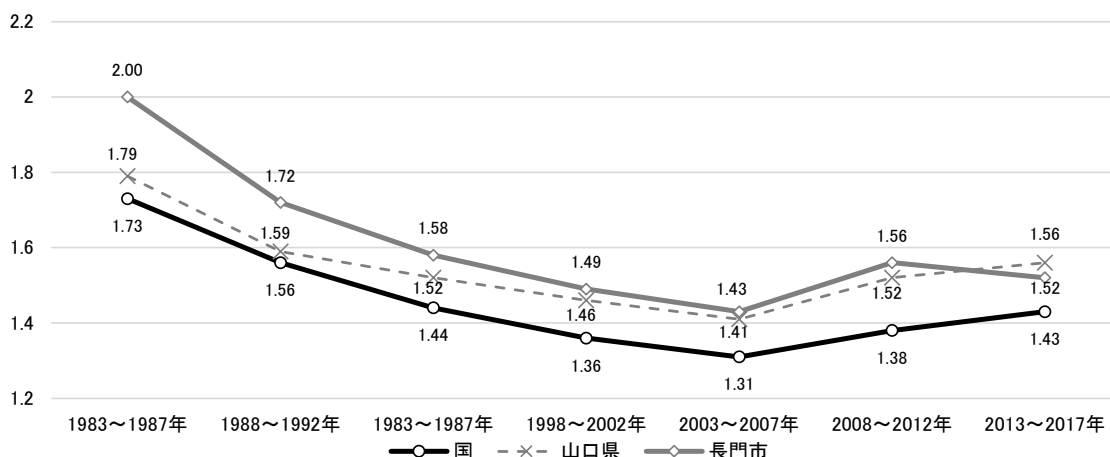
### ■出生数と死亡数からみた自然増減推移



資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査

本市の合計特殊出生率は、1983年（昭和58年）から2007年（平成19年）までは、2.00から1.43まで一貫して減少していましたが、2008年（平成20年）から2012年（平成24年）時点では1.56に増加し、国や県の水準を上回っています。しかし、2013年（平成25年）から2017年（平成29年）は1.52に減少し、県の合計特殊出生率を下回っています。

### ■合計特殊出生率の推移



資料：人口動態保健所・市区町村別統計

#### 【合計特殊出生率】

15歳～49歳の女性が生涯に何人の子どもを産むかを表す数値。人口を維持するために必要な率は2.07とされている。

市区町村別の合計特殊出生率については、出現数の少なさに起因する偶然変動の影響を減少させ、地域間等の比較ができるようにするため、より安定性の高い指標を、ベイズ・モデルを適用して算出している。

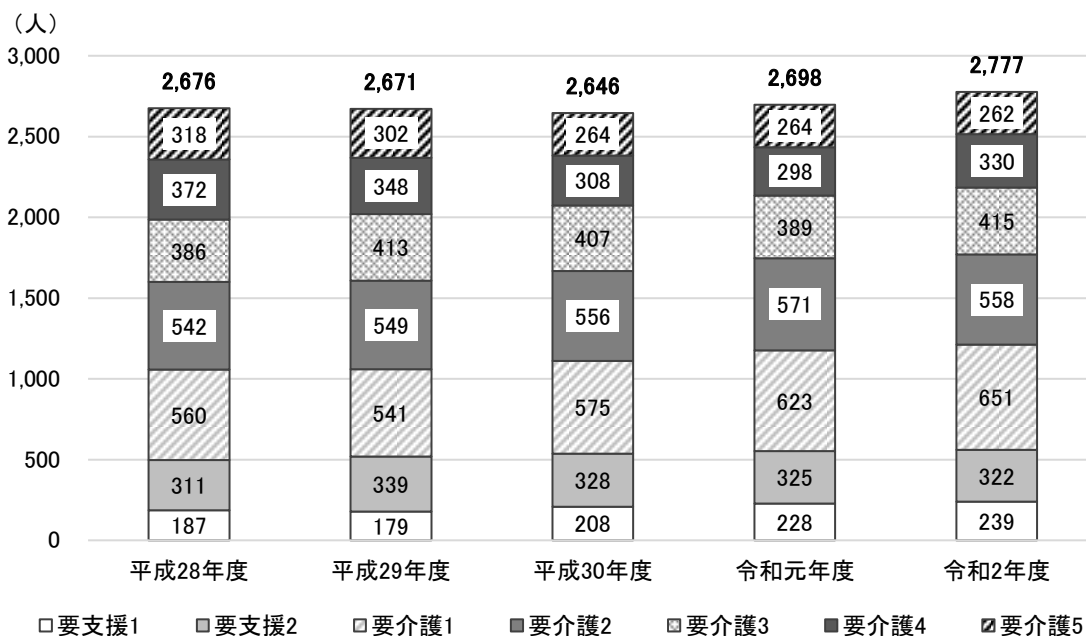


## ②高齢者の状況

要介護認定者数は、増加傾向で推移しており、その中では、要支援1、要支援2、要介護1の軽度認定者は概ね増加傾向にあります。

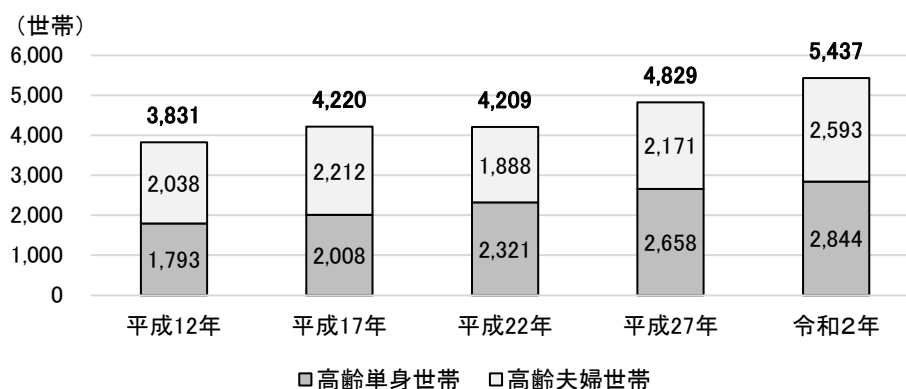
高齢者のみ世帯は増加傾向にあり、特に高齢者単身世帯は一貫して増加傾向で推移しています。

### ■要介護認定者数の推移



資料：介護保険事業報告月報

### ■高齢者のみ世帯の推移



資料：国勢調査

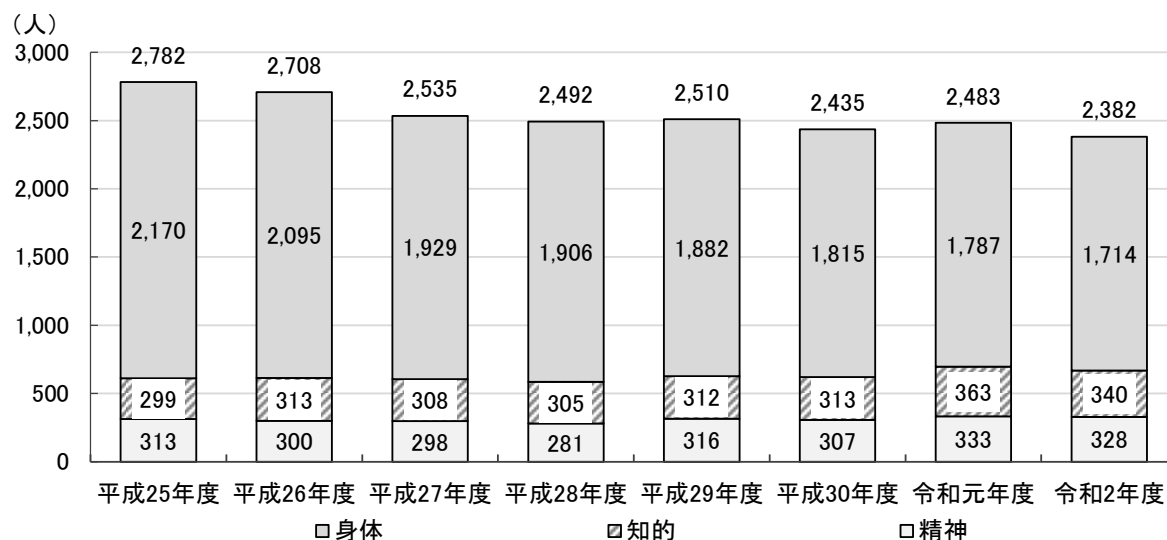
※65歳以上の一人世帯を「高齢単身世帯」、

夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯を「高齢夫婦世帯」といいます。

### ③障害者数の推移

障害のある人（手帳所持者各年度4月1日現在）は、令和2年度現在で身体障害者が1,714人、知的障害者が340人、精神障害者が328人となっており、平成25年度以降は全体的に減少傾向にあります。

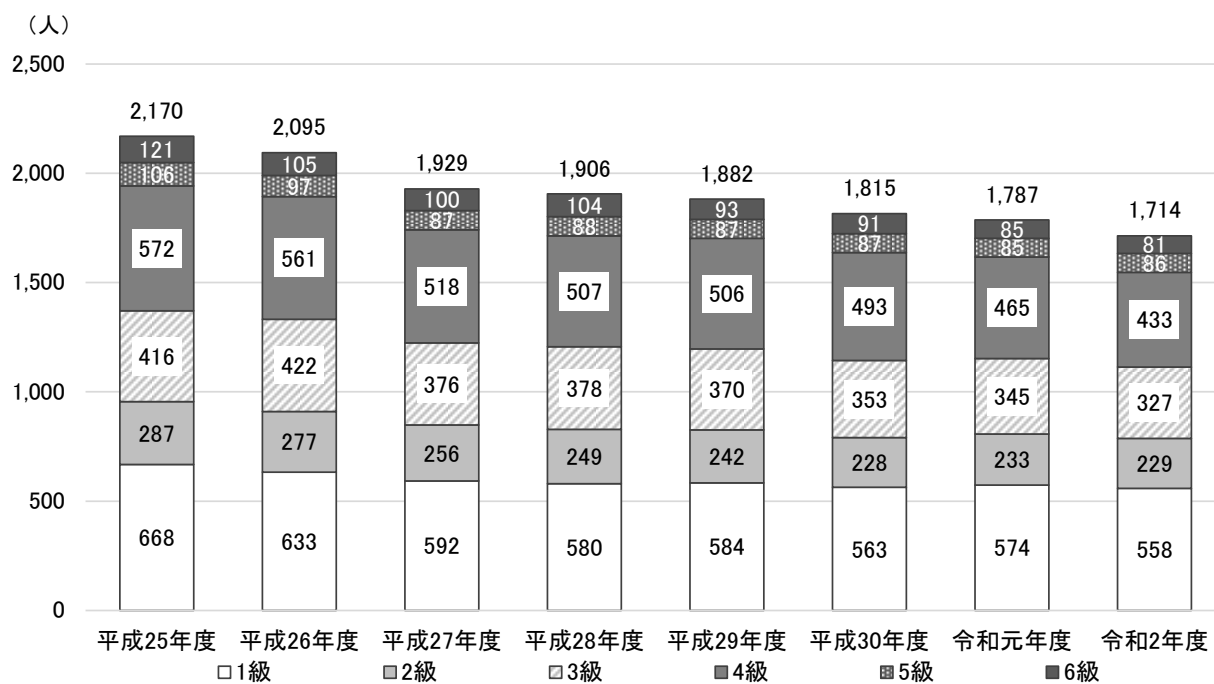
#### ■手帳別障害者数の推移



資料：第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画

身体障害者数を等級別にみると、すべての等級において減少傾向にあります。

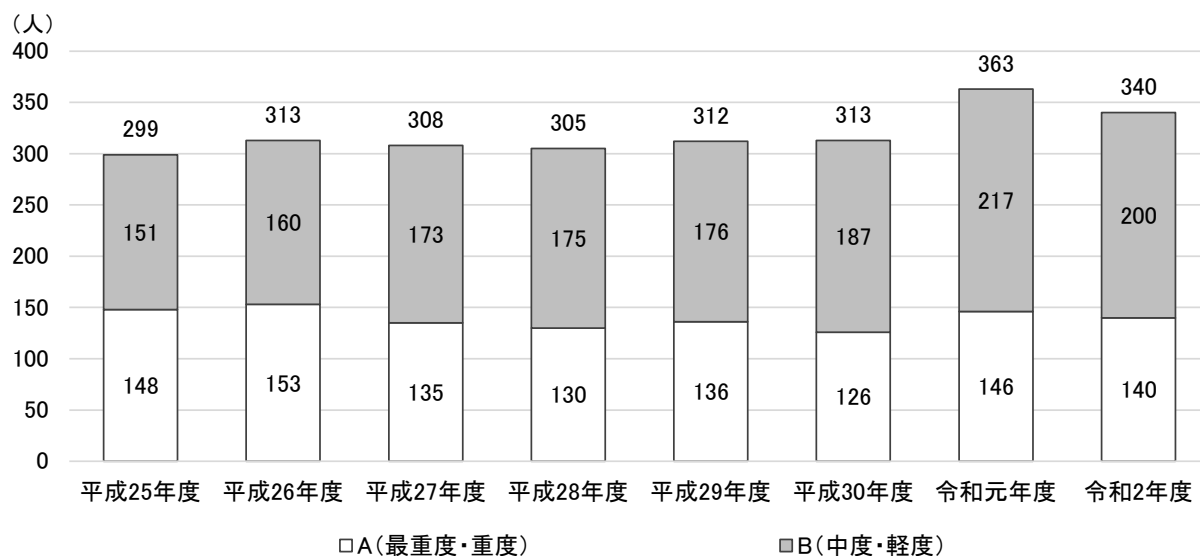
#### ■等級別身体障害者数の推移



資料：第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画

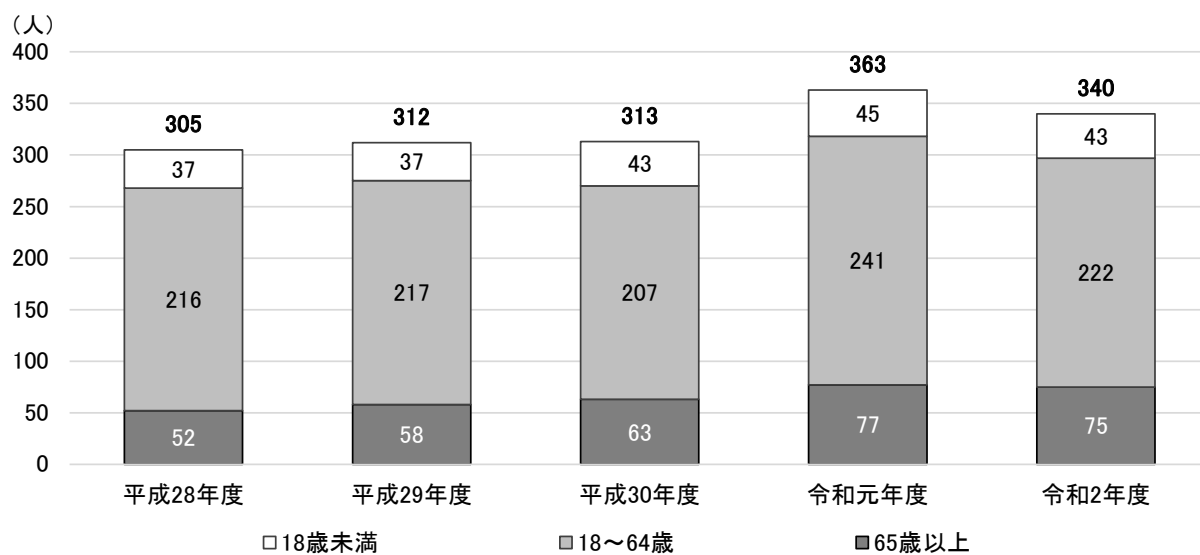
知的障害者数の推移をみると、等級別ではB（中度・軽度）が増加傾向にあります。年代別にみるとすべての年代で増加傾向にあり、特に65歳以上の手帳所持者の増加が目立っています。

### ■等級別知的障害者数の推移



資料：第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画

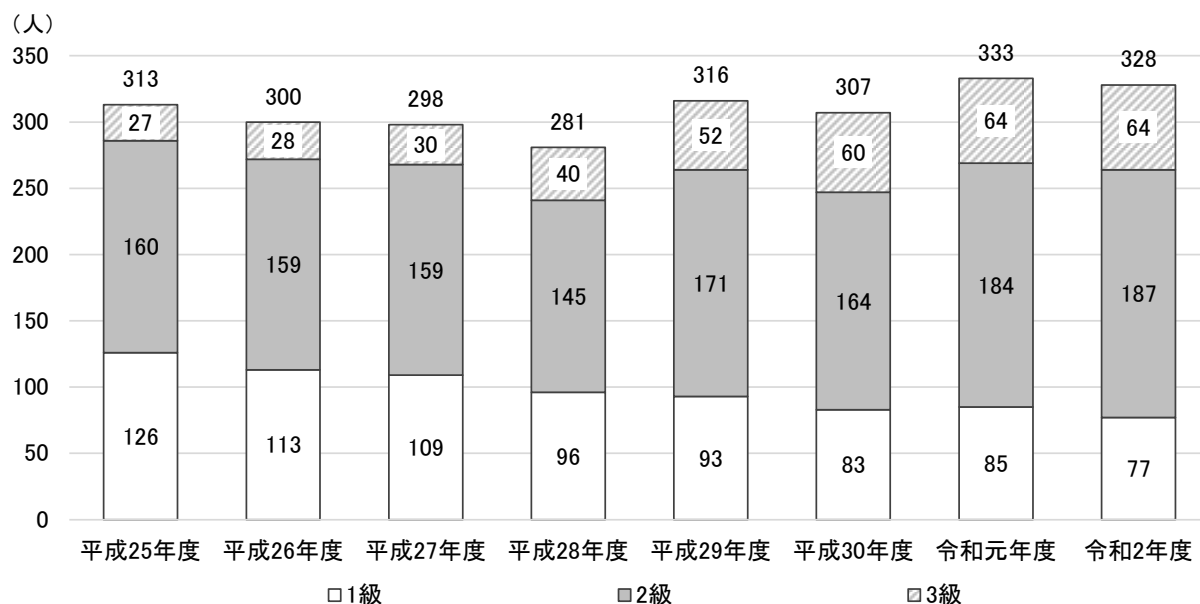
### ■年齢別療育手帳所持者数の推移



資料：第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画

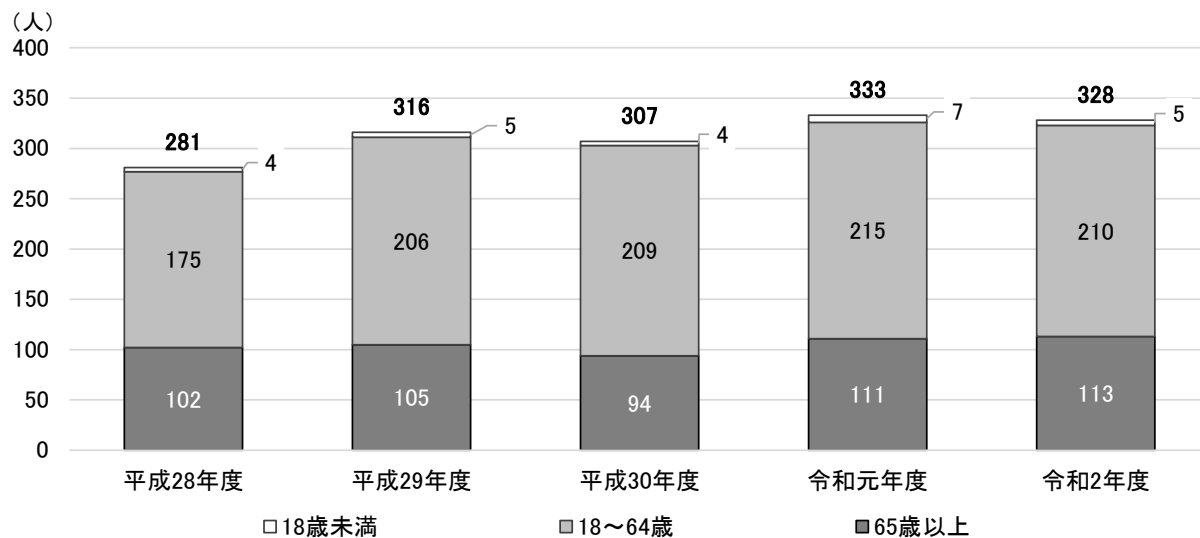
精神障害者数の推移をみると、等級別では2級と3級が増加しています。年代別にみると18歳以上の年代で増加傾向にあり、特に18～64歳の手帳所持者の増加が目立っています。

### ■等級別精神障害者数の推移



資料：第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画

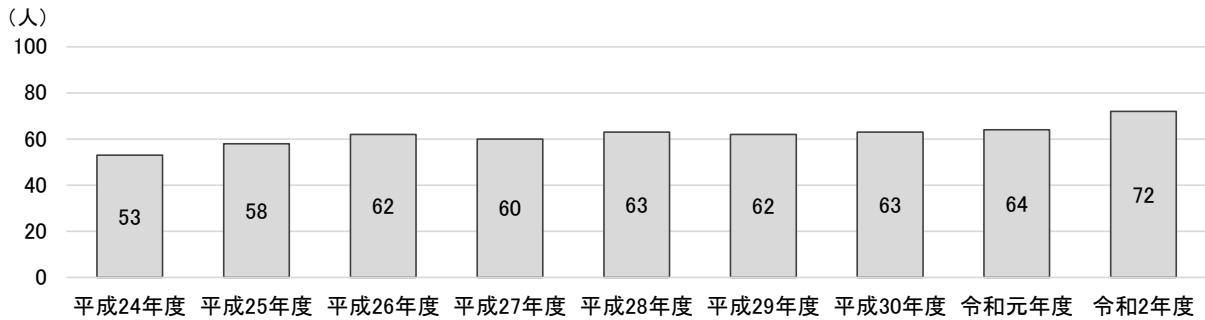
### ■年齢別精神保健福祉手帳所持者数の推移



資料：第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画

特別児童扶養手当の受給者数の推移をみると、増加傾向で推移しており、支援を必要とする障害児が増加していることがわかります。

■特別児童扶養手当受給者数の推移

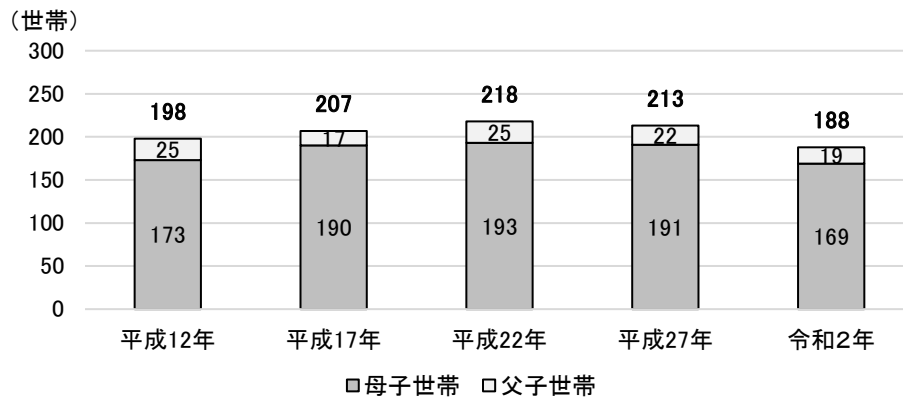


資料：子育て支援課

④ひとり親世帯の状況

ひとり親世帯は平成27年までは概ね増加傾向にありましたが、令和2年には減少に転じています。ひとり親世帯の中で母子世帯の占める割合は高い状態です。

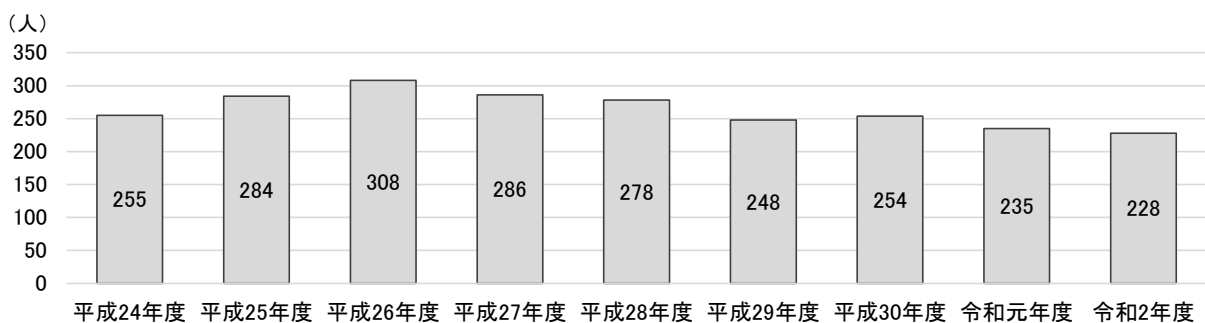
■ひとり親家庭の推移



資料：国勢調査

父または母の一方からしか養育を受けられない、ひとり親家庭等の児童のための「児童扶養手当」の受給者数の推移をみると、平成26年度以降減少傾向にあります。

■児童扶養手当の受給者数

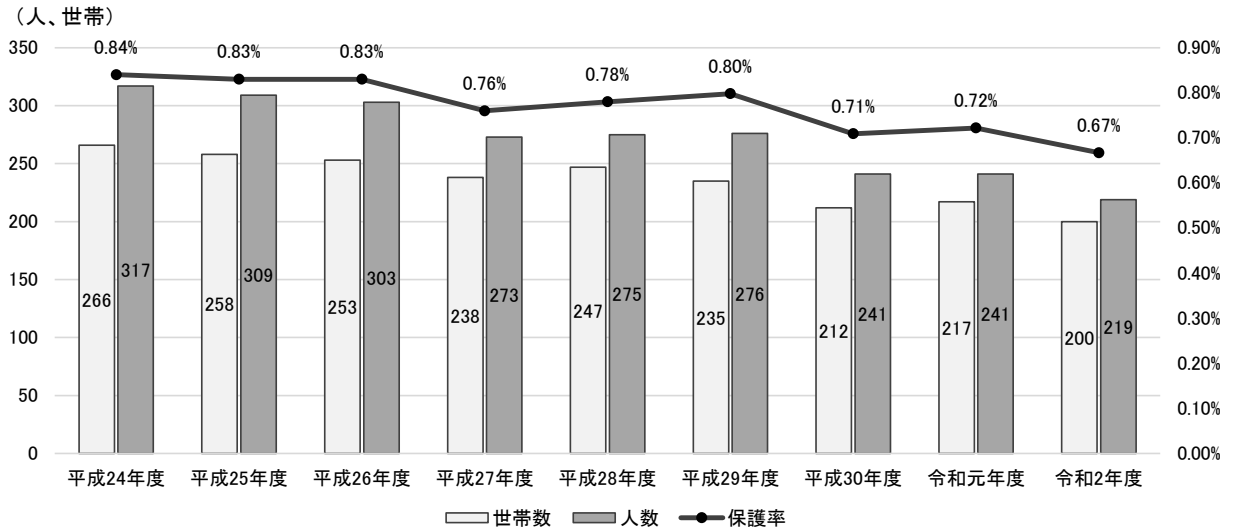


資料：子育て支援課

## ⑤生活保護世帯の動向

生活保護世帯、人員とも年々減少しており、保護率は、平成 24 年度の 0.84%に対し、令和 2 年度は 0.67%と 0.17 ポイントの減少となっています。

### ■生活保護受給者数の推移



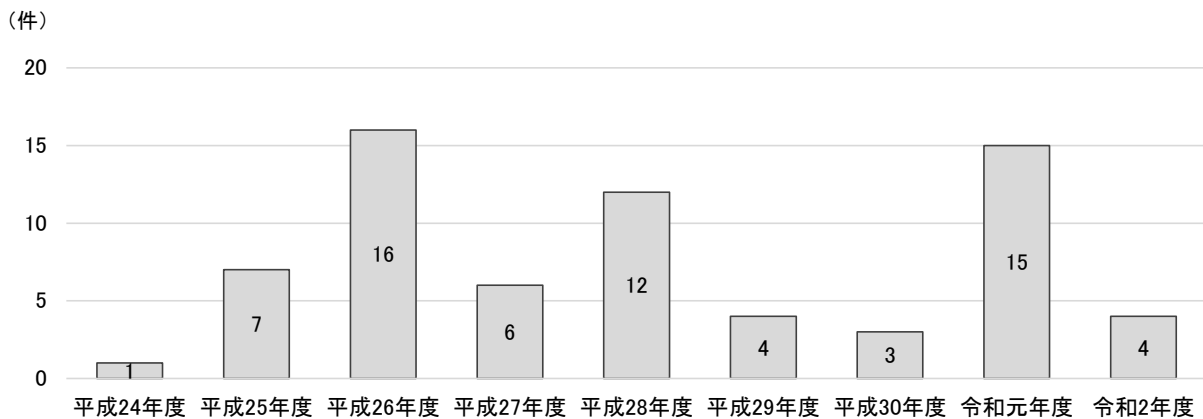
※保護率＝被保護人員/人口×100(単位：%)

資料：地域福祉課

## ⑥DV（ドメスティックバイオレンス）相談件数の推移

相談件数は増減を繰り返しており、多い年では平成 26 年度に 16 件、平成 28 年度に 12 件、令和元年度に 15 件となっています。

### ■DV相談件数の推移



資料：市民活動推進課



### 統計からみる課題

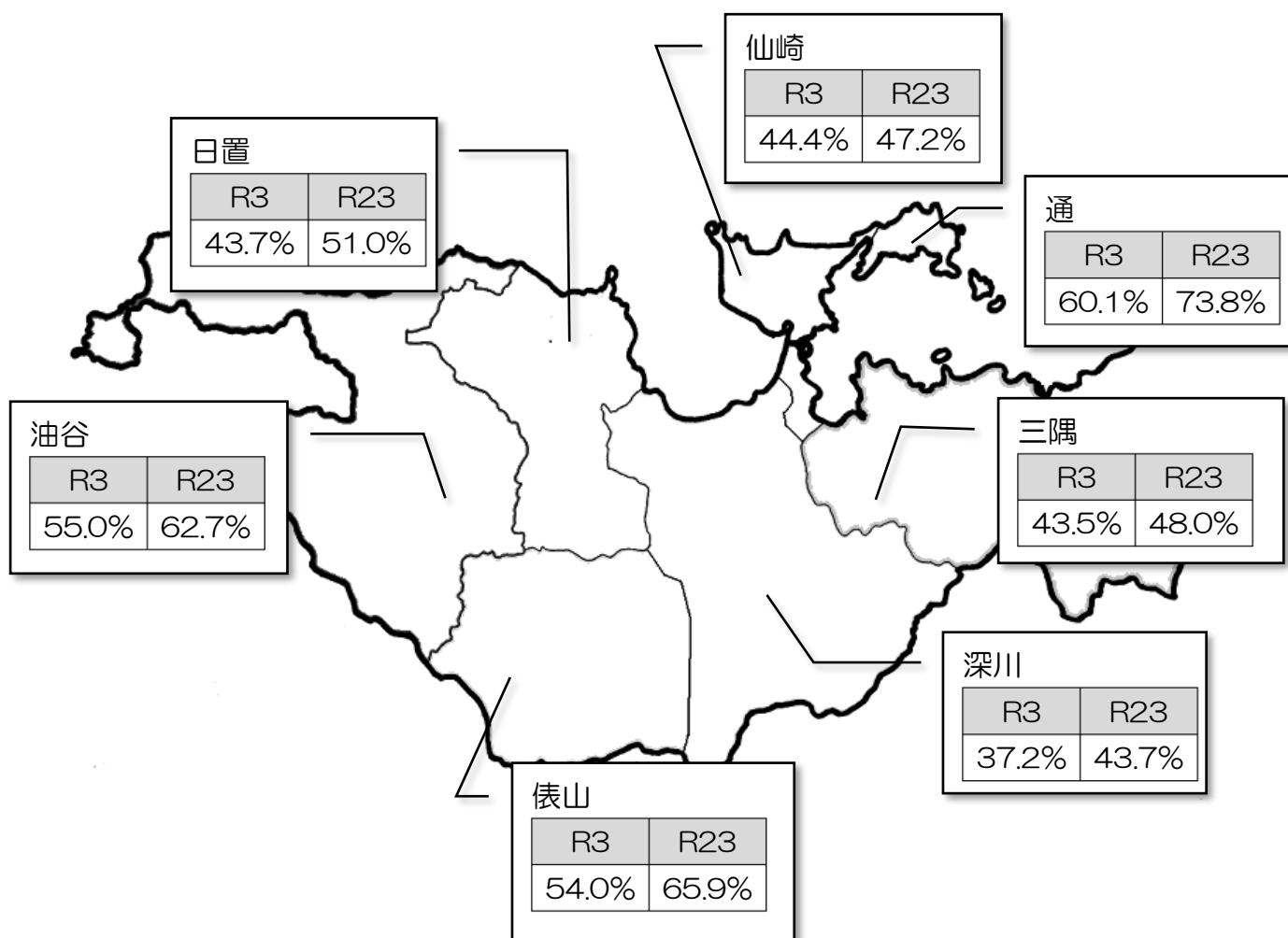
- 少子高齢化の進展と人口減少
- 高齢者のみ世帯やひとり親世帯等見守りを必要とする人々の増加
- 要介護認定者や知的・精神障害者など、配慮や支援を必要とする人の増加

## (2) 地域別の状況

本市は、旧市町からなる7つの地区から構成されており、各地区の高齢化率には大きな格差がみられます。地域別の高齢化率をみると、令和3年時点では通地区の高齢化率が最も高く、令和23年には7割を超える見込みとなっています。

今後、各地区がコミュニティとして維持され、発展していくためには、生産年齢人口の確保とそれに伴う年少人口割合の増加を図ることが重要です。

### ■地区別の高齢化率



## ①通地区

### 1. アンケートからみる現状

#### ○地域での生活について

- ▶地域の関係について、他の地区と比較すると「家族ぐるみでつきあいがある隣近所の人がある」「留守にするときには、用が頼める隣近所の人がある」を合わせた割合が高くなっている。
- ▶「住んでいる地域が好きだ」の肯定率は7割程度となっている。また「地域のために役に立ちたい」と回答した割合は6割を超えている。
- ▶老後の生活における不安について、他の地域と比較して「交通手段が少なく、病院や買い物などに行くときに不便なこと」の割合が高くなっている。

#### ○住民活動、地域福祉活動について

- ▶地区の活動や行事への参加率は他の地域と比較して低く、3割程度となっている。
- ▶ボランティア活動についても参加率は他の地域と比較して低く、40歳～64歳では3割程度が、65歳以上では2割程度が「興味や関心がない」と回答している。

#### ○災害について

- ▶防災訓練に参加した割合は他の地域と比較して高く、3割程度となっている。
- ▶災害時に困ることとして、「避難場所で医療ケアなどが受けられるか不安」「要支援者（高齢者・障害者・乳幼児など）に配慮された避難所に避難できるか不安」の割合が他の地区と比較して高くなっている。

#### ○福祉サービスについて

- ▶今後進めていくべき福祉サービスについて、他の地区と比較して「病院まで遠い地域への医師や保健師の派遣」の割合が高くなっている。

### 2. 団体ヒアリングからみる現状

- ▶少子高齢化の進展により、見守りが必要な世帯が増加する一方で地域の担い手が不足している。
- ▶他の団体との交流機会が不足している。



#### 通地区の課題

- 地域への愛着や「役に立ちたい」という意識を地域福祉活動の実践につなげられるきっかけが必要である。
- 避難所について不安を感じている人が多く、災害時でも必要な支援を受けられるよう福祉避難所等の整備が求められる。
- 地域活動団体が地区を越えて連携できるネットワークが必要である。



### 3. 地区懇談会

通地区では、地区懇談会のテーマと目指す姿を以下のように設定しています。

#### ■テーマと目指す姿

テーマ	独居高齢者の食事が心配
具体的な取組	・年に2回ほど簡単な料理教室を開く

#### 未来の姿

独居高齢者の身体不自由な人は安い金額で配食サービス

少しでも料理ができる人は簡単な料理教室をする

- ・男女問わず簡単にできる料理をする
- ・通の魚を活かした料理の習得
- ・市に補助金をつけてもらい、安い配食サービスを展開する

#### ■地区懇談会の様子



## ②仙崎地区

### 1. アンケートからみる現状

#### ○地域での生活について

- ▶40 歳未満では「隣近所の人ほとんど顔も知らない」の割合が3割程度となっている。
- ▶「住んでいる地域が好きだ」の肯定率は8割を超え、「地域のまとまりは良いほうだ」の肯定率は7割を超えている。特に40 歳未満は他の年代よりも「住んでいる地域が好きだ」の肯定率が高く、若い世代の地域への愛着度は高くなっている。一方で、地域のまとまりについては若い世代の肯定率は比較的低くなっている。

#### ○住民活動、地域福祉活動について

- ▶40 歳未満では半数以上が地域活動に参加しておらず、またボランティア活動についても4割程度が「興味や関心がない」と回答している。

#### ○災害について

- ▶他の地域と比較して「避難場所を知らない」の割合が高くなっており、特に40 歳未満においては3割以上が避難場所を知らないと回答している。

#### ○福祉サービスについて

- ▶今後進めていくべき福祉サービスについて、他の地域と比較して「通院や買い物などの外出時の付き添い」の割合が高くなっている。

### 2. 団体ヒアリングからみる現状

- ▶子育て世帯や若年層の活動が少なく、人や地域とのつながりを持つことが難しくなっている。
- ▶高齢者世帯が増加し、見守りが必要な人は増加する一方で地域の担い手が不足している。



#### 仙崎地区の課題

- 若い世代の地域への愛着度は高い一方で、地域活動やボランティアへの関心が持てていないことから、地域への愛着をきっかけに活動へ巻き込む仕掛けが必要である。
- 防災意識が低く、災害時に助け合える地域のつながりが求められる。
- 外出に不安を抱える人が多く、地域活動団体とも協力してサービスを充実させる必要がある。

### 3. 地区懇談会

仙崎地区では、地区懇談会のテーマと目指す姿を以下のように設定しています。

#### ■テーマと目指す姿

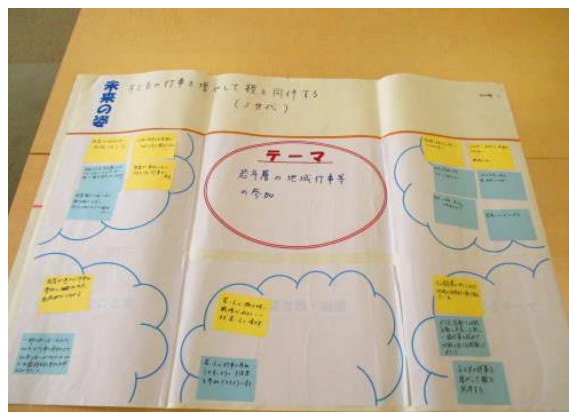
テーマ	若年層の地域行事等の参加
具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>• PTA 活動と地域活動を共有した新しい行事を始めて、地域の良さを理解してもらう</li> <li>• 若者との交流を密にして解決策を見出す</li> <li>• 外からの転入を歓迎し、働ける場を増やす</li> <li>• スポーツ等を通じた若者と高齢者の交流</li> <li>• 若者のリーダーを育成する</li> <li>• 一部の知り合いの 30 代、40 代を行事に参加させ、その知り合いが他の 30 代、40 代の参加を積極的に呼びかけるなど、若者から若者への声掛け</li> <li>• 若者が行事に参加しやすいよう子どもたちが参加できる行事を開催する</li> </ul>

#### 未来の姿

#### 子どもの行事を増やして、親を同伴する（三世代交流）

- 今の若年層が中心となり、地域の活性化に取り組んでいる
- 若者の住みやすい地域になっている
- 若者が参加したくなる行事がある
- 仙崎小学校の生徒数が 300 人くらいに増える
- 若者が高齢者の手助けを率先して行う
- 三世代・四世代の家族が増えている
- 若者が働きやすい職場がある

#### ■地区懇談会の様子



### ③深川地区

#### 1. アンケートからみる現状

##### ○地域での生活について

- ▶他の地域と比較して近所の人と深い関係を築いている人の割合が低く、特に40歳未満ではその傾向が顕著に表れている。
- ▶「住んでいる地域が好きだ」の肯定率は8割を超え、「今の生活に満足している」の肯定率は7割を超えている。

##### ○住民活動、地域福祉活動について

- ▶地域の行事や活動に参加している割合は他の地区と比較して低くなっており、特に40歳未満では参加している割合が2割程度となっている。

##### ○災害について

- ▶他の地域と比較して「避難場所を知らない」の割合が高くなっている。
- ▶防災訓練に参加した割合は3割程度となっており、65歳以上では2割に達していない。

#### 2. 団体ヒアリングからみる現状

- ▶深川地区社協で取り組んでいる活動について、一部の人がしか利活用できておらず、徒歩で参加できる範囲で気軽に集える場の整備が不十分である。
- ▶メンバーの世代に偏りがあり役員のなり手がいない。
- ▶子ども食堂としてだけでなく地域交流の場、親世代の息抜きの場、生活困窮者支援等を行っているが、プライバシーへの配慮もあり本当に困っている人の情報を入手しにくい。
- ▶活動メンバーの専門性の不足や、必要な情報が集められない。
- ▶支援を必要とする人が相談できる窓口の整備が不十分である。



#### 深川地区の課題

- 地域関係の希薄化が進んでおり、地域の関係づくりとともに避難場所の周知や防災訓練への参加率向上に取り組むことが必要である。
- 若い世代が地域活動へ参加できるきっかけが必要である。
- 他の地区と比較して支援を必要とする人が多いことも考えられるため、身近な相談窓口の充実や孤立を防ぐ取組が求められる。

### 3. 地区懇談会

深川地区では、地区懇談会のテーマと目指す姿を以下のように設定しています。

#### ○東深川地区

##### ■テーマと目指す姿

テーマ	地域づくりのリーダー・後継者の不足（若者の参加・協力）
具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就職先の確保など、若者が住みやすい地域づくり</li> <li>・安心して子育てができる環境づくりなど、若者の支援体制の充実</li> <li>・地域リーダーのネットワークづくりの支援</li> <li>・各部会のリーダーが信頼できる後輩を育てる</li> </ul>

##### 未来の姿

就職・結婚・子育てなど若者が住みやすいまち  
後継者づくりと集団組織づくり  
多くのネットワークを活用した広報

- ・若者の働く場の増加と地域の発展
- ・後継者の増加
- ・若者を呼び込みやすい体制づくり

#### ○西深川地区

##### ■テーマと目指す姿

テーマ	若者の後継者不足
具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の人たちが互いに声をかけ合える雰囲気づくり</li> <li>・魅力ある行事を行う</li> <li>・若者同士のネットワークの強化</li> <li>・地域で子育てできる環境づくり</li> <li>・雇用の充実</li> </ul>

##### 未来の姿

若者と高齢者が一緒になって笑顔で行事を開催できる地区  
～地域のネットワークの強化～

- ・安心して生活できる住みやすいまちづくり
- ・若い世代が増え、若者と高齢者が楽しく集う活気あるまち
- ・若者が地区行事の企画立案を行う
- ・若者が積極的に参加できるような活動を行い、若者の参加が増える
- ・若い世代が定住する

○向陽・大畑地区

■テーマと目指す姿

テーマ	地域づくりのリーダー・後継者の不足（若者の参加・協力）
具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校と連携して若い親に行事の参加を呼びかける</li> <li>・小学校のうちから授業に地域の伝統行事を取り入れる</li> <li>・他県からの移住者に意見を聞く</li> <li>・地域のコミュニケーションの強化</li> <li>・近くで働く場をつくる</li> <li>・湯本温泉を活かした事業者の誘致</li> <li>・企業の若者が参加しやすい環境づくり</li> <li>・子ども会と老人会のふれあう機会づくり</li> <li>・空き家をアパートとして活用する</li> </ul>

未来の姿

納涼祭等の地域活動を通じた高齢者と若者のつながりづくり

- ・湯本の温泉街に活気があふれ、雇用が増えて若者も増える
- ・小さい子が大人になって、自然に行事に参加できる環境
- ・現在の人口維持と若者の定住者の増加
- ・子、孫、三世代で過ごせる社会
- ・南条、ういろうなど地域文化の後継者を育てる

■地区懇談会の様子（東深川地区、西深川地区、向陽・大畑地区）



東深川地区

西深川地区



向陽・大畑地区

## ④俵山地区

### 1. アンケートからみる現状

#### ○地域での生活について

- ▶「家族ぐるみでつきあいがある隣近所の人がいる」と回答した割合が他の地区と比較して高くなっている。
- ▶「住んでいる地域が好きだ」「地域のまとまりは良いほうだ」の肯定率はどちらも7割を超えており、また「地域のために何か役に立ちたい」の肯定率は5割を超えている。

#### ○住民活動、地域福祉活動について

- ▶他の地区と比較して地域の行事や活動に参加している割合が高く、4割程度となっている。
- ▶ボランティア活動について、5割近くが「きっかけがあれば参加してみたい」と回答しており、参加意欲は高いことがわかる。

#### ○災害について

- ▶防災訓練について、65歳以上の参加率は2割に達しておらず、その理由として「参加の機会がなかった（訓練がなかった）ため」の割合が最も高くなっている。

#### ○福祉サービスについて

- ▶今後進めていくべき福祉サービスについて、他の地区と比較して「病院まで遠い地域への医師や保健師の派遣」の割合が高くなっている。

### 2. 団体ヒアリングからみる現状

- ▶地区では高齢化の進展が顕著であり、病院も遠いことから生活に不安を感じている人も多くなっている。
- ▶活動していくうえで情報収集や発信が難しく、他の団体との交流機会が不足している。



#### 俵山地区の課題

- 「地域のために何か役に立ちたい」「きっかけがあれば参加してみたい」と考えている人に活動を実践してもらう機会をつくることが求められる。
- 災害時に備え、地域での防災訓練の機会を充実させることが必要である。
- 地域で安心して暮らせるよう、福祉サービス等の充実が特に求められている。



### 3. 地区懇談会

俵山地区では、地区懇談会のテーマと目指す姿を以下のように設定しています。

#### ■テーマと目指す姿

テーマ	地域での高齢者との関わり方
現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サロンや敬老会、行事の参加が少ない</li> <li>・交通が不便（免許がない人が多い）</li> <li>・百円市を兼ねて高齢者が集まっている（週1～2回）</li> <li>・耳が遠い、足が悪い等のため人付き合いが薄くなっている</li> <li>・高齢者本人があまり出たがらず、会話などは電話で済ませている</li> <li>・地域のイベント、祭り等が以前より少ない</li> <li>・買い物をする機会が少ない</li> </ul>
具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空き家を活用した色々なテーマのサロン活動</li> <li>・やりたい人、できる人が活動し、時間に縛られず集まれる場づくり</li> <li>・様々な方法による受け皿作り</li> </ul>

#### 未来の姿

俵山でよかったと思える不安のない老後の生活  
 自由な移動手段が確保された生活  
 全自動の車が各家1台ある

#### ■地区懇談会の様子





## ⑤三隅地区

### 1. アンケートからみる現状

#### ○地域での生活について

- ▶「住んでいる地域が好きだ」の肯定率は9割近くとなっており、「地域のまとまりは良いほうだ」の肯定率は8割を超えている。
- ▶「これからだんだん良くなる地域だ」の肯定率を年代別にみると、40歳未満の肯定率が他の年代よりも高くなっている。

#### ○住民活動、地域福祉活動について

- ▶他の地区と比較して地域の行事や活動、ボランティア活動に参加している割合が高くなっている。
- ▶ボランティア活動について、40歳未満では6割が「きっかけがあれば参加してみたい」と回答しており、参加意欲は高いことがわかる。

#### ○災害について

- ▶他の地域と比較して防災訓練への参加率が高い。一方で、65歳以上の参加率は3割に達していない。

### 2. 団体ヒアリングからみる現状

- ▶地域福祉として取り組む範囲が広く、住民にもメンバーとして関わってほしい。
- ▶情報発信や他の団体と交流する場が不足している現状がある。
- ▶地域住民には、活動について理解を深めてほしい。



#### 三隅地区の課題

- 地域活動・ボランティア活動に参加意欲のある若い世代を、実際に活動へ巻き込むきっかけが必要である。
- 65歳以上の人も積極的に防災訓練に参加できるよう、地域ぐるみでの防災の取組が必要である。
- 地域活動に関する団体同士のネットワークを構築し、情報共有や連携を深めることが必要である。

### 3. 地区懇談会

三隅地区では、地区懇談会のテーマと目指す姿を以下のように設定しています。

#### ■テーマと目指す姿

テーマ	独居高齢者及び二人暮らし高齢者の見守り体制・安否確認
具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 玄関に目印の旗を立てる</li> <li>・ 自治会長に相談する</li> <li>・ 消防団に協力してもらう</li> <li>・ 若者の団体協力</li> <li>・ 学校の協力</li> </ul>

#### 未来の姿

みんなで元気！！イキイキとしたまちづくり

- ・ 男性のグループ活動の場づくり
- ・ 近所の人たちの声掛け推進
- ・ 自動運転の早期の普及

#### ■地区懇談会の様子



## ⑥日置地区

### 1. アンケートからみる現状

#### ○地域での生活について

- ▶地域の関係について、5割近くが「顔をあわせればあいさつする程度の付き合いがある」となっており、40歳未満では他の世代と比較して「隣近所の人顔は知っているが、声をかけたことはほとんどない」の割合が高くなっている。
- ▶「住んでいる地域が好きだ」の肯定率は9割程度となっている。一方で「これからだんだん良くなる地域だ」の肯定率は2割程度となっており、特に40歳未満は他の年代と比較して低くなっている。
- ▶老後の生活における不安について、他の地域と比較して「交通手段が少なく、病院や買い物などに行くときに不便なこと」の割合が高くなっている。

#### ○住民活動、地域福祉活動について

- ▶地区の活動や行事への参加率は、40歳未満は他の年代と比較して参加率が低く、またボランティア活動についても5割以上が「興味や関心がない」と回答している。

#### ○災害について

- ▶防災訓練の参加率は、65歳以上が著しく低く1割程度となっている。その理由として、「参加の機会がなかった（訓練がなかった）ため」の割合が高くなっている。

### 2. 団体ヒアリングからみる現状

- ▶自治会等と連携しながら地域の見守り活動や、地域包括支援センターや民生委員・児童委員協議会と連携し、地域の情報共有や相談支援などを行っている。
- ▶地域住民には団体の活動に理解を深めてもらいたいと感じている。



#### 日置地区の課題

- 地域の将来展望が見えておらず、「自分たちで地域を良くしていく」という意識づくりから取り組む必要がある。
- 高齢者の防災意識向上に取り組む必要があり、地域での防災訓練の機会の充実と周知が求められる。
- 既存の地域活動団体だけでなく、地域住民も巻き込んで支え合いの仕組みをつくる必要がある。

### 3. 地区懇談会

日置地区では、地区懇談会のテーマと目指す姿を以下のように設定しています。

#### ■テーマと目指す姿

テーマ	地域行事への参加者の減少
具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1人暮らし、2人暮らしの方のサロンへの参加促進</li> <li>・ 盆踊りなど時節のイベントの活性化</li> <li>・ 伝統的な祭りに新しいやり方をプラスする</li> <li>・ 若い世代の移住促進</li> <li>・ 行事に家族ぐるみで子ども達が積極的に参加する</li> <li>・ 若者の定住を促進することで災害等の有事の際の力になる</li> </ul>

#### 未来の姿

集まることで地域力アップ！ → ●●の時の力になる

- ・ 各自治会で行われている祭りが受け継がれている
- ・ 少子化が改善されている
- ・ 行事を行う事で地域交流が進んでいる
- ・ 地域行事・サロンが続いている
- ・ 若者の定住

#### ■地区懇談会の様子



## ⑦油谷地区

### 1. アンケートからみる現状

#### ○地域での生活について

- ▶地域の関係について、65歳未満では「顔をあわせればあいさつする程度の付き合いがある」の割合が6割程度となっている。
- ▶「地域のために何か役に立ちたい」の肯定率は高く、65歳未満の肯定率は7割程度となっている。
- ▶老後の生活における不安について、他の地域と比較して「交通手段が少なく、病院や買い物などに行くときに不便なこと」の割合が高くなっている。

#### ○住民活動、地域福祉活動について

- ▶地区の活動や行事への参加率は比較的高く、5割近くとなっている。
- ▶ボランティア活動について、40歳未満では3割が「興味や関心がない」と回答している。

#### ○災害について

- ▶防災訓練に参加した割合は他の地域と比較して低く、2割程度となっている。特に65歳以上の参加率は他の年代と比較して著しく低く、1割程度となっている。

### 2. 団体ヒアリングからみる現状

- ▶高齢化や過疎化の進行により自治会単位の活動が難しくなっている。
- ▶地域の担い手についても高齢化が進み、人材の確保・育成に取り組まなければならない。
- ▶遠方の地域でも必要なものが入手できるよう、注文販売及び運送の仕組みをつくる必要がある。



#### 油谷地区の課題

- 地域活動や行事への参加率は高い一方で地域関係はあまり深められておらず、地域の関係づくりにつなげられる活動や行事を企画する必要がある。
- 特に高齢者を中心に防災意識の向上に取り組む必要がある。
- 交通手段や買い物等に不安を感じる人が多く、移動や注文販売などの福祉サービスについて検討する必要がある。
- 自治会の在り方について検討し、自治会機能の維持に向けた取組が求められる。

### 3. 地区懇談会

油谷地区では、地区懇談会のテーマと目指す姿を以下のように設定しています。

#### ■テーマと目指す姿

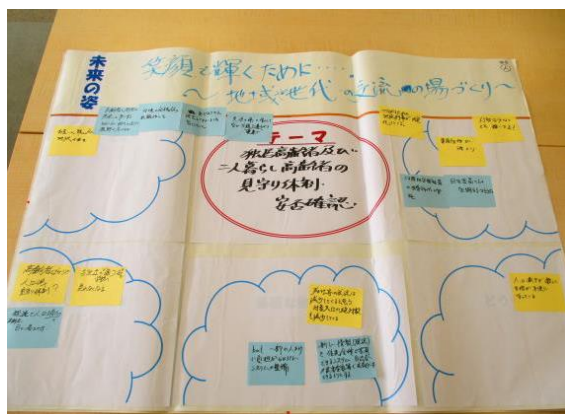
テーマ	独居高齢者及び二人暮らし高齢者の見守り体制・安否確認
具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者と若者の交流を多くする</li> <li>・ 新しい情報を住民全体で共有できるシステムをつくる (自治会や民生委員等でデータを共有できるようにする)</li> <li>・ 地区福祉員、民生委員の定期的な訪問の実施</li> <li>・ 観光資源を活かした新規住民による人口増加</li> <li>・ 日常の会話づくりや施設づくりを行い、交流の場を増やし、皆が笑顔で暮らせるまちづくり</li> </ul>

#### 未来の姿

笑顔で輝くために・・・。  
～地域や世代の交流の場づくり～

- ・ お互いに話し合える地域である
- ・ 繋がるための地域行事が活発化している
- ・ 人口は少なくても輝いている
- ・ 集落自体の消滅（人口減少）
- ・ 子ども達が学校へ通う姿が見れなくなる（少子化）
- ・ 生活が不便になっている

#### ■地区懇談会の様子



### (3) 地域福祉を支える様々な地域資源と市民協働

少子高齢化や世帯構造の変化が進んでいく中で、支援を必要とする市民に対し、地域として一体的に取り組む課題は数多く、多様化しています。

本市には、「医療・福祉サービス」「地域拠点」「地域を支える人材」等地域福祉を推進するうえで重要な役割を担う様々な地域資源があり、多様化する地域課題の解決に向けた活用等が期待されます。

一方で、地域コミュニティそのものが人口減少や少子高齢化に伴って大きく変容し、一部にはコミュニティ機能の維持が危惧される状況が見受けられます。

このような状況を受け、それぞれのコミュニティ単位で、行政との協働関係によるまちづくりに取り組んでいくことが求められます。

#### ■長門市のNPO・ボランティア団体一覧

地区	団体名	活動内容
俵山	特定非営利活動法人 ゆうゆうグリーン俵山	俵山の自然の活用に係る情報の収集及び発信、意識の啓発等。自然環境を守りながら住民及び団体のネットワークの構築と新産業の創出を図る。
市全域	特定非営利活動法人 キュア ポート	精神障害者への自立生活支援及び社会復帰に関する事業。
市全域	特定非営利活動法人 サポートセンターゆうゆう	障害者に対して、生活介護事業、就労継続支援B型の多機能事務所として、地域で安心して自立した日常生活及び社会生活が送れるよう支援を行う。
市全域	特定非営利活動法人裕心会	すべての高齢者が、住み慣れた地域で暮らせるよう、必要なサービス活動を行う。
市全域	特定非営利活動法人つなぐ	地元への就職・創業が実現できる環境を整え、「まち」「ひと」「しごと」のハブ機能を構築し、地域の未来を自ら創造できる人材を育成。
市全域	ちびたまのしっぽ愛護会	動物の保護及び里親斡旋に関わる事業、動物の適正飼養の相談など動物の福祉の向上に関わる事業、動物愛護と生命尊重の精神を育む事業などを行う。
市全域	特定非営利活動法人 山口県断酒会	アルコール依存症者のための自助集団及び市民団体として、断酒活動を実践する。
市全域	特定非営利活動法人ひまわり	住み慣れた地域で、高齢者及び障害者が、健康で安心して暮らしていくことができる「生活リハビリ」中心の自立支援を行う。
市全域	特定非営利活動法人 長門市手をつなぐ親の会	長門地域の障害者に対して、障害者福祉サービス事業を行う。
市全域	特定非営利活動法人 生き生きネットみすみ	障害者及び高齢者等に対して、食生活の維持、相談及び援助に関する事業を行い、生きがいのある充実した生活をサポートする。他の施設や機関とともに地域に根ざしたネットワークを構築する。
市全域	特定非営利活動法人さざんか	長門地域の障害者及び地域住民に対して、精神保健福祉の普及啓発及びその福祉施策の促進に関する事業を行う。
市全域	特定非営利活動法人 しぜんとあそびたい	子ども達に自然体験活動を行う機会を提供し、自然を回復させる活動を通して、環境保全を図り子ども達の健全育成を推進する。
市全域	特定非営利活動法人スタッフ	過疎、高齢化する地域社会のため、農業を通じた環境の保全や経済発展を目指し、高齢者や障害者への支援活動を推進する。
市全域	特定非営利活動法人 パッシブ地中熱 大地の風	自然エネルギーを活用した省エネルギー並びにカーボン・オフセット社会等の普及、啓発を図る。
油谷	特定非営利活動法人むかつく	長門市油谷地域に居住する住民に対して、地域福祉及びまちづくりの推進等に関する事業を行う。

地区	団体名	活動内容
市全域	特定非営利活動法人 金子みすゞ顕彰会	金子みすゞの詩心の啓蒙及び金子みすゞに関する資料の収集、展示等を行い、広く市民の文化の向上に資するとともに、地域の恵まれた自然環境及び歴史的背景を活かした「心のふるさと」づくりに貢献する。
市全域	特定非営利活動法人きらり	障害者をはじめとする社会的弱者に対して、地域の産業、文化及び人々と密着し、連携した支援事業を行う。
油谷	特定非営利活動法人 ゆや棚田景観保存会	長門市棚田保護条例により指定された指定区域内の棚田の景観の保全及び継承に関する事業を行う。
市全域	特定非営利活動法人 エヌピーオーながと	古典芸能や各種演劇上演等芸術文化の鑑賞の機会を提供する事業等を行うことによって芸術文化を振興する。
市全域	特定非営利活動法人人と木	森林環境を守る活動、木の文化を伝えていく活動、暮らしに木を取り入れていく活動、経済を活性化させていく活動、子どもの心を豊かにする活動を「木育」として、「木育」に関する事業を行う。
市全域	特定非営利活動法人 ヴァイセアドラー山口	地域住民や子どもに対して、プロ選手などによるイベント開催、スポーツ大会やスポーツスクールの主催・運営などの事業を行う。
市全域	特定非営利活動法人 やまぐち子育て長門	育児不安を解消するために、多数の親子が一緒に楽しく遊べる場の提供、ファミリーサポートとしての託児サービス及び育児相談会の実施並びに学童保育の支援を行う。 小さい子どもと地域のお年寄りとの交流活動、たくさんのお年寄りが楽しく集える場の提供、生涯教育につながる日本伝統文化工芸の伝承、地域のお年寄りへのいたわりの介護等を行う。
長門	音訳グループ こだま会	音訳活動による視覚障害者への情報支援。広報紙や長門時事の音訳活動、当事者団体との交流等。
長門	長門手話友の会	定例会・手話講習会の開催、手話通訳による聴覚障害者への情報支援、福祉教育・サロン会への協力等。
長門	ボランティアグループ 陶芸部	陶芸実習を通じての交流。作品の売上金を福祉事業に寄付。
長門	コーラスグループ コスモス	歌・コーラスによる福祉施設訪問活動。
長門	仙崎婦人会	ひとり暮らし高齢者の弁当づくり、学校活動支援、環境美化活動、その他ボランティア活動。
長門	点訳ひまわりの会	点訳活動による視覚障害者への情報支援。当事者団体との交流、福祉教育への協力等。
長門	長門母子寡婦福祉会	福祉施設訪問、清掃活動、地域づくり活動等。
長門	にこにこ会	研修会や会議時の託児、障害者の支援。
長門	長門要約筆記「青い海」	要約筆記、ノートテイクによる聴覚障害者への情報支援活動。
長門	発達障害を考える会 ブルースター	発達障害児・者とその家族への支援及び発達障害に関する講演会など啓発活動。
三隅	リフォームボランティア どんぐりの会	牛乳パックや古布等のリフォーム。作品の売上金を福祉事業に寄付。
三隅	ひなげし	福祉施設のおしめづくり。
三隅	孫の手	障害者福祉施設の洗濯物・ペーパーたたみ活動。
三隅	MOA ゆめサークル	花の活けこみによる福祉施設訪問活動。リサイクル花器の作製。
三隅	サクラ	福祉施設のおしめづくり。
日置	ヒューマンリング	ひとり暮らし高齢者誕生祝い配布事業（毎月1回）の支援。
日置	やってみよう会	チリトリづくりを通じての交流及びイベントへの参加。売上金の一部をボランティア活動事業に寄付。



地区	団体名	活動内容
日置	黄波戸銭太鼓	銭太鼓による福祉施設訪問活動。
日置	たいやきの店	たいやきの店（毎週金曜日）の営業及びイベントへの参加。売上金の一部をボランティア活動事業に寄付。
日置	栄美会	日舞による福祉施設訪問活動。
日置	日置りぼんの会	絵手紙を通じて高齢者の介護予防活動を支援。
日置	ベルーナハキ	ハンドベルによる福祉施設訪問活動。
日置	あすなる会	手芸を通じて高齢者の介護予防活動を支援。
日置	さくら会	銭太鼓による福祉施設訪問活動。
日置	音楽たのしみ隊 ハキ・わっはっは	音楽を通じて高齢者の介護予防活動を支援。サロンへの出前講座協力。
油谷	油谷婦人会	小学校での活動支援・特別支援学級訪問、イベントへの参加・協力、リサイクル活動等。
油谷	よみっこクラブ	幼児・児童を対象とした絵本や紙芝居等の読み聞かせ活動。
油谷	寿藤会	学校活動支援、福祉施設訪問・ボランティア活動等。
油谷	たんぼぼクラブ	ギターやオカリナ等の演奏による福祉施設訪問活動。
油谷	油谷手話の会	定例会・手話講習会の開催、手話通訳による聴覚障害者への情報支援、福祉教育への協力等。



## 第2章 第3次計画の評価・課題の把握

### (1) 基本目標1 安全で安心な住みよい地域をつくる

#### ①基本施策1-1 地域における相談・見守り体制の充実

第3次計画では、各種相談員による相談活動の充実や連携の強化、見守り活動を行ってきました。令和2年度はコロナ禍の影響もあり、相談員による訪問活動や研修は控える動きとなっていました。相談件数は増加している傾向がみられます。

また、見守り体制の整備として緊急通報装置の設置を進めていますが、利用者から高い評価を得ている一方で、地域ごとの利用人数に差がみられます。

#### ■前計画における数値目標と推移

成果指標	前計画における 目標値 (令和3年)	推移			
		平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
地域見守り体制 整備事業利用者数	250人	237人	243人	236人	228人
地域見守り活動(まめ かいねネットワーク) 事業協力事業者数	15事業者	13事業者	14事業者	14事業者	14事業所

#### ②基本施策1-2 支援の声をあげられない方への支援

第3次計画では、虐待の防止や社会的孤立を防ぐ取組を行ってきました。虐待の予防及び早期発見・早期解決につなげるためのネットワークの構築や、周知・啓発に努めていますが、虐待の背景には様々な課題があることが考えられるため、継続して取組を進める必要があります。

また、社会的孤立を防ぐ取組として介護者同士の交流の機会づくりや高齢者の閉じこもり予防、生活困窮者への自立支援、更生保護の取組等を進めています。特に生活困窮者への支援については、コロナ禍の影響による困窮者の増加も予想されるため、潜在的対象者の掘り起しや就労支援などの更なる充実が求められています。

#### ■前計画における数値目標と推移

成果指標	前計画における 目標値 (令和3年)	推移			
		平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
生活困窮者自立支援 事業支援件数	30件	15件	23件	17件	17件

### ③基本施策1-3 安全・安心なまちづくりの推進

第3次計画では、地域の中で安全・安心に暮らしていけるよう、自主防災組織の育成及び防災・防犯意識の高揚や健康な地域づくり、バリアフリーのまちづくりに取り組んできました。住民意識は高揚してきているものの、地区によって防災講座の開催回数に偏りがあることや、コロナ禍における健康づくりや生きがいつくりの取組が停滞していること等の課題がみられます。

防災・防犯分野では避難行動要支援者が災害の際に迅速に避難できるよう関係機関との連携や地区住民への啓発、健康づくり・生きがいつくりの分野ではアフターコロナを見据えた取組の再検討や受診率向上のための周知・啓発等が求められます。

#### ■前計画における数値目標と推移

成果指標	前計画における 目標値 (令和3年)	推移			
		平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
防災訓練の実施率	30.0%	23.8%	37.5%	41.1%	35.0%
介護予防講座の開催回数	150回	124回	94回	72回	55回
特定健康診査受診率	36.0%	27.6%	29.3%	33.5%	32.6%
各種スポーツ大会等の実施	80回	84回	92回	94回	20回

## (2) 基本目標2 多様な福祉サービスを提供する

### ①基本施策2-1 総合的な相談体制・支援機能の充実

第3次計画では、関係機関との連携や情報の共有化、職員の資質向上に向けた取組を通じて相談支援体制及び機能の充実に取り組んできました。令和元年度以降は地域包括支援センターを市内3カ所に設置したことで、相談窓口が地域住民にとってより身近となり相談件数の増加につながっています。専門性の高い法律相談については弁護士等の専門職からの助言のもと対応方針を検討し、早期解決に向けた取組を行っています。

近年、地域住民の抱える課題は複合化・複雑化してきているため、令和元年度より高齢福祉課地域包括ケア推進室内に福祉総合相談窓口を設置し、多機関と連携した支援が行えるよう努めており、今後更に、包括的相談支援体制の整備を図ることが求められています。

#### ■前計画における数値目標と推移

成果指標	前計画における 目標値 (令和3年)	推移			
		平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
地域包括支援センターへの総合相談件数	450件	535件	657件	1,091件	1,613件

## ②基本施策2-2 多様な情報提供体制の整備充実

第3次計画では、読み上げソフトに対応したホームページの作成やケーブルテレビの文字放送、点訳事業・音声訳事業など、様々な人が理解できるように、わかりやすい情報提供に取り組んできました。一方で、読み上げソフトに対応できていないページがあること、情報量が多いことなどの課題もあるため、適切な情報の選別やアクセシビリティの考え方に基づくホームページの作成に取り組む必要があります。

また、ICT活用の観点から、光ファイバー網の整備や利用者のニーズに応じたフリーWi-Fiのアクセスポイントの拡充などが求められています。

### ■前計画における数値目標と推移

成果指標	前計画における 目標値 (令和3年)	推移			
		平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
市ホームページの アクセス件数	70.0万件	67.4万件	64.9万件	73.7万件	88.0万件

## ③基本施策2-3 充実した福祉サービス供給体制づくり

第3次計画では、各福祉計画に基づいた福祉サービスの提供や質の向上、事業所との連携強化に取り組んできました。地域ケア会議については目標値に達していませんが、要支援者等の自立に向けた手立ての検討や困難を抱える方への支援検討など会議を通じた地域課題の抽出や、ネットワークの構築につながっています。子育て支援センターやファミリーサポートセンターについては育児中の保護者の孤立防止や育児相談など、地域における子育て支援の拠点施設として機能しています。

事業によってはコロナ禍の影響を受けているものもあり、今後の事業継続に向けて検討する必要があります。

### ■前計画における数値目標と推移

成果指標	前計画における 目標値 (令和3年)	推移			
		平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
地域ケア会議の開催回数	40回	26回	28回	20回	12回
障害サービス利用率	19.0%	15.9%	18.0%	19.0%	20.0%
地域子育て支援センターの 利用者数	16,000人	14,274人	15,318人	15,551人	12,787人
ファミリーサポートセンター 会員数	180人	204人	153人	144人	163人

#### ④基本施策2-4 福祉サービス利用者の権利擁護

第3次計画では、地域生活支援センター「ふらっとホーム」を拠点とした日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の実施と普及・啓発や、成年後見制度の利用促進に取り組んできました。日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の利用人数は増加傾向にあり、また高齢化による認知症高齢者の増加に伴って権利擁護制度の活用が必要なケースが増えています。

令和2年度より成年後見制度利用促進事業によって中核機関を高齡福祉課地域包括ケア推進室内に設置していますが、専門的助言を必要とする課題も多いため、弁護士等専門職と連携した相談体制を整備する必要があります。

##### ■前計画における数値目標と推移

成果指標	前計画における 目標値 (令和3年)	推移			
		平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の利用人数	45人	34人	31人	34人	40人
権利擁護（成年後見制度等）に関する相談件数	20件	36件	29件	20件	23件

### (3) 基本目標3 自助・互助・共助を高める

#### ①基本施策3-1 心のバリアフリー化の推進

第3次計画では、福祉体験活動や地域福祉に関する学習機会の充実、障害者や認知症高齢者など地域で暮らす様々な人に関する人権意識の向上に取り組んできました。一方で、広報・啓発を行っていてもなかなか人権への意識づけが浸透していない状況にあり、地域の人に参加しやすい企画や、認知症を正しく理解し見守る応援者を増やす取組が求められています。

また、昨年度策定された第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画では障害者の地域移行を進めることとしており、そうした観点からも引き続き心のバリアフリー化を進める必要があります。

##### ■前計画における数値目標と推移

成果指標	前計画における 目標値 (令和3年)	推移			
		平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
人権フェスティバル参加者満足度	85.0%	—	81.3%	100%	88.0%
人権教育セミナー参加者満足度	90.0%	83.7%	85.5%	100%	87.1%

## ②基本施策3-2 ボランティア活動の活性化

第3次計画では、協働意識の醸成やボランティア活動の普及と質の向上に取り組んできました。一方でボランティア登録数は高齢化の進行により減少傾向にあり、今までのボランティアグループ主体の活動スタイルを見直す必要があります。

今後のボランティア活動の活性化に向けて、ボランティアが活躍できる場づくり及び参加できる機会の更なる充実、市民がボランティア活動に興味を持てるような企画などが求められます。

### ■前計画における数値目標と推移

成果指標	前計画における 目標値 (令和3年)	推移			
		平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
ボランティア登録数	540人	462人	504人	488人	487人

## ③基本施策3-3 地域全体で支え合う体制づくり

第3次計画では、地域の活動拠点の充実や住民交流の促進、社会的孤立を防ぐための社会参加の機会づくり等に取り組んできました。また、市民協働のまちづくりを推進するため、地域協働体の設置を推進し、地域の課題解決に向けた取組を支援しています。

一方で、地域の担い手の高齢化や減少が進んでおり、サロンなどの活動拠点の維持が難しくなっている地区もあります。支え合う地域づくりに向けて、地域を担う人材の発掘及び育成や、高齢者サロンだけでなく障害分野や子育て分野など様々な人が集える場を充実させていく必要があります。

### ■前計画における数値目標と推移

成果指標	前計画における 目標値 (令和3年)	推移			
		平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
地域協働体設置面積の 全市に占める割合	75.0%	65.0%	65.0%	75.0%	80.0%
NPO認証数	25団体	24団体	24団体	24団体	21団体



## 第3部 計画の基本的な考え方

### 第1章 計画の基本理念・基本目標

#### (1) 基本理念

第3次計画においては、市民自身や隣近所（互助）、さらには地域全体（共助）が、それぞれの役割を担い、まちづくりの主役になることによって、誰もが住み続けたいまちになってほしいといった地域福祉の基本的な考え方を踏襲しながら、各種の取組が行われてきました。

第4次計画においては、この考え方を地域福祉の基本的な視点としながらも、社会情勢の変化や市民アンケートの意見を踏まえ、みんなが声をかけ合うことにより地域で孤立することなく、心をかよわせ、自然に笑顔があふれるまちづくりを目指していけるように新たな基本理念を掲げます。

#### ■基本理念

**声かけて 心かよわす  
笑顔あふれるまち 長門**

#### (2) 計画の基本目標

基本理念の実現にあたって、市民一人ひとりが地域共生社会の理念を理解し、地域を「一つの大きな家族」としてとらえ、時には手助けの必要な人に支援の手を差し伸べ、時には支えてもらったりする、そうしたまちの姿を追い求めるものとし、基本目標を次のように掲げます。

#### 基本目標1 共に見守り、支え合う地域づくり

地域共生社会の理念に基づき、年齢や性別、障害の有無等にかかわらず人権が尊重され、社会福祉協議会の機能強化をはじめ、市民誰もが主体的に社会参加できる環境をつくることで地域全体で支え合う地域福祉の推進に取り組めるまちづくりを目指します。

#### 基本目標2 安全・安心に暮らせるまちづくり

様々な支援を求める市民の声を見逃すことがないよう、見守りのネットワーク整備や気軽に相談できる支援体制等の充実とともに、防災・安全対策の推進、まちのバリアフリー化を進める等市民誰もが安全で、安心して暮らせるまちづくりを目指します。

#### 基本目標3 一人ひとりに優しい福祉サービスの提供

市民誰もが、人権が擁護された中で、ニーズにあった福祉サービスや多様な情報提供を受けることによって、自らの選択のもとに自己実現を果たし、自立した暮らしが実現できるまちづくりを目指します。

## 第2章 施策体系

声かけて  
心かよわす  
笑顔あふれるまち  
長門

### 基本目標1

共に見守り、  
支え合う地域づくり

- (1) 地域における相談・見守り体制の充実
- (2) 地域全体で支え合う体制づくり
- (3) 支援の声をあげられない方への支援
- (4) ボランティア活動の活性化
- (5) 心のバリアフリー化の推進
- (6) つながりの再開に向けて

### 基本目標2

安全・安心に  
暮らせるまちづくり

- (1) 関係機関との連携による防災・安全対策の推進
- (2) 市民の誰にも優しいバリアフリーのまちづくり
- (3) 多様な情報提供体制やコミュニケーション基盤の整備・充実
- (4) 健康づくりを支え合う環境づくりの推進

### 基本目標3

一人ひとりに優しい  
福祉サービスの提供

- (1) 総合的な相談体制・支援機能の充実
- (2) 充実した福祉サービス供給体制づくり
- (3) 福祉サービス利用者の権利擁護



# 第4部 地域共生社会の実現に向けて私たちが取り組むこと

## 第1章 基本目標1 共に見守り、支え合う地域づくり

### 基本施策 1-1 地域における相談・見守り体制の充実



#### 現状と課題

近年は核家族化や少子高齢化の進行などを背景に、地域の住民同士のつながりが希薄化しています。地域の中で安心して暮らしていくためには、市民相互の支え合いを活発にしていくとともに、関係機関や地域住民が連携し、地域の問題に気づき必要な支援につないでいく、地域における身近な相談・見守り体制を確立していくことが求められます。

#### ■具体的施策

##### ① 各種相談員による相談活動の充実と相互連携の強化

- ✓ 相談内容の多様化、複雑化に対応し、相談者のニーズに応じた的確なアドバイスができるよう、民生委員・児童委員をはじめ各種相談員の資質向上を図り、相談及び見守り活動の充実に努めます。
- ✓ 相互の連携強化や関係機関との連携強化に努めます。

##### ② 関係機関との連携と見守り活動の支援

- ✓ 地域に住む様々な人の課題について地域住民の認識を深め、市民全体の福祉意識の高揚を図るとともに、関係機関との連携による地域内の高齢者等の見守り活動を支援します。
- ✓ 今後増加が予想される認知症高齢者に対しては、認知症サポーターの増加を図る等地域が協力して、見守り体制の整備を進めます。
- ✓ 地域における自立した生活を支援するため、地域見守り体制整備事業（緊急通報装置利用）の普及啓発に努めます。

#### ■行動指針

##### 自助

- 自らの力では解決できない問題や悩み、不安等について、一人で悩まず、身近な人や相談員に相談します。
- 日頃から周囲の困っている人や家庭へ気配りをするようにします。
- 地域の一員としてコミュニティ活動に積極的に参加します。

##### 互助共助

- 地域住民や各種ボランティア組織・地域見守り活動協力事業者等がお互いに連携しながら、地域での見守りのネットワークをつくります。

##### 公助

- 地域からの相談内容に応じた的確な支援を行うとともに、必要に応じて専門機関等との連携を密に図ります。

#### ■成果指標

成果指標	指標の説明	目標数値		実施主体
		令和2年 (現状値)	令和8年 (目標値)	
地域見守り体制整備事業利用者数	緊急通報装置を利用している人数	228人	240人	高齢福祉課
まめかいねネットワーク事業協力事業者数	協力事業者として協定を締結している事業者数	14事業者	17事業者	地域福祉課



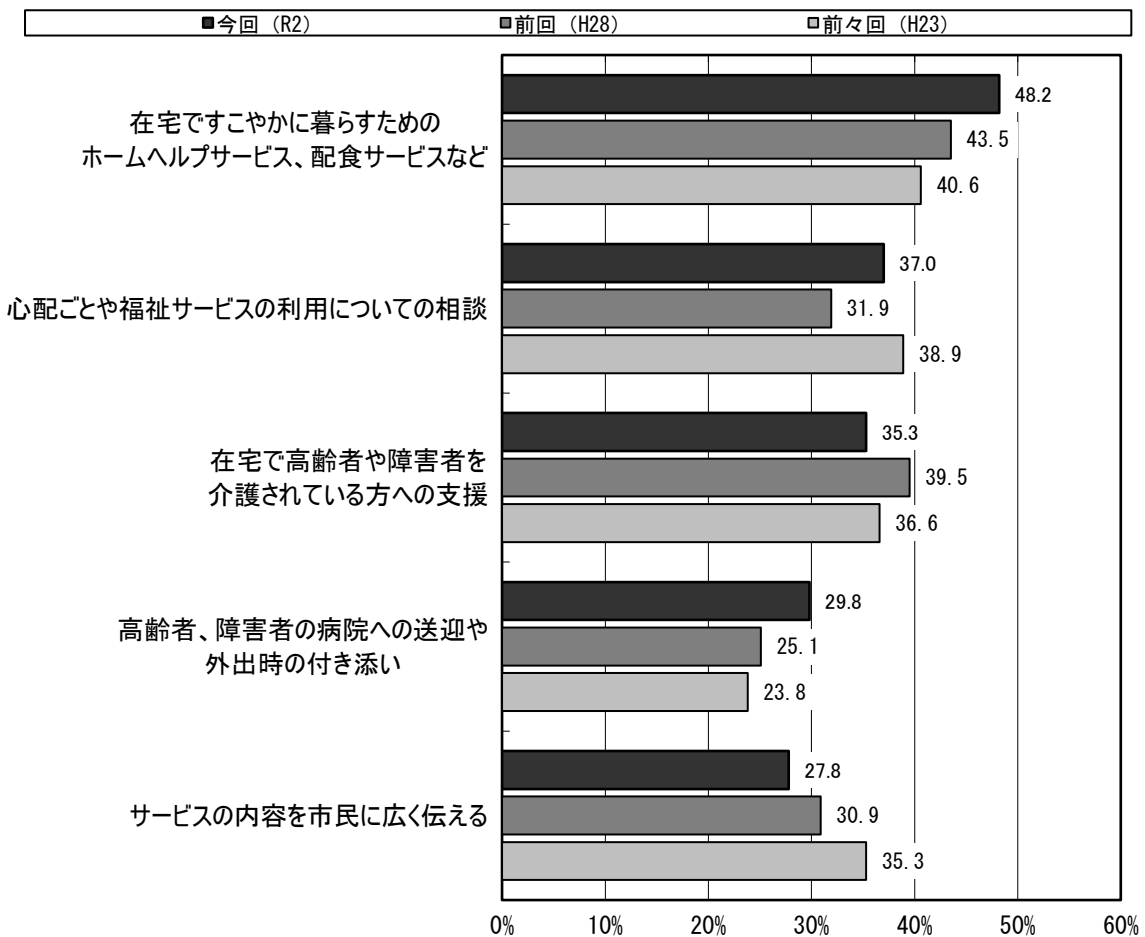
(1) 地域活動活性化のための社会福祉協議会の機能強化

現状と課題

市民へのアンケート調査結果をみると、「長門市社会福祉協議会が進める必要があると思う福祉サービス」としては、「在宅ですこやかに暮らすためのホームヘルプサービス、配食サービス等」「心配ごとや福祉サービスの利用についての相談」「在宅で高齢者や障害者を介護されている方への支援」等の割合が高くなっています。

地域福祉の中心的な役割を担う社会福祉協議会については多様な分野での活動が期待されており、複雑化・多様化する地域住民の支援ニーズに添えていくためには、市社協、地区社協との連携が重要となります。

■長門市社会福祉協議会が進める必要があると思う福祉サービス（上位5項目）



## ■具体的施策

### ① 社会福祉協議会の機能強化

- ✓社会福祉協議会がボランティアの育成をはじめ、地域福祉推進の牽引的な役割を十分に果たすことができるよう、財源など、組織・運営基盤の強化の支援に努めます。
- ✓社会福祉協議会の活動内容が市民に十分理解され、協力が得られるよう、情報提供の充実を促進します。

### ② 地域福祉活動計画の実施促進

- ✓地域の生活課題やニーズに対応した活動の実施を促進するとともに、必要な支援を行います。

## ■行動指針

### 自助

- 社会福祉協議会の事業目的や事業内容について関心をもち、その活動への理解を深めます。
- 社会福祉協議会が開催するボランティア講座等に積極的に参加するよう心がけます。

### 互助 共助

- 社会福祉協議会は、民間団体としての機動力や柔軟性を十分活かし、独自事業の積極的な推進や新たな事業の企画運営に努めます。

### 公助

- 社会福祉協議会の事業運営に対し、運営費の助成等による経営基盤の支援や連携を充実し、社会福祉協議会との役割分担の中で地域福祉の推進に努めます。

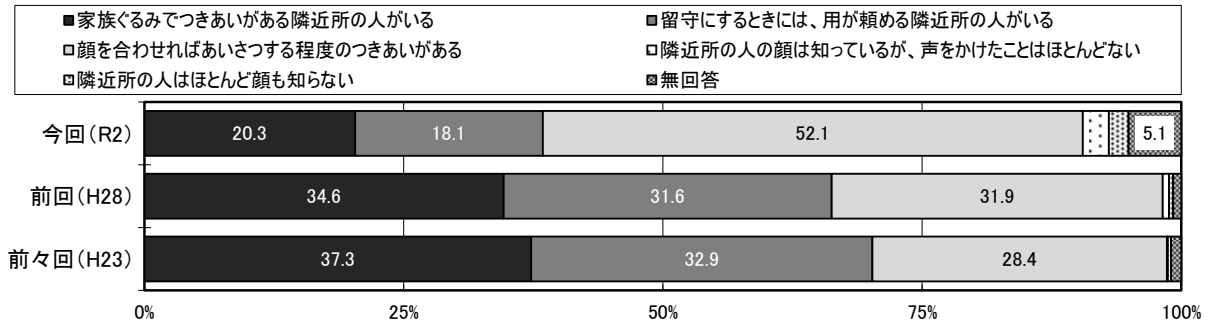


## (2) 地域課題に対応できる仕組みづくり

### 現状と課題

市民へのアンケート調査より近所付き合いの度合いをみると、「家族ぐるみでつきあいがある隣近所の人がいる」「留守にするときには、用が頼める隣近所の人がいる」の割合は年々低くなっており、地域関係の希薄化が進んでいることがわかります。

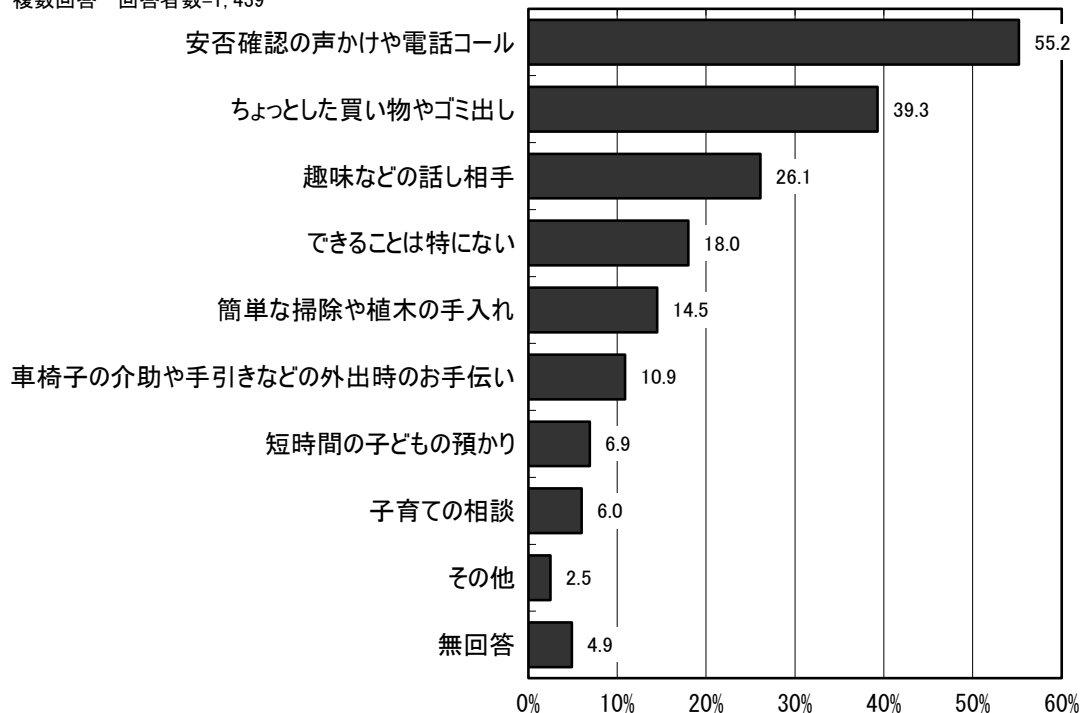
#### ■近所付き合いの度合い



また、同じく市民へのアンケート調査によると「日常生活について困りごとのある住民に対してできること」としては、「安否確認の声かけや電話コール」が 55.2%と最も多く、次いで「ちょっとした買い物やゴミ出し」が 39.3%、「趣味などの話し相手」が 26.1%となっています。

#### ■日常生活において困りごとのある住民に対してできること

複数回答 回答者数=1,439



地域での市民の結びつきは次第に薄れつつある一方で、支援を必要とする人が住み慣れた地域で暮らしていくためには、人々のつながりや福祉への理解が重要となっています。

また、地域住民が互いに協力し、支え合うことのできるネットワークの構築やコミュニティの育成に併せて、関係機関や相談員と地域が連携し、一体となって支援する体制が重要です。地区によっては、自治会間の結びつきが少ないことや、自治会活動が停滞しているといった課題がみられます。今後は、身近な自治会単位等で市民の福祉に対する理解をもっと深めていくことや、関連機関との連携強化等について検討していくことが必要です。

## ■具体的施策

### ① 地域福祉推進組織活動の支援

- ✓地区社協活動の活発化を図るため引き続き支援を行っていきます。
- ✓小地域における福祉の組織育成及び活動に対する支援を行っていきます。

### ② 「市民協働のまちづくり」の推進

- ✓地域住民と行政とのパートナーシップによる「市民協働のまちづくり」をアクションプランに基づき推進していきます。
- ✓「市民協働のまちづくり」の柱を「集落機能の再生」と「市民活動団体の活性化」とし、引き続き取組を進めます。

### ③ 公民館との連携

- ✓公民館とその他の多くの関係機関が連携し、幅広い年代を対象とした地域課題共有と福祉推進を図る活動を進めます。

### ④ 社会参加機会の充実

- ✓地域のひとり暮らし高齢者や障害のある人、子育て中の親子等、孤立しやすい人々が社会参加できる機会の充実に努めます。
- ✓高齢者だけでなく、子育て世代や障害のある人等を対象としたサロンの新規設置を進めます。
- ✓地域の担い手が不足する中で、サロン活動の担い手のスキルアップ及び後継者の育成に努めます。

### ⑤ 地域行事を通じた住民交流の促進

- ✓地域において昔からの行事や地域イベントを開催し、地域での市民相互の交流やふれあいの機会をつくり、見守り活動の推進に努めます。

### ⑥ 地域の活動拠点の充実

- ✓地域における活動拠点の確保・充実のため、集会所等の改築・修繕等についての支援を行います。

## ■行動指針

### 自助

- 地域活動については無理せず自分のペースで活動に努めるとともに、地域の交流行事に参加します。
- 障害のある人も積極的に交流行事に参加します。
- 高齢者との交流や支援の大切さについて、家庭で子どもに教えます。

### 互助 共助

- 地域住民への地域活動に関する情報を提供するとともに、市民各層が参加できる機会をつくります。
- 高齢者との交流を活性化し、閉じこもりの防止を図ります。
- 障害のある人やその家族に地域における交流事業への参加を呼びかけます。
- 同じ悩みを抱えている人同士が交流できる場の充実を図ります。

### 公助

- コミュニティの育成に努めるとともに、具体的なニーズや課題への対応に際して専門的な指導・助言等の協力体制を充実します。

## ■成果指標

成果指標	指標の説明	目標数値		実施主体
		令和2年 (現状値)	令和8年 (目標値)	
地域協働体設置面積の全市に占める割合	地域協働体設置面積の全市に占める割合	80.0%	100.0%	市民活動推進課
NPO認証数	市内のNPO団体認証数	21 団体	28 団体	市民活動推進課



## 基本施策 1-3 支援の声をあげられない方への支援



### 現状と課題

社会情勢が変化する中で、老老介護やヤングケアラー、生活困窮（ひきこもりを含む）といった複雑化・複合化した生活課題を背景とする虐待や社会的な孤立が問題となっています。こうした表面化しにくい問題を早期に発見し、適切に対応できるよう、関係機関等との連携による一層の取組が求められています。

### ■具体的施策

#### ① 虐待防止に対応するネットワークづくりの推進

- ✓高齢者や障害のある人、子ども等への虐待の早期発見・予防に取組むとともに、虐待が発生した場合の問題解決のため、情報の一元管理や関係機関との緊密な連携体制の整備を図ります。
- ✓介護者や保護者等の身体的・精神的ストレスによる虐待などを予防するため、相談体制の充実や負担軽減のための事業の充実に努めます。

#### ② 社会的な孤立を防ぐための支援

- ✓高齢者や障害のある人、子育て世帯等の閉じこもりの発見や防止に努め、地域との交流の機会の提供と居場所の確保に努めます。
- ✓生活困窮世帯に対しては様々な差別や偏見を解消したうえで、経済的にも、社会的にも自立ができる環境づくりに努めます。
- ✓ひきこもり状態にある人やその家族の状況に応じた支援を行えるように相談体制の検討・充実に努めます。

### ■行動指針

#### 自助

- 周囲との情報交換の機会を積極的に活用する等、必要なサービスを適切に利用できるよう心がけます。
- 日頃から近所の人とお互いに声かけをするよう心がけます。

#### 互助 共助

- 福祉のことで相談したいけれど、どこに相談すればいいのかわからない人に相談窓口を教え合います。
- 地域の中に身近に相談できる人を置き、身近な支援に努めます。

#### 公助

- 社会的な孤立を防ぐための環境づくりに向けて、地域との連携を図り、全市的な視野から早期発見・早期対応できるネットワークづくりに努めます。
- 様々な媒体や機会をとらえながら、各種福祉制度や人権等に係わる情報等の周知を図っていきます。

### ■成果指標

成果指標	指標の説明	目標数値		実施主体
		令和2年 (現状値)	令和8年 (目標値)	
生活困窮者自立支援事業支援件数	生活困窮者自立支援事業での支援件数	17件	40件	地域福祉課

## 基本施策 1-4 ボランティア活動の活性化

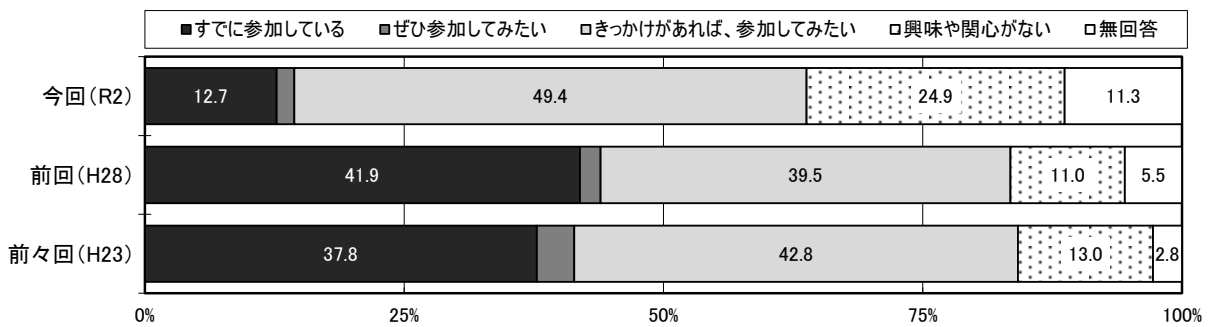


### 現状と課題

福祉分野の活動をはじめ、まちづくりのあらゆる分野で市民の参画は必要不可欠なものとなっています。

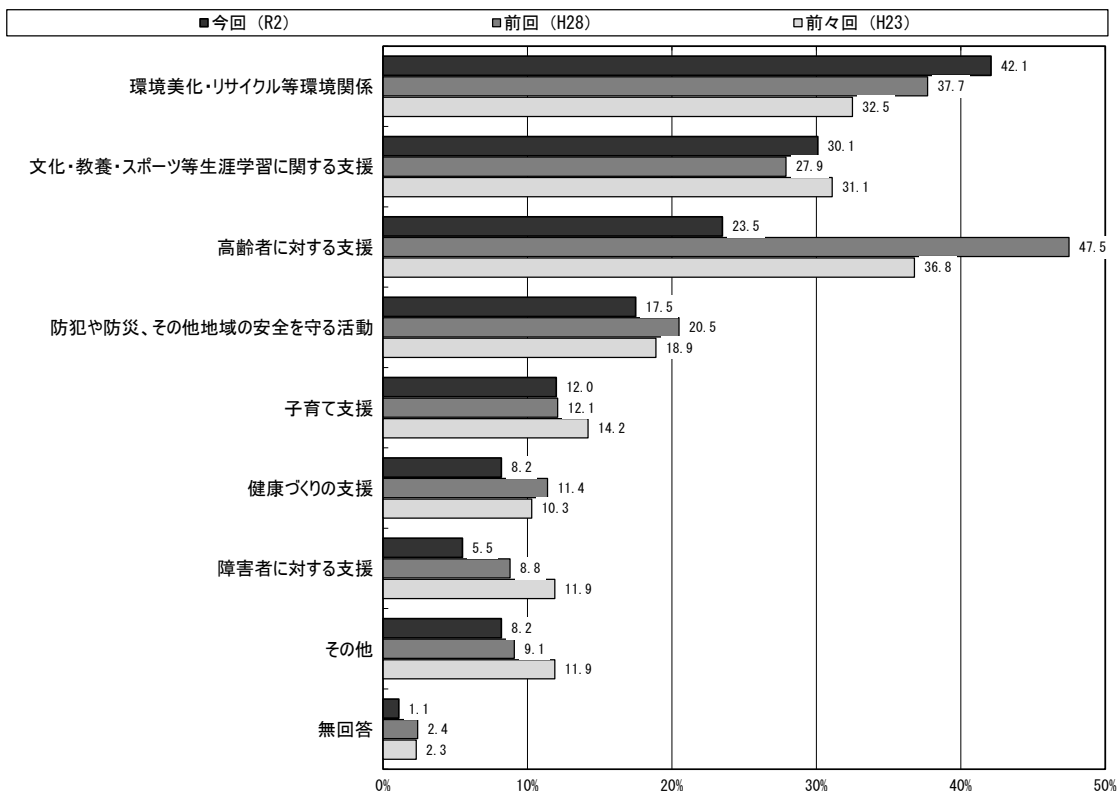
市民へのアンケート調査より、「日ごろのボランティアへの参加状況」をみると「すでに参加している」が12.7%、「きっかけがあれば、参加してみたい」が49.4%、「興味や関心がない」が24.9%となっており、前回のアンケートと比較して市民参画の意識は低くなっています。

### ■ボランティアへの参加状況



また、市民へのアンケート調査により「ボランティアに参加しているグループ」をみると、「環境美化・リサイクル等環境関係」が最も多く、次いで「文化・教養・スポーツ等生涯学習に関する支援」「高齢者に対する支援」「防犯や防災、その他地域の安全を守る活動」となっています。

### ■ボランティアに参加しているグループ





今後、ボランティア活動へのきっかけをつくり、環境整備をすることで、ボランティア活動を行っていない人たちにも、自分にできる範囲で取り組んでいく「協働」という考え方を浸透させていくことが求められます。

## ■具体的施策

### ① 地域福祉を通じた協働意識の醸成

- ✓地域福祉を考えるうえで基本となる協働の意識について、市広報やパンフレット等による啓発や、ホームページ等によるリアルタイムでの情報提供を行うとともに、地域や各世代を対象とした各種講座等の開催により、市民参画の機会を提供し、協働意識の高揚を図ります。

### ② ボランティア活動の普及・啓発、資質向上

- ✓社会福祉協議会のボランティアセンターの機能充実に努め、意欲のある市民・団体や専門的な技能を持つ個人ボランティアの登録の促進に努めます。
- ✓ボランティアの育成や活動へのきっかけとなる、若年層の市民も参加しやすい講座や体験事業の充実に努めます。
- ✓活動の核となるリーダーの育成を図るとともに、専門的な技能を有するボランティアの育成やボランティアの資質向上に努めます。

### ③ 関連機関との連携

- ✓ボランティア、各種団体、福祉施設、企業等が連携し、社会貢献活動や市民協働の推進を図ります。

## ■行動指針

### 自助

- ボランティア活動に参加しようという意識を持ち、無理のない程度でボランティアに参加します。
- 家庭での子どものボランティア教育に努めます。

### 互助 共助

- 地域としてボランティアへの意識を高めたり、活動内容を広く周知する機会づくりに努めます。
- 地域の中でボランティア活動をする人を育成、支援します。

### 公助

- 社会福祉協議会と連携し、様々な機会や情報の提供に努め、ボランティアの育成や地域でのボランティア活動の推進を図ります。

## ■成果指標

成果指標	指標の説明	目標数値		実施主体
		令和2年 (現状値)	令和8年 (目標値)	
ボランティア登録数	社会福祉協議会におけるボランティアの登録数	487人	580人	社会福祉協議会

## 基本施策 1-5 心のバリアフリー化の推進

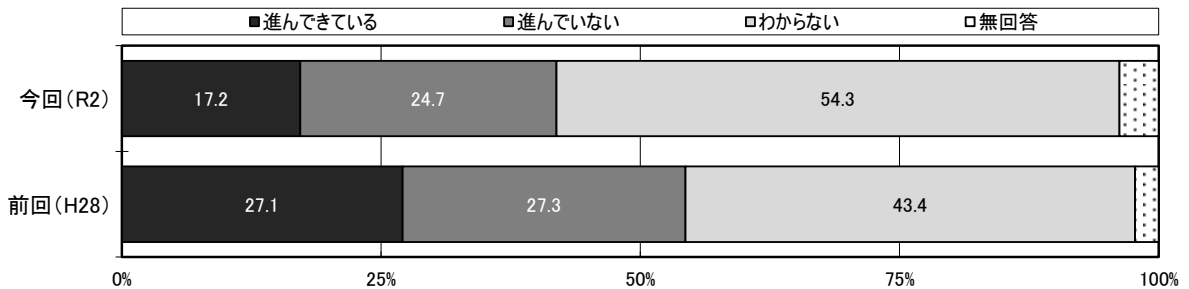


### (1) ノーマライゼーション理念の浸透と福祉教育の推進

#### 現状と課題

市民へのアンケート調査によると「障害のある人への理解」については、「進んできている」が17.2%で前回よりも9.9ポイント低くなっており、「進んでいない」が24.7%、「わからない」が54.3%となっています。

#### ■障害のある人への理解



ノーマライゼーションの意識や相互扶助の意識を醸成するためには、子どもの頃から社会体験やボランティア活動に参加するなど様々な機会を通して人と人との交流、世代間との交流の機会を多く持つことが大切です。

#### ■具体的施策

##### ① 家庭や地域での福祉に関する学習機会の提供

- ✓ひとりでも多くの方が福祉に関心を持ち、思いやりや助け合いの精神について理解し、自らが積極的に行動することができるよう、地域福祉について学習する機会の提供に努めます。
- ✓公民館を拠点とした学習の機会をつくり、若年層の参画を促進します。
- ✓福祉について学んだことを自ら活かして課題を解消する仕組みや、組織をつくるための支援について検討を進めます。

##### ② 福祉体験学習の充実

- ✓小中学校の児童生徒が授業の中で、より多くの福祉体験活動ができるように、社会奉仕活動への意識を高めることや、福祉事業に関わる大人の参画を促進します。

##### ③ 生涯学習活動による市民意識の向上

- ✓生涯学習活動として、地域福祉活動や障害に対する理解を深めるための講座等の福祉教育の充実を図ります。また、啓発活動においては地域の方が参加しやすい雰囲気や企画など、市民意識の向上に向けた工夫を行います。
- ✓認知症については、正しい理解の促進や見守る応援者の増加に取組みます。

## ■行動指針

### 自助

- 家庭で子どもへの福祉教育やボランティア教育をします。
- 地域や学校で行う研修会等に参加します。

### 互助 共助

- 関係団体やボランティア関係団体と協力し、様々な体験の機会を提供します。

### 公助

- 福祉や人権に係わる情報提供や教育の機会の充実に努めます。

## ■成果指標

成果指標	指標の説明	目標数値		実施主体
		令和2年 (現状値)	令和8年 (目標値)	
障害に対する理解向上のための研修会や啓発事業の参加人数	障害者理解促進研修・啓発事業の参加状況	120人	320人	地域福祉課
認知症サポーターの養成人数	認知症を正しく理解し、見守る応援者「認知症サポーター」の養成状況	198人	400人	高齢福祉課



## (2) 人権意識や男女共同意識の啓発

### 現状と課題

ふれあい、支え合って、ともに生きる地域づくりを進める上においては、差別や偏見のないお互いの人権を認め合う意識と行動が不可欠です。

近年は男女を問わず一人ひとりが自己実現を図ろうとする意識が高まるとともに、女性の社会進出がいろいろな分野で進んでいます。家庭や社会の中には、依然として男女の固定的な性別役割分担意識が根強く残っています。

地域福祉の推進にあたっては、地域におけるすべての人の人権が保障され、地域全体でのあらゆる差別を許さない意識をつくる必要があります。

### ■具体的施策

#### ① 人権尊重に関わる啓発・広報活動の推進

- ✓ 様々な差別や人権侵害をなくすための啓発活動を継続して取組むとともに、新しいアプローチの仕方について検討します。
- ✓ 子どもから大人まで一人ひとりが、様々な人権問題を自らの問題としてとらえることのできる視点を持ち、行動するための気づきにつながるよう、人権問題に対する正しい認識と理解を深める教育を推進します。

#### ② 男女共同参画の推進

- ✓ 男女共同参画社会形成に関する啓発や広報活動の充実を図り、市民の理解を深め、家庭・地域・学校・職場等における慣習・しきたりの見直しや、自治会等地域活動における女性の参画や市民リーダーの育成に努めます。

#### ③ 市職員への人権啓発

- ✓ 人権に関する知識・スキル・態度を身に付けるため、人権研修の充実を図ります。

### ■行動指針

#### 自助

○人権問題や男女共同参画に常日頃から関心を強くもち、行動できるように努めます。

#### 互助 共助

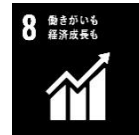
○人権に関する地域での学習の場を充実します。  
○みんなで協力して、人権が尊重され、差別や社会的に孤立することがない地域社会の実現に努めます。

#### 公助

○人権に係わる情報提供や教育の機会、人権問題等の相談体制の充実に努めます。

### ■成果指標

成果指標	指標の説明	目標数値		実施主体
		令和2年 (現状値)	令和8年 (目標値)	
人権フェスティバル参加者満足度	アンケート調査による参加者の満足度	88.0%	90.0%	生涯学習・文化財課
人権教育セミナー参加者満足度	アンケート調査による参加者の満足度	87.1%	90.0%	生涯学習・文化財課



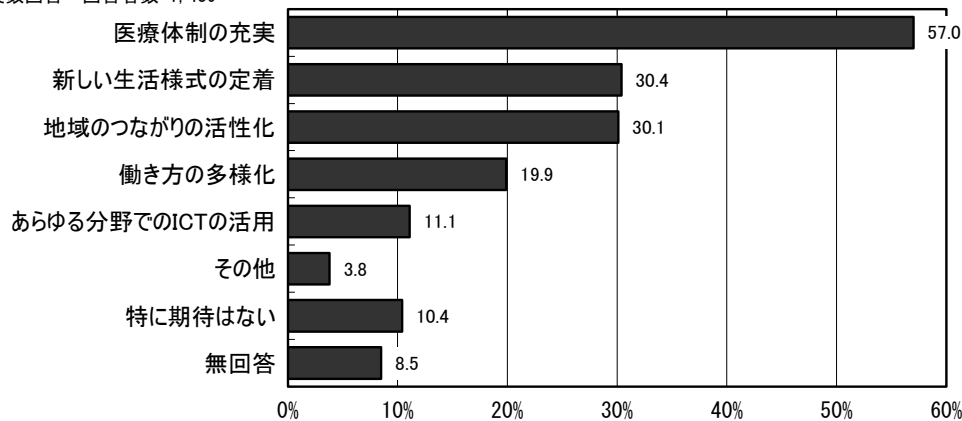
令和2年からの新型コロナウイルス感染症の流行をきっかけに、地域活動や講座などの大人数で集まって行う活動は困難になり、地域においても人と接する機会が少なくなりました。このような状況下で、地域の関係がより希薄になっていき、課題を抱えた人の孤立が深まってしまうことが懸念されています。

国では「新しい生活様式」が提唱されており、生活における様々な場面で新たな社会課題への対応が求められています。

市民アンケートでは、「新型コロナウイルス感染拡大収束後に期待すること」として「新しい生活様式の定着」と「地域のつながりの活性化」が同程度となっています。新たな社会課題に対応しながらも、このような有事の際であっても助け合うことのできる地域のつながりをつくる必要があります。

■新型コロナウイルス感染拡大収束後に期待すること

複数回答 回答者数=1,439



■具体的施策

① 小規模かつ身近な活動の促進

- ✓新しい生活様式下でも地域活動を継続できるよう、より小さなコミュニティ単位での少人数での活動の実施を促進します。

② ICT活用の推進

- ✓相談支援や地域活動などあらゆる分野でのICTの活用を推進し、直接ふれあうことのできない状況下であっても、顔の見える関係づくりに努めます。
- ✓地域住民がICTを活用できるよう、講座の開催や通信設備の充実に努めます。

■行動指針

自助

○新しい生活様式に対応し、感染拡大防止に努めます。

互助  
共助

○感染症の流行中は、スマートフォンやタブレットを積極的に使用し、地域の関係維持に努めます。

公助

○住民が安心して生活できるよう、正しい情報の周知に努めます。

# 第2章 基本目標2 安全・安心に暮らせるまちづくり

## 基本施策 2-1 関係機関との連携による防災・安全対策の推進



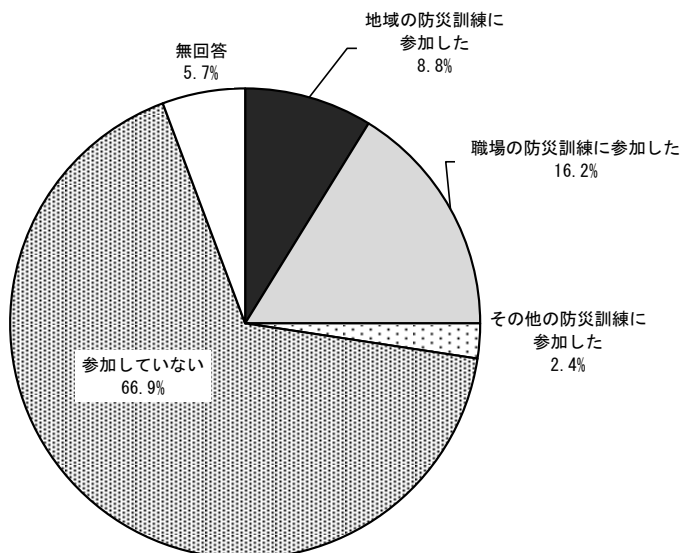
### 現状と課題

市民へのアンケート調査によると、過去1年間の防災訓練の参加については6割以上が「参加していない」と回答しています。

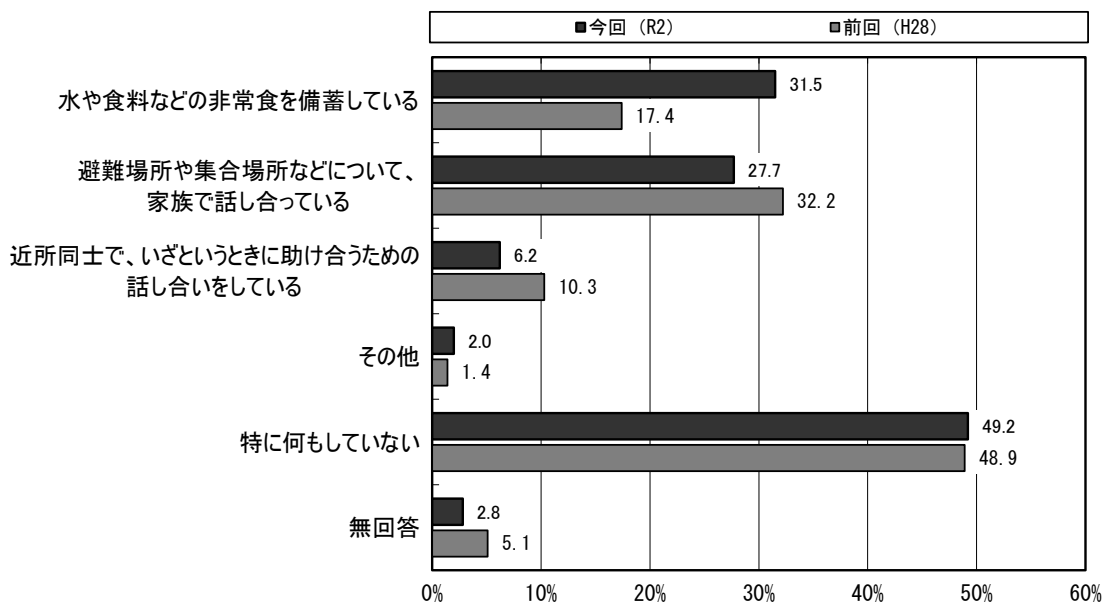
同じく市民へのアンケート調査から、「災害に対する備え」としては「特に何もしていない」が49.2%と半数近くを占めています。備えとしては「水や食料などの非常食を備蓄している」の割合が31.5%で最も高く、「近所同士で、いざというときに助け合うための話し合いをしている」の割合は6.2%で前回よりも4.1ポイント減少しています。

### ■防災訓練への参加の有無（過去1年間）

単数回答 回答者数=1,439



### ■災害に対する備え



豪雨災害や地震といった近年の大規模災害の発生により、市民の防災に対する意識は高まっています。一方で、住民同士の助け合いにはつながっていない現状があります。地域には、寝たきりの高齢者やひとり暮らし高齢者、障害のある人等何らかの支援を必要とする人がいることから、平素より地域で協力して災害時や緊急時の避難等の支援体制を整えておくことが重要です。

また、近年は高齢者が関わる交通事故について全国的に問題となっており、特に高齢者に対する安全確保と事故防止が求められています。

こうした社会情勢を踏まえ、関係機関・団体等との連携強化や近隣住民同士の交流、地域での見守りネットワークを通して防犯や防災、交通安全の取組を進め、安全・安心な地域をつくる必要があります。

## ■具体的施策

### ① 防災教育の充実・強化

- ✓ 防災に関する出前講座等の開催や防災避難訓練等について、未実施地域の把握に努め、積極的に講座を開催することで市民の防災意識の高揚を図ります。
- ✓ 地域住民や民間企業等に対し防火講習会、応急手当講習会等を実施していきます。

### ② 自主防災組織の育成・強化

- ✓ 地域ぐるみで防災体制の充実を図るため、自主防災組織を育成し、機能強化を図ります。
- ✓ 自主防災組織のリーダー養成、地域防災活動支援員の増員を図る等により実効性のある組織の育成を目指します。

### ③ 災害時の助け合いの仕組みづくり

- ✓ 自主防災組織・自治会等で地区防災訓練を引き続き実施します。
- ✓ 地域住民や関係機関と連携・協力しながら、災害時における要配慮者の支援体制の整備を推進します。
- ✓ 避難行動要支援者名簿の作成・要支援者の個別計画の作成については、「避難行動要支援者支援制度」に基づき、対象者に配慮しながら作成を進めます。
- ✓ 小地域における災害時の要配慮者の見守りネットワークの整備、災害時助け合いマップの作成を推進します。
- ✓ 市職員間で「避難所（福祉避難所）運営マニュアル」の周知徹底を図り、迅速に対応できる体制をつくります。

### ④ 地域防犯対策の推進

- ✓ 防犯教室や講習会の実施、チラシ配布等により、市民一人ひとりの防犯意識の向上に努めます。
- ✓ 要配慮者宅への訪問や声かけを行う等、見守り活動を引き続き推進します。
- ✓ 犯罪防止のため青色回転灯による防犯パトロールを継続して行います。

### ⑤ 交通安全対策の推進

- ✓ 「交通安全のつどい」や「交通安全講座」を実施し、市民主体の活動につなげます。
- ✓ 交通指導員が登校時に街頭指導を行い、児童生徒の安全確保に努めます。

## ■成果指標

成果指標	指標の説明	目標数値		実施主体
		令和2年 (現状値)	令和8年 (目標値)	
要支援者個別計画 作成率	「避難行動要支援者支援制度」 に基づく個別計画の作成率	56.8%	70.0%	地域福祉課

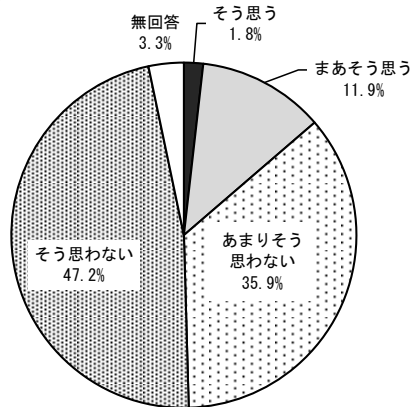
### 現状と課題

高齢者も障害のある人も不自由なく外出ができ、それぞれの能力を活かしながら、積極的に社会参加できる環境をつくるため、公共施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインの視点を取り入れたまちづくりが求められています。

また、市民へのアンケート調査によると「長門市は交通の便が良いと思うか」に対して「そう思わない」「あまりそう思わない」を合わせて8割以上が否定的な回答をしています。移動手段を確保することは高齢者や障害者等にとっては不可欠な条件であり、本市においては公共交通機関の利便性について必ずしも満足できる状況とは言えません。

#### ■長門市は交通の便が良いと思うか

単数回答 回答者数=1,439



#### ■具体的施策

##### ① 既存施設のバリアフリー化の推進

- ✓「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」等に基づき、公共施設や道路、公園等のバリアフリー化に取り組めます。
- ✓民間施設について事業者への啓発活動を継続し、バリアフリー化を促進します。

##### ② 快適なまちづくり

- ✓新たに設置する施設等については、ユニバーサルデザインの考え方に基づきすべての人が安全で快適に利用できる施設整備を進めます。
- ✓学校や事業所を対象に、引き続き福祉教育出前講座を実施し、施設のバリアフリー、ユニバーサルデザインの必要性について、啓発を図っていきます。

##### ③ 交通弱者のための移動支援

- ✓交通弱者の状況を把握し、デマンド交通の整備や障害者タクシー、高齢者タクシーなどの更なる利便性の向上と社会活動範囲の拡大を図っていきます。

#### ■行動指針

##### 自助

○バリアフリーの趣旨を理解するとともに、公共施設等の利用に際しては一人ひとりが周囲に配慮して行動します。

##### 互助 共助

○バリアフリーのまちづくりを全市的に推進できるよう、地域としてできることを考え、行動します。

##### 公助

○バリアフリーについて市民への情報提供に努め、市職員がその必要性を十分認識し、事業・サービスの推進に心がけます。





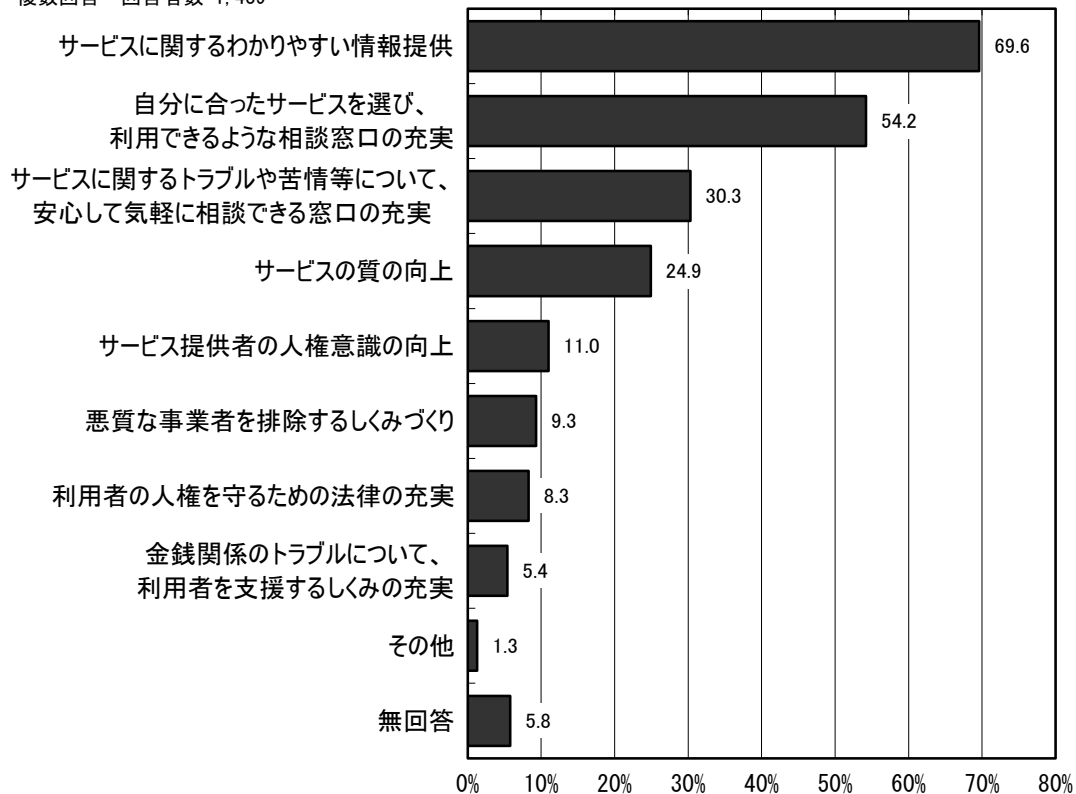
### 現状と課題

市民へのアンケート調査によると、サービスを安心して利用できるようにするために充実すべきこととしては、「サービスに関するわかりやすい情報提供」が69.6%で最も高い割合となっています。

現在、市では広報紙やホームページ、SNS（Facebook・Instagram）、ケーブルテレビ等によって福祉サービスの内容についてお知らせしたり、社会福祉協議会においては市社協だより等を発行して、サービス活動等を掲載したりしています。また、市役所本庁舎へフリーWi-Fiのアクセスポイントを設置し、情報拠点の整備に努めています。今後も引き続き、必要な人に必要な情報が行き渡るよう、誰にとってもわかりやすい情報提供に努める必要があります。

#### ■サービスを安心して利用できるようにするために充実すべきこと

複数回答 回答者数=1,439



## ■具体的施策

### ① 福祉に関するサービス内容の周知徹底とわかりやすい効果的な情報提供

- ✓ 広報紙やホームページ、SNS、ケーブルテレビ等を活用し、より多くの市民に福祉情報が届くようサービス内容の周知徹底を図るとともに、誰もがわかりやすい情報提供に努めます。
- ✓ 特に視覚障害者や聴覚障害者等に配慮し、福祉情報等必要とする情報を誰もが適切に得られるよう、多様なコミュニケーション手段を利用しやすい環境整備策を検討、推進しながら情報提供の一層の充実に努めます。

### ② 市政に関する情報提供の充実とコミュニケーション基盤の整備

- ✓ 市政への市民協働を進める視点から、情報公開や市ホームページの内容の充実に図り、市の施策や事業に関する情報提供体制の充実に努めます。
- ✓ 利用者のニーズに応じてフリーWi-Fiのアクセスポイントの設置拡大を検討します。

## ■行動指針

### 自助

- 様々な福祉サービス等の支援を必要とする人やその家族は、地域や行政機関から情報を積極的に入手するようにします。
- 市の広報紙を必ず読むよう心がけます。

### 互助 共助

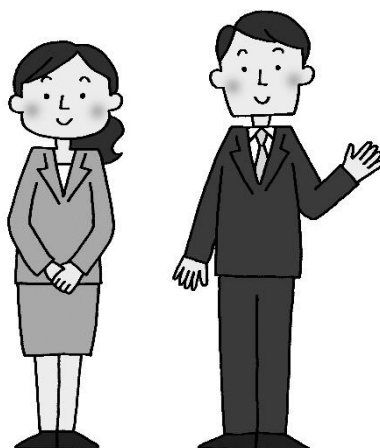
- 高齢者や障害のある人及びその家族に、地域での行事や話し合いへの参加を呼びかけ、日頃の見守りの中から情報を共有します。
- 高齢者や障害のある人に思いやりの気持ちをもって一緒に情報を共有します。

### 公助

- 広報やホームページ等、情報提供の媒体について、高齢者や障害者等に配慮し、表示方法、記載方法、伝達方法等を工夫します。

## ■成果指標

成果指標	指標の説明	目標数値		実施主体
		令和2年 (現状値)	令和8年 (目標値)	
市ホームページの アクセス件数	市ホームページの利用状況	88.0 万件	100.0 万件	企画政策課





### 現状と課題

地域福祉を推進するうえで、高齢者は地域に見守られ支援される側であると同時に、ボランティア活動等を通じて支援する側でもあります。高齢になっても、健康でいきいきと地域活動やボランティア活動ができるよう、健康寿命（日常的に介護を必要としないで、自立した生活ができる期間）を延伸し、健康増進の意識啓発や取組を推進することが必要です。そのためには、若いうちからの生活習慣改善、健康づくり活動を促進することや、高齢者自らが健康づくりに主体的に取組むことができるような環境づくりが求められます。

また、市内各公民館では趣味や教養を深める生涯学習の場や発表の場づくりに取り組んでいます。今後も、高齢者が生涯を通じて、社会の中で健やかに自立した生活を営めるよう、その知識や技能を地域に活かす場を拡大していくことが必要です。

### ■具体的施策

#### ① 人生 100 年時代を「健幸」に過ごすための健康づくりの推進

- ✓「第3次長門市健幸ながと 21 推進計画」に基づき、健康寿命延伸を目指し、生涯を通じていきいきとした生活が送れるよう、地域実情を踏まえた健康づくり活動を推進します。
- ✓健康意識の向上、がん検診及び特定健康診査などに関する普及啓発を図るとともに、受診しやすい体制整備の充実及び「長門市健幸ガイド」の配布等、効果的な受診勧奨を行います。

#### ② 生涯現役づくりの推進

- ✓高齢者の多様化するニーズに応じた、気軽に参加できるスポーツ大会の開催や、ラジオ体操やウォーキングの普及を通じて若い世代からの運動習慣定着に向けた取組を進めます。
- ✓健康診査・がん検診の受診や健康づくりの動機付けとして、健幸づくりポイント事業の周知を図ります。

#### ③ 社会参加の促進

- ✓高齢者自身が担い手としての経験や知識を発揮できるよう、老人クラブや地域活動への参加促進など高齢者の社会参加を進めます。
- ✓ゲートキーパーの周知及び育成に努め、心の健康づくりに関する普及・啓発を進めます。

#### ④ 感染症対策の充実

- ✓様々な感染症の拡大から地域住民を守るため、新しい生活様式の実践について普及・啓発を行い、適切な感染拡大予防に努めます。

## ■行動指針

### 自助

○年齢に応じた健康づくり活動に努めます。

### 互助 共助

○生涯学習やスポーツ活動、社会活動等を通して地域の活動、まちづくりに貢献します。

### 公助

○生きがいをもって生涯現役で過ごすための情報提供や環境の整備に努めます。

## ■成果指標

成果指標	指標の説明	目標数値		実施主体
		令和2年 (現状値)	令和8年 (目標値)	
介護予防講座の開催回数	介護予防講座の取組状況	55回	90回	高齢福祉課
特定健康診査受診率	特定健康診査受診者／対象者	32.6%	46.0%	総合窓口課
各種スポーツ大会等の実施回数	ハイキングや駅伝大会などの実施状況	20回	80回	生涯学習・文化財課
ゲートキーパー養成者数	講座受講者数	538人	700人	健康増進課



# 第3章 基本目標3 一人ひとりに優しい福祉サービスの提供

## 基本施策 3-1 総合的な相談体制・支援機能の充実



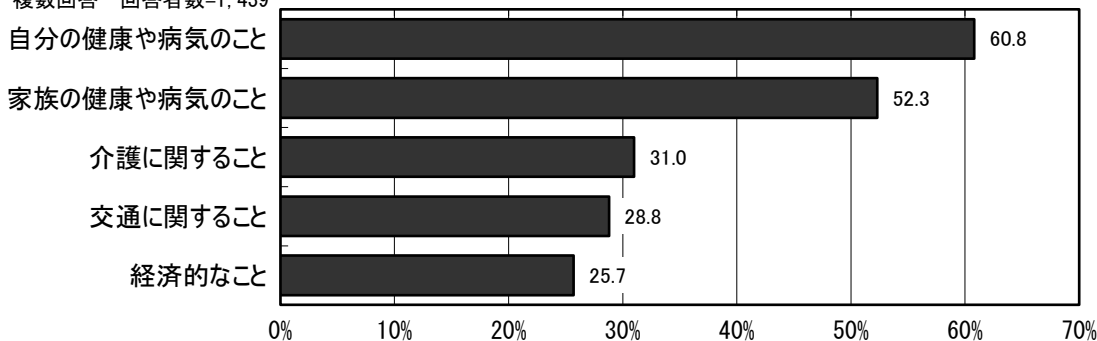
### 現状と課題

市民へのアンケート調査によると、「日ごろ感じている不安」としては、「自分の健康や病気のこと」が60.8%、「家族の健康や病気のこと」が52.3%と高い割合となっており、次いで「介護に関すること」「交通に関すること」「経済的なこと」と続いています。

市民の生活上の課題は多様化しており、高齢者のみ世帯や認知症高齢者、生活困窮者、障害のある人を抱える家族、あるいは子育て中の世帯等においては、様々な不安や不自由を感じながら生活している人も多いことが予測されます。

### ■日ごろ感じている不安（上位5項目）

複数回答 回答者数=1,439



このように地域住民の生活課題・支援ニーズが複雑化及び複合化している状況を受けて、国では令和2年に社会福祉法が改正され、住民の抱える複合的な課題を包括的に受け止め支援する重層的支援体制の整備が求められています。

課題やニーズの多様化、複雑化の傾向が強まっていることに対応し、適切な相談支援を図っていくためには、より専門的な知識や技能を有する人材を配した相談機能の充実や関係部署・機関・団体との多機関協働の仕組みを確立する必要があります。

### ■具体的施策

#### ① 情報の共有化による相談機能及び相談体制の充実

- ✓ 関連する団体・機関との連携と情報の共有化を図り、相談者に対する総合的な相談機能の一層の充実を図ります。
- ✓ 市民の相談に十分に対応するための体制の充実や、職員の資質の向上を図ります。

#### ② 専門機関における相談窓口の充実

- ✓ 高齢福祉課地域包括ケア推進室に福祉総合相談窓口を設置し、複合化・複雑化した相談については障害・生活困窮など多分野と連携した支援を行います。
- ✓ 産前産後サポートステーション等により、結婚、出産から子育てまでの一貫した様々な相談に応じるとともに、引き続き相談機能の充実を図り、安心して住み続けられる相談体制の充実に努めます。
- ✓ 今後も引き続き、法テラス（無料法律相談）も活用しながら弁護士による専門的な相談事業を支援していきます。

### ③ 民間機関・施設等の相談体制の充実

- ✓市民にとって身近な相談の場となる、社会福祉協議会をはじめ、社会福祉法人・事業者等の相談体制の充実を促進します。

### ④ 重層的支援体制の整備

- ✓高齢・障害・子ども・生活困窮の相談支援機関と連携し、相談支援体制の充実を図ります。
- ✓福祉総合相談窓口において、単独の支援機関では対応困難な複合的な課題に対し、関係する機関と協働で支援チームを形成し、個別課題の解決を図ります。
- ✓相談支援包括化推進員や7地区それぞれの福祉エリア支援員が、高齢者世帯や民生児童委員など地域からの情報から、アウトリーチを行い相談機関につながるまでの支援を行うなど地域に根付いた活動を展開します。
- ✓ひきこもりの方の居場所支援や自立支援ホームの運営などを通じて、課題を抱えた人や世帯が地域とつながるよう支援します。
- ✓地域の通いの場の育成及び活動支援や子育てサークル等への支援など、地域住民同士が集い、交流する場の充実を図ります。

#### ■行動指針

##### 自助

- 「福祉の支援を受けたい」「福祉の制度のことを知りたい」「新しい福祉の課題や解決策について相談したい」等、困ったときや情報が欲しいときは進んで相談窓口を活用します。
- 身近に相談できる人をつくります。

##### 互助共助

- 民間の社会福祉法人や事業者では、職員の資質向上を図り、相談体制の充実に努めるとともに、市民への情報提供に努めます。
- 地域の団体やグループに属することで、情報を得やすくします。

##### 公助

- 市職員の対人援助に向けた資質向上や総合相談体制の整備等、市民が気軽に何でも相談できる体制をつくります。
- 社会福祉法人・事業者をはじめ、医療機関、学校、社会福祉協議会等地域の多様な社会資源と連携し、適切な支援ができる体制を整えます。

#### ■成果指標

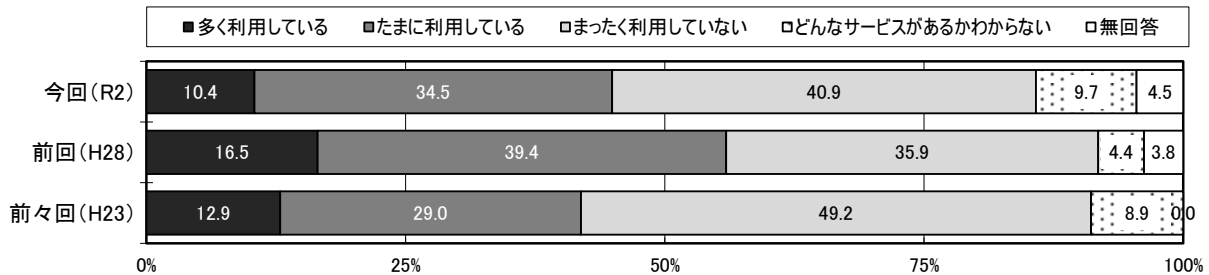
成果指標	指標の説明	目標数値		実施主体
		令和2年 (現状値)	令和8年 (目標値)	
福祉総合相談窓口の相談件数	市民からの相談及び支援者からの相談対応件数	162件	200件	高齢福祉課



### 現状と課題

市民へのアンケート調査より、福祉サービスの利用状況をみると、前回と比較して「どんなサービスがあるかわからない」の割合が高くなっています。情報提供体制の充実をはじめ、必要な時に必要なサービスを利用できる体制づくりに取り組む必要があります。

#### ■福祉サービスについての利用状況



また、サービス利用者がより良質なサービスを受けられるよう、民間事業者等における情報公開を進めていくことや、サービス事業者との間で生ずる苦情等に対する「苦情解決制度」の充実を図っていくことが必要です。

#### ■具体的施策

##### ① 福祉サービスの量の確保、質の向上

- ✓「長門市高齢者健康福祉計画（介護保険事業計画・高齢者福祉計画）」や「長門市障害者プラン・障害福祉計画・障害児福祉計画」等の各施策により、地域住民が在宅で安心して生活できるよう、在宅福祉サービスの充実や地域移行に向けた支援に努めます。
- ✓子育て支援については、「長門市子ども・子育て支援事業計画」の各施策により取り組みます。特にファミリーサポートセンター事業については多様化するニーズに応えられるように努め、利用の拡充を図ります。
- ✓関係機関やサービス事業所、民生委員・児童委員等と連携を図りながら、要配慮者に対する総合的な福祉サービスの量の確保、質の向上に努めます。
- ✓事業所との連携強化を図り、事業所の研修会等への積極的な参加を要請するとともに、研修会等の内容の充実や啓発に努め、職員の資質の向上に努めます。
- ✓サービス利用者が自らサービスを選択できるように事業者の情報開示の促進に努めます。

##### ② 地域包括ケアシステムの充実

- ✓高齢者がいつまでも住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるように、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の深化を促進します。

##### ③ 苦情解決制度の充実

- ✓福祉サービス利用者等に対し相談窓口や苦情解決制度について周知を図り、事業者に対して苦情解決の環境を整備するよう働きかけます。

## ■行動指針

### 自助

○福祉サービスに関する情報を活用するとともに、内容を正しく理解します。

### 互助 共助

○社会福祉法人やサービス事業者は、市民の福祉ニーズに的確に対応できるよう質の高いサービスの提供に努めます。

### 公助

○高齢者や障害者、子育て世帯等が適切な福祉サービスを利用できるよう支援します。

○福祉サービスの提供に関して、利用者からの苦情があった場合には、その解決に向けて適切に対応します。

## ■成果指標

成果指標	指標の説明	目標数値		実施主体
		令和2年 (現状値)	令和8年 (目標値)	
地域ケア会議の開催回数	個別会議、ネットワーク会議、代表者会議の実施状況	12回	18回	高齢福祉課
障害サービス利用率	障害福祉サービスを利用している人の割合	20.0%	20.5%	地域福祉課
地域子育て支援センターの利用者数	年間延べ利用者の動向から、市内における子育て環境の充実度	12,787人	14,500人	子育て支援課
ファミリーサポートセンター会員数	登録会員(依頼会員・提供会員)の動向から、市民の子育て支援活動が活発化している状況	163人	180人	子育て支援課







### 現状と課題

急激に高齢化が進む中で、高齢者対策の重要な課題のひとつになっているのが、「認知症高齢者」の増加です。認知症の症状によっては、判断能力が低下し、金銭管理や買い物、その他日常生活の維持が困難になる場合があります。

社会福祉協議会においては、認知症や知的障害等により、日常生活上の判断が不十分で不安を持たれた方が、地域で安心して生活できるように、日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）に取り組むとともに成年後見制度及び法人後見にも取り組んでいます。

今後とも対象者が増えることが予想されることから、市民や各関係機関に広報等を通して制度の理解や周知を図っていくことが必要です。

### ■具体的施策

#### ① 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の推進

- ✓ 広く市民に対する情報提供を進めるとともに、相談支援体制を充実する等、わかりやすく、利用しやすい制度の運用と普及を促進します。

#### ② 成年後見制度の推進

- ✓ 成年後見制度利用促進計画に基づき、利用促進や後見人の担い手確保や育成などの調査研究に取組みます。

### ■行動指針

#### 自助

- 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）や成年後見制度といった権利擁護に関する制度内容について理解し、必要な場合には利用していきます。
- 見守り活動等を通じて権利擁護の必要な人がいるような場合は、行政等への相談につなげられるよう努めます。

#### 互助 共助

- 地域全体として高齢者や障害者（児）を見守り、権利侵害等の早期発見に努め、行政や専門機関への適切な対応につないでいきます。

#### 公助

- 権利擁護に関する制度の周知に努めるとともに、制度利用のための体制の確立を目指します。

### ■成果指標

成果指標	指標の説明	目標数値		実施主体
		令和2年 (現状値)	令和8年 (目標値)	
日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の利用人数	日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の実施状況	40人	50人	社会福祉協議会
権利擁護に関する相談件数	中核機関（福祉総合相談窓口）で対応した成年後見制度等に関する相談状況	20件	30件	高齢福祉課

## 第4章 計画の推進のために

### (1) 地域（コミュニティ）における推進体制

本計画の推進にあたって、地域住民の積極的な参加を促すとともに、各地区の地区社協・自治会（コミュニティ）を中心に、ボランティア団体、民生委員・児童委員等とも連携を強め、地域一体となって地域福祉活動を推進していくことが必要であり、各地区のコミュニティの中で、その体制をつくり促進するとともに、市としても積極的な支援を行います。

### (2) 市民、ボランティア、NPO、民間事業者等の役割

市民一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員の一員であることの自覚を持つことが大切です。また、市民一人ひとりが地域福祉の担い手としてこうした意識を強くもち、同時に自らボランティア等の地域活動に積極的かつ主体的に参加する等、具体的な活動を実践していくことが不可欠です。

民間事業者は、福祉サービスの提供者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、利用者保護、事業内容やサービス内容の情報提供や公開、他のサービスとの連携に取り組むことが求められています。

さらに、地域福祉のニーズに基づく新たなサービスや、市民の福祉への参加支援や福祉のまちづくりへの参画に努めることが求められています。

本計画を実効性のあるものにするためには、こうした市民をはじめボランティアやNPO、事業者、民間企業等の様々な主体による自主的な取組と相互の連携による協働の取組が不可欠です。

### (3) 行政の役割

地域福祉の推進にあたって、行政には市民の福祉の向上を目指して福祉施策を総合的に推進する責務があります。

このため、地域福祉を推進する関係機関・団体等の役割を踏まえながら、相互に連携・協力を図るとともに、行政内部においては、福祉・保健・医療分野をはじめ、雇用・教育・文化・交通・住宅等関係各課との連携強化を図り、市政の様々な分野において地域福祉の視点から施策を見直し、あるいは横断的な施策が推進されるよう取組みます。

さらに、地域福祉への市民参加の機会の拡充に努めるとともに、地域全体で支援が必要な人と地域とのつながりを適切に確保できる基盤を構築するため、地域福祉ニーズの把握を行い、効果的な支援体制を構築するための総合相談体制や地域福祉活動拠点の整備支援、情報提供の充実等に努めます。

#### (4) 社会福祉協議会との連携

社会福祉法では、地域福祉の推進が社会福祉の理念とされ、社会福祉協議会については、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として規定されています。社会福祉協議会は、住民主体の理念に基づき、地域が抱えている様々な地域生活課題を地域全体の問題としてとらえ、みんなで考え、話し合い、活動を計画し、協力して解決を図る公共性・公益性の高い民間非営利団体で、住民が安心して暮らせる福祉コミュニティづくりと地域福祉の推進を目指し、地域に密着しながら、様々な事業を行っています。

本計画の基本理念及び基本目標を達成するために、地域福祉活動への市民参加をはじめとして、計画の各分野で社会福祉協議会が大きな役割を担うことが期待されています。

このため、社会福祉協議会の地域福祉活動計画と相互に連携しながら、本計画に基づく各施策を推進します。

#### (5) 県との共有・連携

総合的かつ効果的な地域福祉計画の推進を図るため、県との共有・連携を図ります。

#### (6) 計画の進行管理

本計画の進行管理については、「長門市地域福祉計画進行管理委員会」が継続して行うこととします。

この委員会では、市民の視点により毎年具体的な施策の進捗状況や意見、評価等の検証をしており、今後の計画の進行等の検討提言により、計画の見直しや進行状況の調整を実施します。



## 第5部 成年後見制度の利用促進

### 【長門市成年後見制度利用促進計画】

#### 第1章 計画の背景と趣旨

近年高齢化が急速に進み、認知症高齢者や高齢者のみの世帯が増加している現状があります。国は、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成28（2016）年に成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下、「利用促進法」という。）を施行し、ノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上保護の重視といった制度の理念の尊重を図っています。また、利用促進法において、県や市町村に対して、制度の活用を促進する体制として、地域連携ネットワークの整備及び中核機関の設置等に努めることが明示されました。

本市においても、高齢化率が43.5%（令和3年4月1日現在）で、また高齢者のみの世帯は全世帯の2割を超えており、認知症高齢者も微増しています。知的障害者や精神障害者の高齢化及びその家族の高齢化による「親なき後の問題」が課題となっており、成年後見制度の必要性がますます高まっていくことが考えられます。このことから、誰もが地域の中で、自分の意思が尊重され自分らしく暮らしていくために、成年後見制度をはじめとする権利擁護制度の活用を推進していくことが必要です。

なお、この計画は、利用促進法第14条第1項の規定に基づき、長門市における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるものです。また、本計画は、地域福祉計画と一体的に策定していることから、計画期間は令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間とします。

##### ■目指す姿

**権利擁護支援の地域ネットワーク構築により、  
本人の意思が尊重され、安心した暮らしが実現できるまち**

#### 第2章 計画の策定体制

令和2年4月より長門市成年後見制度利用促進協議会を設置し、成年後見制度利用促進に関する事業の推進を図っています。計画の策定にあたっては、この長門市成年後見制度利用促進協議会において意見を募り、長門市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定協議会とも連携しながら計画を策定しました。

## 第3章 長門市の成年後見制度に関する現状

### (1) 高齢者や障害者の現状

高齢化の進行に伴い、認知症高齢者は年々増加していくことが見込まれています。令和3年4月1日現在、1,731人であり、年々増加傾向にあります。

また、知的障害者及び精神障害者手帳所持者数は増加傾向にあり、65歳以上の手帳所持者の割合も増加傾向にあります。（本計画 13 頁、14 頁参照）

### (2) 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の利用状況

日常生活自立支援事業は、成年後見制度と類似した制度で、判断能力が不十分な認知症高齢者や知的、精神障害者が住み慣れた地域や家で自立した生活が送れるように、利用者の契約に基づき、福祉サービス等の利用援助や日常的な金銭管理を行う制度です。

本市では、山口県社会福祉協議会が行う本事業について、長門市社会福祉協議会が実施しており、令和3年3月末時点で40人がこの制度を利用しています。今後、利用者の置かれている状況により、成年後見制度の利用対象者となる可能性があります。（本計画 39 頁参照）

### (3) 成年後見制度の利用状況

成年後見制度は、本人の判断能力が低下した場合に、財産管理や身上監護に関する契約等の法律行為全般を行う仕組みをいい、任意後見制度と法定後見制度があります。

任意後見制度は、判断能力のある人が、将来、認知症などによって判断能力が十分でなくなった時に備えてあらかじめ後見人（任意後見人）になってくれる人を決めておき、その人との間で「契約」に基づいて行われる制度をいいます。

法定後見制度は、既に判断能力が十分でない人のための制度で、家庭裁判所が成年後見人等を選任し、保護等が開始されます。判断能力に応じて「成年後見」「保佐」「補助」の3種類があり、成年後見人等の権限も異なります。

#### ■類型別成年後見制度の利用状況（令和3年6月27日現在）

成年後見	保佐	補助	任意後見	合計
61件	10件	2件	1件	74件

#### ■年代別成年後見制度の利用状況（令和3年6月27日現在）

20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代	100歳以上	合計
0件	2件	6件	6件	16件	18件	18件	8件	0件	74件

### (4) 成年後見制度利用支援事業の現状

成年後見制度利用支援事業は、成年後見制度の利用促進を図るとともに、市内に居住する判断能力がない、又は不十分な認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者の福祉の増進を図るために定められており、市長による審判の申立て、審判の申立てに要する費用に対する支援、成年後見人等の業務に対する報酬の支援があります。

成年後見制度を利用するには、本人、配偶者、4親等内の親族が家庭裁判所に申立てを行います。しかし、判断能力の低下等により自ら申立てができない、該当する身寄りがいない、また、親族から虐待を受けている等の事情により、親族申立てが困難な場合には、市長が申立てを行うことができます。

■市長申立の状況

年度	高齢者	障害者
平成 28 年度	後見 2 件	—
平成 29 年度	後見 2 件 保佐 2 件	後見 1 件
平成 30 年度	後見 3 件 保佐 1 件	—
平成 31 年度	後見 4 件	後見 1 件 保佐 1 件
令和 2 年度	後見 5 件 保佐 1 件	—

■報酬助成の状況

年度	高齢者	障害者
平成 28 年度	2 件	—
平成 29 年度	3 件	—
平成 30 年度	3 件	—
平成 31 年度	5 件	1 件
令和 2 年度	1 件	—

(5) 成年後見人等の受任状況

法定後見制度では、家庭裁判所が後見人等を決定します。全国では、成年後見制度が開始された平成 12 年当時、全体 3,512 件、90.9%以上を親族後見人が選任を受けていましたが、令和 2 年では、全体 7,242 件、19.7%となり、第三者後見人の割合が 80.3%となっています。

本市の受任状況は、74 件中(令和 3 年 6 月 27 日現在)、親族後見人が 27 件(36.5%)、第三者後見人が 47 件(63.5%)となっています。

■成年後見人等の受任状況

※親族後見人 27 件のうち 2 件は複数選任でいずれも弁護士となっています。

受任者	親族後見人	第三者後見人				計
		弁護士	司法書士	社会福祉士	法人後見	
件数	27 件※	18 件	8 件	10 件	11 件	74 件

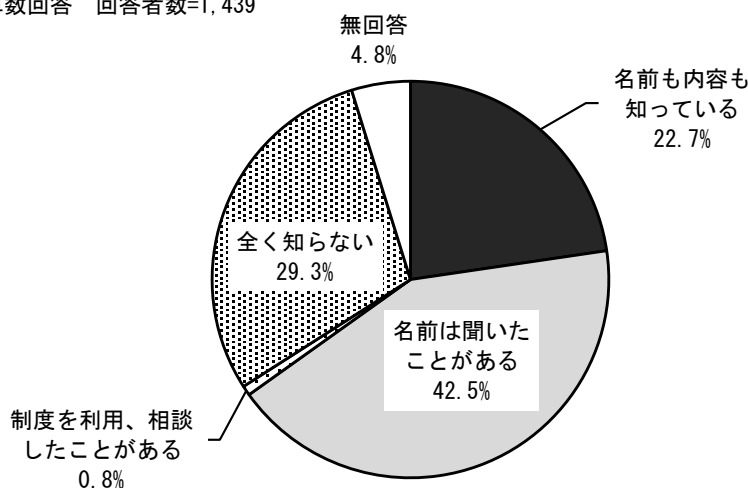
## (6) 市民アンケートの結果

令和3年1月に実施した地域福祉計画策定に係るアンケート結果より、成年後見制度の内容について知っている人の割合が低くなっており、成年後見制度を利用するつもりがない理由として「制度をよく知らないから」の割合が最も高くなっています。

本市では、医療・介護・障害分野等の福祉に関わる専門職を対象とした成年後見制度に関する研修会の実施や、地域団体及びサロン等における出前講座の実施を通じて制度の周知を図っています。今後は高齢化の進行により対象者数が増加することが見込まれるため、必要とする人が適切に制度を利用できるよう、身近な相談窓口の周知や利用促進に向けてより積極的に周知・啓発を行っていくことが必要です。

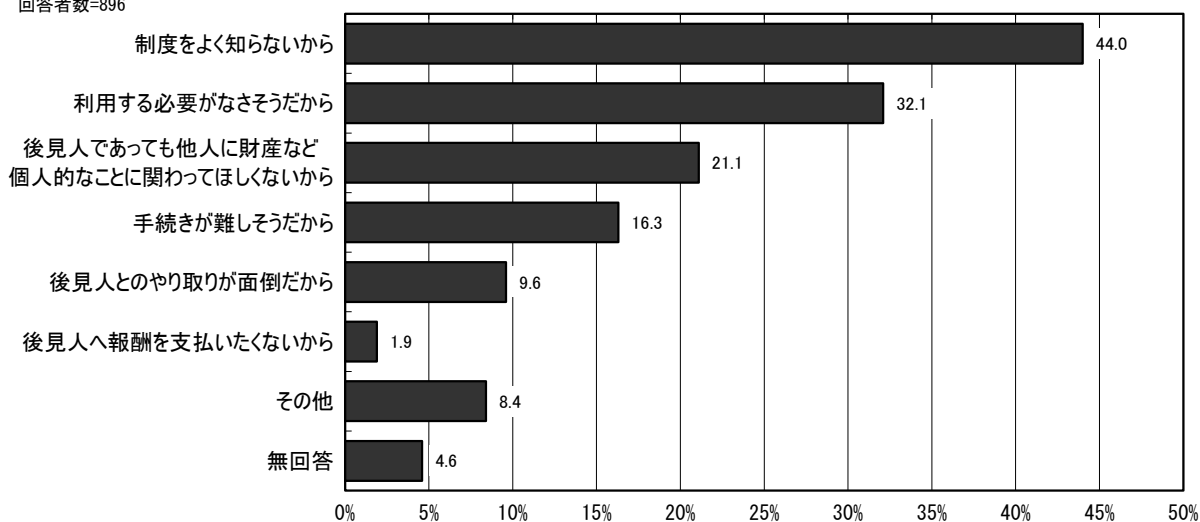
### ■あなたは「成年後見制度」についてどのくらい知っていますか。

単数回答 回答者数=1,439



### ■【成年後見制度を利用するつもりがない、わからない人】 選んだ理由は何ですか。

複数回答 回答者数=896



## 第4章 今後の方向性

### 基本目標1 成年後見制度の周知・啓発

#### 課題

高齢化の進行に伴い、成年後見制度など権利擁護施策を必要とする人は増えており、今後も増加が見込まれます。また、成年後見制度の利用を必要としている人は、自ら相談に行くことが難しく、支援を求めることも困難な場合があります。本人の意思が尊重され、安心して暮らしの実現を図り、市民や、支援者、関係機関等への権利擁護支援の普及啓発を行っていく必要があります。

#### 今後の取組

- ① パンフレットの配布やCATVの活用等、普及啓発に取り組めます。
- ② 市民や福祉に関わる専門職等に講座を開催し、制度の理解と活用に向けた研修を開催します。

#### ■成果指標

成果指標	令和2年 (現状値)	令和8年 (目標値)	実施団体
成年後見制度の周知度	22.7%	30.0%	行政・市社協・ 専門職団体
支援者向け研修会参加人数	150人	160人	

### 基本目標2 個人のニーズに合った支援のための相談支援体制の確保

#### 課題

権利擁護施策を必要とする人に対して、活用できる制度は成年後見制度だけでなく、本人が置かれている状況に応じた支援は様々あります。その対応には、より専門的な知識を必要とする相談も多くあることから、支援者の資質の向上や、専門職への相談体制の充実を図る必要があります。

#### 今後の取組

- ① 包括的支援体制ケース会議や、日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の連絡会議において課題の背景にある支援ニーズを見極めるとともに、専門的知見が必要な場合は専門職による支援を受けられるよう関係機関との連携体制の構築を進めます。
- ② 相談に来ることが困難な人に対して、支援者が制度の活用に向けた対応ができるよう資質の向上を図ることを通じて、身近な地域で相談が受けられる体制の整備に努めます。

#### ■成果指標

成果目標	令和2年 (現状値)	令和8年 (目標値)	実施団体
権利擁護の相談件数	20件	30件	行政 (中核機関)



## 基本目標3 地域連携ネットワークの整備とチームの形成及び機能強化

### 課題

地域連携ネットワークとは、「中核機関」「協議会」「チーム」とで構成しています。本市では、「中核機関」を、高齢福祉課地域包括ケア推進室内に置き、「協議会」である成年後見制度利用促進協議会において、受任調整（マッチング支援）を行っています。今後、高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援を「チーム」で行えるよう後見人支援を行っていく必要があります。

地域連携ネットワークの体制を継続的に運営していくためには、「中核機関」の機能強化と、「協議会」を中心とした専門職団体や関係機関と協働体制の確保を推進していく必要があります。

### 今後の取組

- ① 成年後見申立の際には、適切な後見人の選任につながるよう、協議会の運営に努めます。
- ② 権利擁護支援の機能強化を図るために、後見人の担い手確保や育成について調査研究を行います。
- ③ 協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う「チーム」が機能するよう専門職団体等へ相談できる体制を整備します。

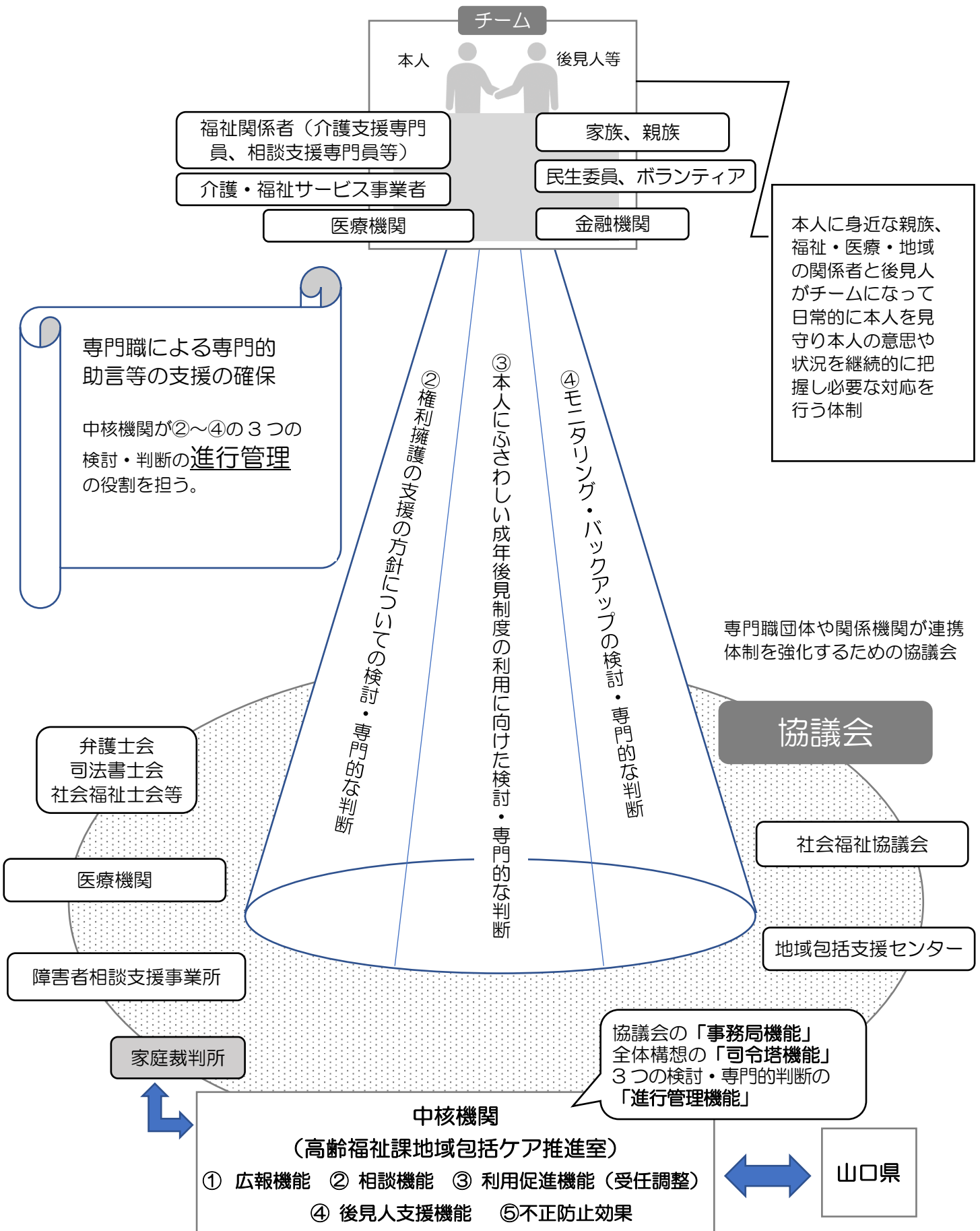
### ■成果指標

成果指標	令和2年 (現状値)	令和8年 (目標値)	実施団体
成年後見制度利用促進協議会の開催回数	4回	5回	行政・専門職団体・市 社協・関係団体・家裁
「チーム」への支援回数	8回	10回	



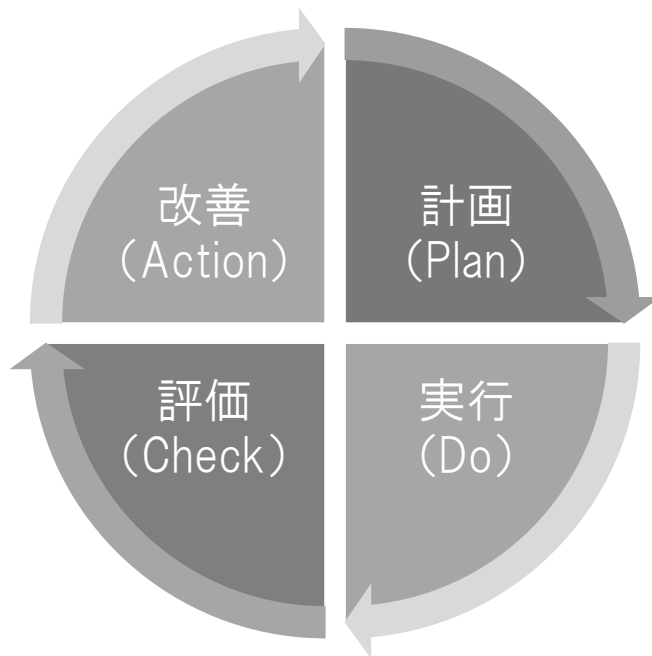
■地域連携ネットワークのイメージ

成年後見制度の利用が必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組み



## 第5章 計画の進行管理

長門市成年後見制度利用促進協議会において、地域福祉計画推進協議会とも連携しながらPDCAサイクルに基づく継続的な推進及び改善を図ります。



# 第6部 再犯防止を推進するための取組

## 【長門市再犯防止推進計画】

### 第1章 計画の背景と趣旨

全国の刑法犯の認知件数は減少傾向にあり、平成28(2016)年には、戦後最小の100万件を下回る一方で、検挙人員に占める再犯者の比率(再犯者率)は約50%に及ぶなど、安全で安心して暮らせる地域社会の実現に向けて「再犯」を防止することが重要な課題となっています。

このような状況の中で国においては、平成28(2016)年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」(以下「再犯防止推進法」という。)が施行され、都道府県及び市町村に国との適切な役割分担を踏まえ、地域の実情に応じた再犯の防止等の施策の策定と実施の責務を有することが明示されるとともに、地方再犯防止推進計画の策定が努力義務とされました。

山口県においては、平成31(2019)年3月に安心・安全な県づくりと犯罪をした人等も地域社会の一員として支えあう地域共生社会の実現に向けて、県が取組む再犯防止の施策の方向性を明らかにするため、「山口県再犯防止推進計画」を策定しています。

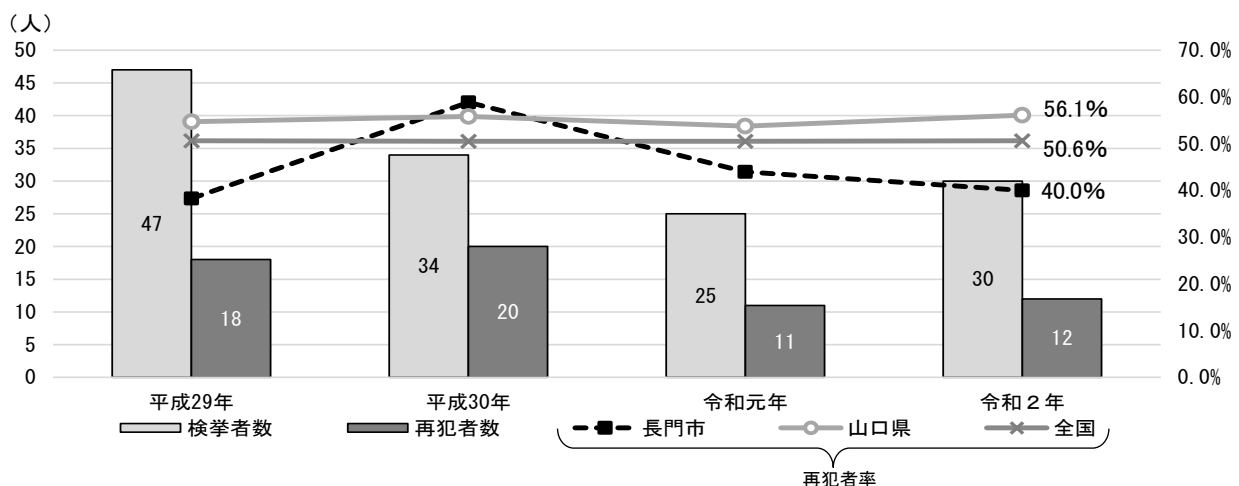
本市においても、関係機関や民間団体等が連携・協力して、犯罪をした人等の円滑な社会復帰を支援する施策を総合的かつ計画的に推進することで、犯罪をした人等が地域の一員として社会復帰できるように支援することにより、だれもが安全で安心して暮らせる社会を実現するために「長門市再犯防止推進計画」を策定します。

犯罪や非行から立ち直ろうとする人への理解を深め、必要な支援をつなげていくことで、犯罪のない安全な地域社会を作ること推進していく必要があります。

この計画は、再犯防止推進法第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として策定するものであり、地域福祉計画と一体的に策定していることから、計画期間は令和4(2022)年度から令和8(2026)年度までの5年間とします。

なお、今後の社会情勢の変化や、国の計画の見直し、県における再犯防止に関する取組状況等を踏まえ、必要に応じて見直すこととします。

■長門市における刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率(20歳以上)

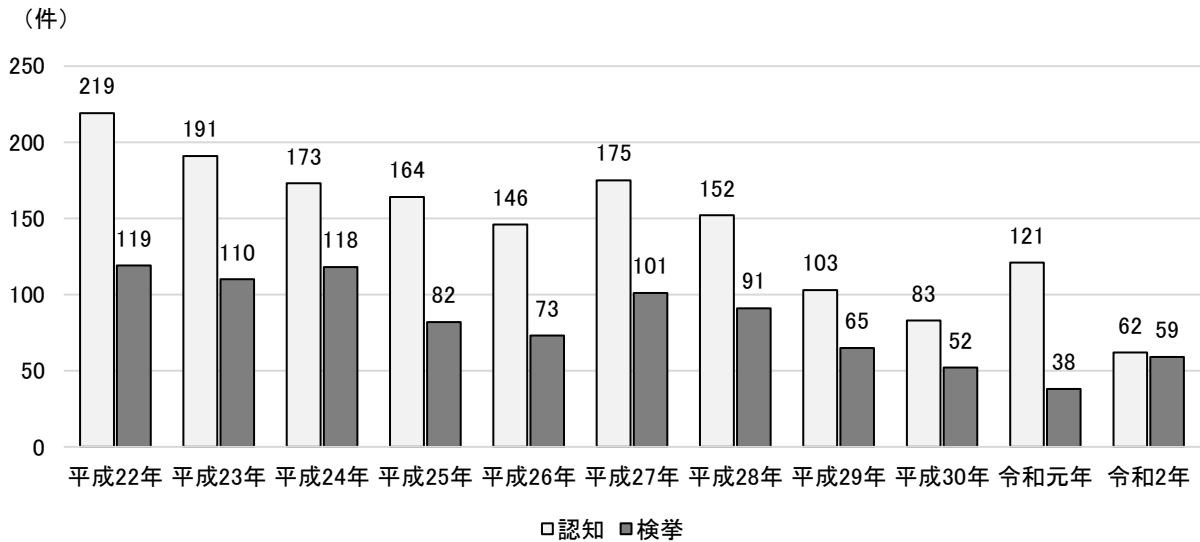


## 第2章 再犯防止を取り巻く状況について

### (1) 長門市における刑法犯認知件数等の状況

長門市における刑法犯認知件数は、増減を繰り返しつつも概ね減少傾向で推移しており、令和2年の件数をみると62件となっています。

#### ■長門市の刑法犯認知・検挙件数の推移



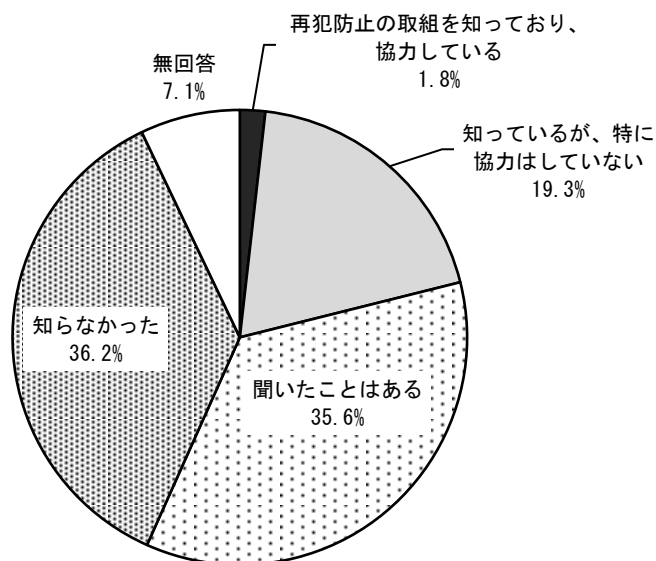
資料：山口県統計年鑑

### (2) 長門市における再犯防止の取組の認知度について

地域福祉計画策定に伴う市民アンケートの結果より、“社会を明るくする運動”等に伴う再犯防止の取組について「知らなかった」と回答した割合が36.2%で最も高く、再犯防止について広報・啓発等を進めていく必要があります。

#### ■再犯防止の取組の認知度

単数回答 回答者数=1,439



## 第3章 課題及び今後の方向性

### 基本目標1 就労・住居の確保

#### 課題

「刑務所に再び入所した人のうち約7割が再犯時に無職であったこと」、「刑務所満期出所者のうち約5割が適当な帰住先が確保されないまま刑務所を出所していること」、「帰住先が確保されない人が再犯に至るまでの期間は、帰住先が確保されている人と比較して短くなっていること」など生活の安定のための就労や住居の確保は、再犯防止に向けた重要な課題です。

#### 今後の方針

各種支援制度や相談窓口等を活用して支援を行い、制度の内容についても関係機関と連携して周知に努めていきます。

##### ① 就労支援の推進

- ✓就労に向けた相談に対し、長門保護区保護司会と連携しながら、協力雇用主、ハローワークなどへつなげることで就職及び就労定着を図ります。

実施主体：地域福祉課 長門保護区保護司会  
萩公共職業安定所長門分室【ハローワーク長門】

##### ② 生活困窮者自立支援制度の利用促進

- ✓相談者が困窮状態から脱却するため、就労支援などの自立に向けた包括的な相談支援及び訪問支援（アウトリーチ）を行い、様々なケースに応じた寄り添い型の個別支援を展開します。
- ✓対象者の状況に応じた支援を計画的かつ継続的に行うため自立支援計画を作成するとともに、計画に基づく各種支援が円滑に行われるよう関係機関と連携して支援を行います。

実施主体：地域福祉課 長門市社会福祉協議会

##### ③ 住居確保給付金の支給

- ✓離職等により生活に困窮して住居を失った人や、住居を失うおそれのある人に対し、安定した就職活動ができるように、期限付きで家賃相当額を支給します。

実施主体：地域福祉課

##### ④ 市営住宅の周知について

- ✓市営住宅の募集情報などについて、市広報やホームページなどを活用して、情報提供を行います。また、要配慮者世帯に対して、入居における配慮を行うとともに、住宅困窮者の相談に応じています。

実施主体：建築住宅課

##### ⑤ 住宅確保要配慮者への支援

- ✓住宅確保要配慮者の住居の確保を円滑に進めるため、「新たな住宅セーフティネット制度」の普及啓発に努めます。

実施主体：地域福祉課 建築住宅課

## 基本目標 2 保健医療・福祉的支援

### 課題

高齢者や障害のある人等、適切な支援がなければ、自立した社会生活を送ることが困難な人に対しては、円滑な社会復帰や再犯の防止に向け、保健医療・福祉的支援に取り組むことが重要です。

また、覚せい剤取締法違反による検挙者数は、全国で毎年1万人を超え、引き続き高い水準にあるほか、新たに刑務所に入所する者の約3割が覚せい剤取締法違反によるものとなっており、他の犯罪に比べ再犯リスクが高いことから、再犯防止に向けた取組が重要です。

### 今後の方針

犯罪をした人等のうち高齢者や障害のある人等で福祉的な支援が必要な人に対して、関係機関が連携し、円滑に必要な福祉サービスが提供できるように取り組んでいく必要があります。また、薬物乱用防止に関する教育や、薬物に関する正しい知識の普及・啓発を学校や関係機関等と連携して行っていきます。

#### ① 地域における福祉的支援

- ✓長門保護区保護司会、民生委員・児童委員協議会、地域包括支援センター、社会福祉協議会などとの連携を強化し、福祉的な支援が必要な人に対し、その人の状況に応じた適切な保健医療・福祉サービスが提供できるよう取り組んでいきます。

実施主体：地域福祉課 地域包括支援センター 長門保護区保護司会  
長門市社会福祉協議会

#### ② 薬物乱用防止教育

- ✓市内の小、中、高等学校等の児童生徒、学生を対象に薬物乱用防止教育を実施し、薬物乱用の未然防止と若者の健全育成を図っていきます。

実施主体：学校教育課

#### ③ 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動

- ✓薬物乱用による弊害を市民が正しく認識し、「薬物乱用をしない、させない、許さない社会」を構築する気運の熟成を図るため、県が行う「ダメ。ゼッタイ。」普及運動に協力します。

実施主体：地域福祉課 長門健康福祉センター 長門保護区保護司会

## 基本目標3 非行防止と修学支援

### 課題

非行は、家庭、学校、地域の問題が複雑に絡み合っており、それぞれの緊密な連携のもと、一体的な非行防止と修学支援を推進していくことが重要です。

### 今後の方針

学校や関係団体、地域団体等が連携して、非行の未然防止のための普及啓発活動や相談対応、また、学習支援に取り組んでいきます。

#### ① “社会を明るくする運動”の推進

✓毎年7月に全国展開される“社会を明るくする運動”強調月間において、長門保護区保護司会と連携して様々な活動の周知啓発等を行っていきます。

実施主体：地域福祉課 長門保護区保護司会

#### ② 教育相談窓口

✓不登校やいじめ、学校生活や友人関係等、教育に関する様々な相談の窓口として支援を行っています。

実施主体：学校教育課

#### ③ 生活困窮世帯等に対する学習支援

✓生活困窮世帯または生活保護受給世帯の生徒等に対して、家庭学習の補完等としての学習支援等を行います。

実施主体：子育て支援課

#### ④ 子どもの居場所づくり

✓放課後児童クラブなどの支援を充実し、子どもの居場所づくりに取り組んでいきます。また、子ども食堂の普及啓発に努めます。

実施主体：子育て支援課 生涯学習・文化財課



“社会を明るくする運動”街頭広報キャンペーン



## 基本目標 4 広報と啓発活動

### 課題

再犯防止の取組は、更生保護行政を担う国と、住民に身近な県、市、保護司等民間協力者が相互に連携して取組を進めることが重要であり、広報啓発活動を推進し、犯罪をした人等の地域での立ち直りに対する理解を促進することが必要です。

### 今後の方針

“社会を明るくする運動”（街頭キャンペーン等）や人権研修における啓発活動など市民が再犯の防止と立ち直りの支援に対する理解を深め、関心を持つことにつながる広報・啓発を行っていきます。

#### ① “社会を明るくする運動” 街頭広報キャンペーン

- ✓各地区で開催される夏まつり会場や大規模店舗前広場等を利用して、市民に本運動の理解を促進するための広報・啓発活動に取組みます。
- ✓7月は「再犯防止啓発月間」であり、本運動と連携して再犯防止の啓発活動に取組みます。

実施主体：地域福祉課 長門保護区保護司会

#### ② “社会を明るくする運動” 作文コンテストの開催

- ✓市内全小・中学校児童・生徒を対象とした法務省主唱“社会を明るくする運動”作文コンテストを開催し、本運動への理解を深めるとともに作文作品集「おかえり」を発刊して啓発活動を進めます。

実施主体：学校教育課 長門保護区保護司会

#### ③ 市人権フェスティバルでの啓発活動

- ✓市人権フェスティバルにて、安全・安心な地域をつくるためにも再出発しようとしている人々を地域で支える「更生保護」の重要性の理解を深めていく広報・啓発活動に取組みます。

実施主体：生涯学習・文化財課 長門保護区保護司会



第71回長門市“社会を明るくする運動”内閣総理大臣メッセージ伝達式の様子（左）  
市役所本庁舎1階のロビーにメッセージやポスターを掲示（右）

## 基本目標 5 関係機関・団体との連携強化及び保護司適任者の確保

### 課題

安全・安心な地域をつくるためには、罪を償い再出発しようとしている人たちを見守り、更生を支援していく保護司をはじめとした更生保護ボランティアは無くてはならない存在です。

更生保護活動の円滑な推進のために、近年困難となっている保護司適任者の確保をはじめとした環境整備が課題です。

### 今後の方針

再犯防止をはじめとした更生保護活動が成果をあげるために、市民に身近な市と県が更生保護行政を担う国と相互に連携し情報共有しながら、民間協力者や関係機関・団体と地域住民とで連携体制を構築していきます。特に、更生保護の取組の中心となる保護司会と行政機関との連携強化を図ります。

#### ① 関係機関・団体、地域との連携

- ✓ 更生保護や犯罪・非行防止の取組を支える保護司会、民間協力者や地区住民との効果的な連携に努めます。また、犯罪をした者等の社会復帰支援の理解を得るため、“社会を明るくする運動”などで啓発活動を行います。

実施主体：地域福祉課 長門保護区保護司会

#### ② 保護司適任者の確保

- ✓ 保護司個人が適任者を確保することにくわえ、保護観察所と保護司会が共同で機関・団体の協力を得て保護司候補者検討協議会を開催するなど広く人材情報の提供依頼を行えるように協力することで、保護司活動への理解・協力を深めるきっかけにしています。

実施主体：地域福祉課 長門保護区保護司会

#### ③ 面接場所の確保

- ✓ 保護司の自宅では、保護観察の面接が困難なケースがあり、対象者の立ち直りのためにも、保護司が安心して面接できる場所の確保が重要になります。対象者の人権や時間的な都合にも配慮しながら、公民館など公共施設が利用できる環境を整えます。

実施主体：地域福祉課 生涯学習・文化財課 長門保護区保護司会



「ホゴちゃん」と「サラちゃん」

## 用語解説

行	用語	解説
あ行	ICT	情報技術に通信コミュニケーションの重要性を加味した言葉で、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービス。
	アウトリーチ	生活上の課題を抱えながらも自ら援助にアクセスできない個人や家族に対し、家庭が学校等への訪問支援、当事者が出向きやすい場所での相談会の開催、地域におけるニーズ発見の場や関係づくりなどにより、支援につながるよう積極的に働きかける取組のこと。
	アプローチ	対象となるものに近づくこと。働きかけること。
	NPO	民間非営利組織といわれるもので、社会福祉協議会、ボランティア団体、福祉公社、協同組合等の営利を目的としない団体を指す。
	SNS	個人間のコミュニケーションにより社会的なネットワークを構築するインターネットを利用したサービスのこと。
	SDGs	2015年(平成27年)9月の国連サミットで採択された「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための、2030年を期限とする17の国際目標とそれらを達成するための具体的な169のターゲット。
	エリア	区域、地域、範囲のこと。
か行	希薄・希薄化	個人と周囲の人との関係やつながりがなくなる、あるいは少なくなること。
	虐待	力の強い者が抵抗する力がないか極めて弱い者に対して、身体的あるいは精神的な攻撃を加えること。虐待の種類には身体的、精神的、性的、経済的、また育児や介護の放棄がある。
	協働	行政と民間団体、ボランティア団体、地域等の複数の主体が、何らかの目標を共有し、対等の立場で共に力を合わせて活動すること。
	ケース	個々の事例、場合のこと。
	権利擁護	自己の権利や援助を表明することが困難な状態にある人に代わり、援助者が代理としてその権利獲得を行うこと。例えば、認知症の高齢者や知的障害者等の財産管理や福祉サービスを受ける権利を守ること等。
	交通弱者	日本では二つの意味があるが、計画の中での交通弱者は高齢、病気、障害等の理由や、公共交通機関の路線から遠隔地域に居住し、これらを利用することが難しい方達のこと。

行	用語	解説
	コーディネーター	物事が円滑に行われるように調整し、まとめる役の人。人と人、人とサービスや資源を適切に結びつける調整役。
	コミュニティ	居住地域を同じくする共同体のこと。通常、地域社会と訳される。生産、風習、習慣等に結び付きがあり、共通の価値観を所有している点が特徴である。
	サポーター	地域や人を支える人。支援者、応援者。
さ行	産前産後サポートステーション	妊娠期から子育て期にわたるまでの総合相談支援を行うところ（子育て包括支援センター）で、長門市保健センター内に相談窓口が設置されている。
	市民協働	市民、市民活動団体、事業者、自治会等及び市が相互に相手の特性を理解及び尊重し、共通の目的に向かい、責任及び役割分担を明確にし、ともに取り組むこと。
	社会福祉法	日本の社会福祉の目的・理念・原則と対象者別の各社会福祉関連法に規定されている福祉サービスに共通する基本的事項を規定した法律のこと。
	生涯学習	人々が自己の充実・啓発や生活の向上のために、自発的意思に基づいて行うことを基本とし、必要に応じて自己に適した手段・方法を自ら選んで、生涯を通じて行う学習のこと。
	スキル	手腕。技量。また、訓練を通じて身に付けた能力のこと。
	セーフティネット	安全網、安全策。網の目のように救済策を張ることで、安全や安心を提供するための仕組みや社会保障のことを表す。
	成年後見制度	知的障害、精神障害、認知症等の理由で、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について、契約の締結等を代わりに行う代理人等を選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにする等、これらの人を不利益から守る制度。
た行	タブレット	平板状の外形を備えタッチパネル式等の表示・入力部を持った携帯可能なパソコンのこと。
	地域資源	特定の地域に存在する特徴的なもので活用可能な物の総称。自然資源だけでなく、人的なものや文化的なもの等も含まれる。
	地域包括ケアシステム	高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される仕組みを構築することで、医療と介護の連携、在宅と施設の連携、支援困難事例への対応等を強化し、利用者一人ひとりについて、多職種が連携し、様々なサービスや資源を活用しながら、継続的にフォローアップしていく包括的・継続的なケアマネジメントを地域において確立するためのシステム。
	地域包括支援センター	介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待の防止、介護予防等を総合的に行う機関、各市町に設置される。

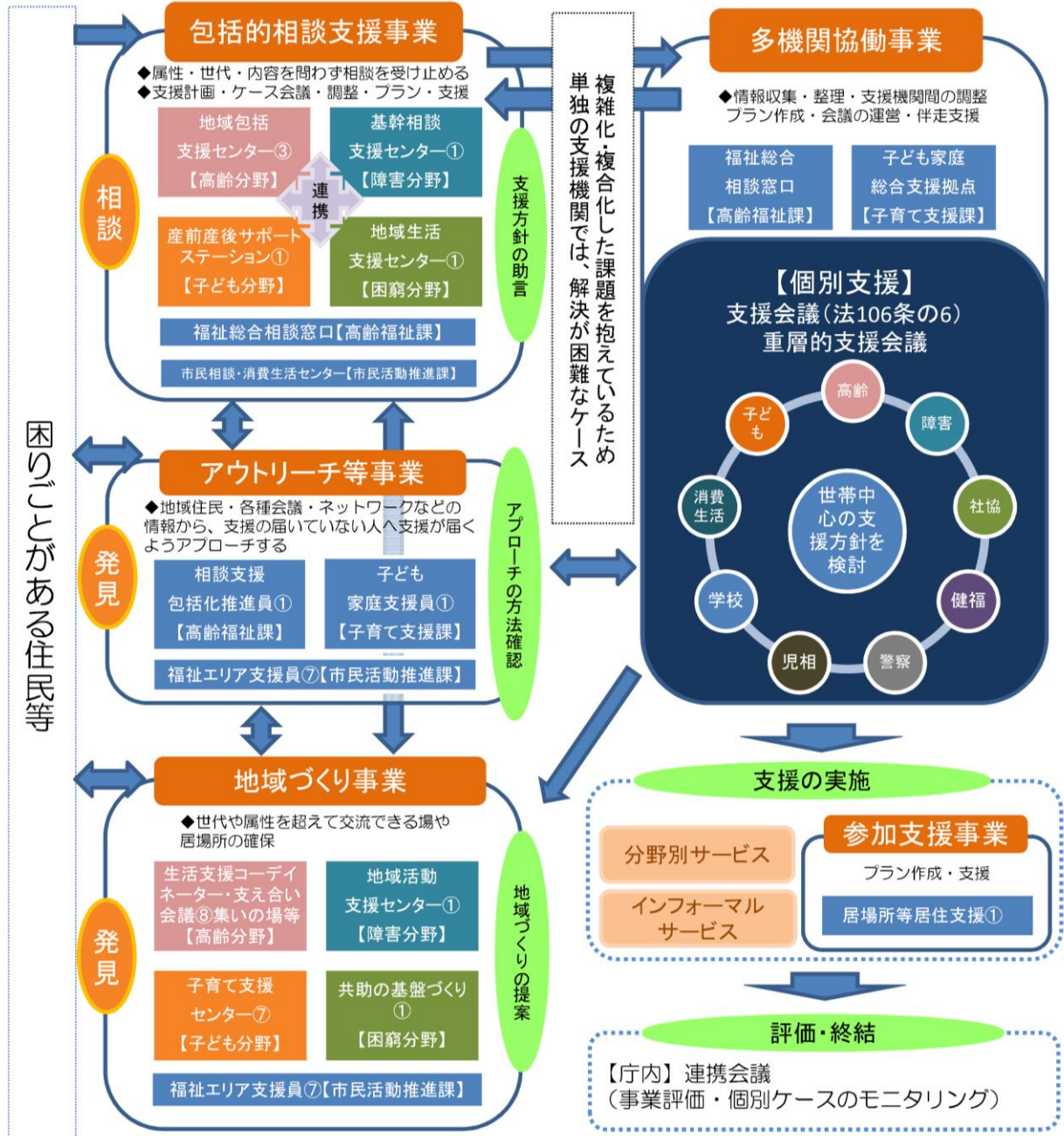
行	用語	解説
	地域見守り活動「まめかいねネットワーク」事業	事業所等と市が協定を締結し、協力事業者が通常業務の中で高齢者等の見守りを行い、異変を察知した場合は、行政や消防、警察等へ通報し、連絡を受けた行政等が必要な支援を行うもの。
	デイサービスセンター	日帰りで施設に通い、食事や入浴等日常生活上の介護や機能訓練等を受けることのできるサービス。
	DV（ドメスティックバイオレンス）	広い意味で、家庭内弱者（女性・子ども・高齢者・障害者等）への虐待や暴力のこと。一般的には夫婦や恋人等親密な間柄にあるパートナー間における身体的・精神的・性的な暴力のこと。
な行	ニーズ	求め。要求。需要。必要。
	日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）	ひとり暮らしの高齢者や、高齢者のみの世帯、また、知的障害を持つ方の中で、判断能力が不十分で、自立した生活に不安がある方に対して、本人と市社協が契約を結び、サービスを提供するもの。
	認知症	後天的な脳の障害によって認知機能が低下し、日常生活や社会生活に支障をきたすようになった状態。
	ネットワーク	一般的には、網目状の構造とその機能を意味するが、社会福祉の領域では人間関係や各種機関のつながりの意味で用いられることが多い。 地域における住民同士の複数の関係のつながり（情報や感情の交流）等を指すものとして使われている。
	ノーマライゼーション	障害者や高齢者等社会的に不利な人々を特別に区分しないのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方であり、方法である。
は行	8050問題	従来から指摘されてきた「ひきこもり」の長期化、高年齢化により、親が80代、子が50代を迎えたまま地域から孤立し、生活に行き詰まるといった地域課題。
	パブリックコメント	市の基本的な政策等の策定にあたり、広く市民に必要な内容等を公表し、市民等からの意見及び提案等を受け、提出された意見に対する市の考え方を公表する一連の手続きのこと。
	バリアフリー	障害のある人が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、段差等の物理的な障壁の除去をいうことが多い。また、より広く障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられている。
	ひきこもり	様々な要因の結果として社会的参加を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態。
	ビジョン	将来のある時点でどのような発展を遂げていたか、成長していたいか等の構想や未来像。またそれらを文章等で描いたもの。
	避難行動要支援者支援制度	大規模な災害が発生したときに、自力での避難が難しい障害者や高齢者等（避難行動要支援者）の安否確認や避難誘導を迅速に行えるよう、日頃から避難支援者（自治会、民生委員・児童委員等）へ名簿を渡し、災害時に備えるとともに、日頃からの声かけ、見守り、避難訓練等に活用してもらう制度。

行	用語	解説
	ファミリーサポートセンター	「育児を応援してほしい人」と「育児を応援したい人」がセンターを橋渡しにして、会員同士が子どもの一時預かりや保育施設までの送迎等を有料で応援し合う制度。
	福祉員	各自治会から選出され、地域住民や民生委員・児童委員と協力し、地域の見守りや福祉課題の解決に向けた活動を行う。
	福祉避難所	災害が発生した時に、高齢者や障害者、妊婦等一般の避難所では生活に支障があり、特別な配慮を必要とする人を受け入れる避難所。
	フリースペース	目的にとらわれない自由な空間。福祉団体や組織が運営する、不登校等の子どもや引きこもりの方等のための受け皿となる施設。
	ふれあい・いきいきサロン	高齢者の閉じこもり防止や、介護予防を目的として、自治会単位等で「出会いの場づくり」を地域のボランティア等により開催している。
	ボランティア	自発的な意志に基づき、金銭的な見返りを求めることなく、地域社会を住みよくする活動や他者を支える活動等の社会的活動に参加すること。
	ボランティアセンター	ボランティアの活動拠点であり、市社会福祉協議会において、ボランティアの紹介、斡旋、養成研修等が実施されている。
ま行	民生委員・児童委員	民生委員法や児童福祉法を根拠に、厚生労働大臣が委嘱する特別職の地方公務員。常に住民の立場に立って相談に応じ、かつ、必要な援助を行う存在と規定され、職務の遂行にあたっては、相談や支援にあたる方の秘密を守ることとされている。
や行	ヤングケアラー	家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子ども。
	ユニバーサルデザイン	年齢や障害の有無等にかかわらず利用することができる施設、製品、情報の設計（デザイン）をいう。
	要介護認定	介護保険の給付を受けようとする被保険者が給付要件を満たしているかどうかを確認するために行われる認定。
	要支援者	要配慮者のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人。
	要配慮者	平成25年6月の災害対策基本法の改正から使われるようになった言葉で、災害時において、高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する人のこと。
ら行	リアルタイム	実時間、同時刻、即時。
	老老介護	家庭の事情などにより65歳以上の高齢者が、高齢者の介護をせざるをえない状況のこと。



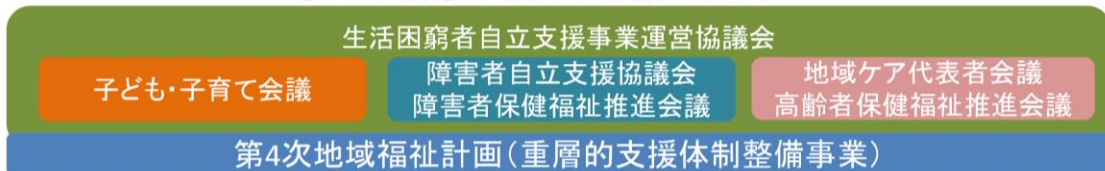
# 長門市重層的支援体制整備事業 支援フロー

設置形態: 既存の拠点の設置形態は変更せず、各支援機関間の連携を図る「基本型」にて実施



【地域支援】連携体制協議・施策化

○数字は箇所数











# 第4次 長門市地域福祉活動計画

## I 地域福祉活動計画の策定にあたって

### 1 活動計画策定の趣旨

長門市においては、急速な人口減少が続き、令和2年の国勢調査結果による人口は32,519人、高齢化率は44.0%となっており、今後も人口減少及び少子高齢化が進むことが見込まれます。

このような状況の中、本市でも、核家族化の進行、単身世帯の増加、地域における支え合い機能の弱体化を背景として、子育て家庭や高齢者等の孤立、虐待、引きこもり、生活困窮と様々な地域生活課題が発生し、個人や世帯において抱える課題が複数の分野にまたがるなど、複雑化・複合化しています。

また、世界中を巻き込んだ新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、私たちの生活は大きく変わらざるを得ない状況となりました。人と人が互いに距離を取り、接触する機会を減らすことが求められたり、生活困窮者のさらなる増加や自粛生活に伴う閉じこもりによる高齢者の虚弱化等、既存の地域生活課題が深刻化すると共に新しい課題が発生しています。

このような地域生活課題に対応し、誰もが住み慣れた長門市で安心して暮らせるように、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民が参画し、人と人がつながり、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共に作っていく「地域共生社会」の実現が求められます。

長門市社会福祉協議会（以下「長門市社協」という。）では平成29年に「第3次地域福祉活動計画」を策定し、地域福祉の推進に取り組んできましたが、こうした状況を踏まえ、さらなる長門市の地域福祉推進の充実を図るため、長門市の「第4次地域福祉計画」と整合性を保ち、「第4次地域福祉活動計画」を策定することとしました。

### 2 活動計画の位置づけ

地域福祉活動計画は地域福祉の推進を目的とし、地域住民や地域関係組織・団体、関係機関が相互に協力し、社会福祉協議会が策定する民間の活動・行動計画です。

社会福祉協議会は民間の自主的な福祉活動の中核となり、住民主体の理念に基づき、地域が抱えている様々な生活課題、福祉課題を地域全体の課題としてとらえ、みんなで考え、話し合い、活動を計画し、協力して解決を図っていきます。この計画は、地域福祉推進の中核的な団体としての社会福祉協議会及び関係組織・団体の活動指針となります。

また、長門市の「第4次地域福祉計画」と整合性を保ち、それぞれの特性を生かしながら密に連携をとり、計画の遂行にあたります。

### 3 活動計画の期間

計画期間は、令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までの5か年とします。ただし、関連計画との整合性や社会情勢の変化に柔軟に対応できるように、必要に応じて見直しを行います。

### 4 活動計画の進行管理

この計画の進行管理は、長門市社協において計画書を通して定期的に行います。

チェック例 \*できたかどうかを○△×でチェックします

具体的な取組

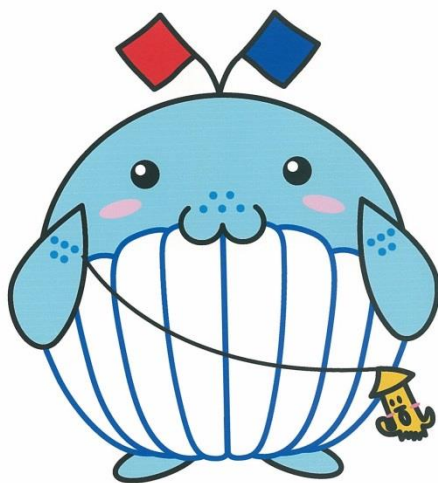
1年目  
令和4年

3年目  
令和6年

最終年  
令和8年

	取組内容	取組チェック表		
		R4年	R6年	R8年
取組むひと 一人一人が	●隣近所の人や、親戚、友人知人等とお互いに声を掛け合いましょう。	○		
	●自治会や子ども会等自分の住む地域の活動に参加しましょう。	○		
	●福祉に関する講座や研修に参加し、福祉への関心を高め、知識を深めましょう。	△		

#### ■福祉活動PRキャラクター「ほえっぴー」紹介



福祉活動PRキャラクター  
「ほえっぴー」です。

##### ●名前の由来

「ホエール（くじら）」と  
「ハッピー（しあわせ）」で  
「ほえっぴー」

##### ●ほえっぴーのお仕事

市内の福祉活動を紹介する広報紙等  
や福祉関係のイベント等に登場し、福祉  
活動をPRしています。

## Ⅱ 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本理念・基本目標

#### (1) 基本理念

みんなが主役！誰もが安心して暮らせる長門づくり

#### (2) 計画の基本目標

～1～  
思いやりの  
心を育む  
「ひとづくり」

みんなが主役！地域福祉を担うのは私たち一人一人です。そのため、福祉に対する理解や人材の育成、様々な情報収集が必要です。地域のみんなが、お互いを尊重し、思いやりの心を育むことができるように「ひとづくり」に取り組みます。

～2～  
支え合う  
地域を創る  
「つながりづくり」

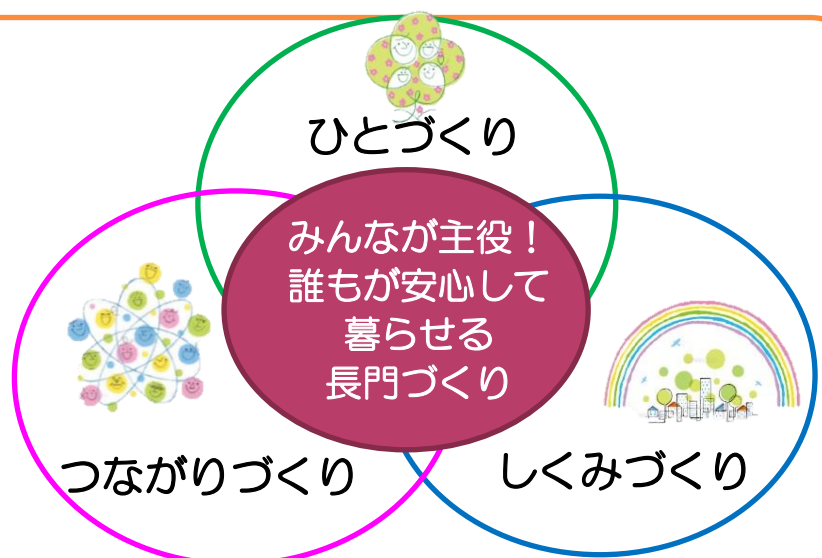
誰もが安心して暮らすために、情報と人、個人と地域、安らげる地域の居場所のでつながりを生み出します。地域のみんながお互いに支え合うことができる「つながりづくり」に取り組みます。

～3～  
未来の  
長門へつなぐ  
「しくみづくり」

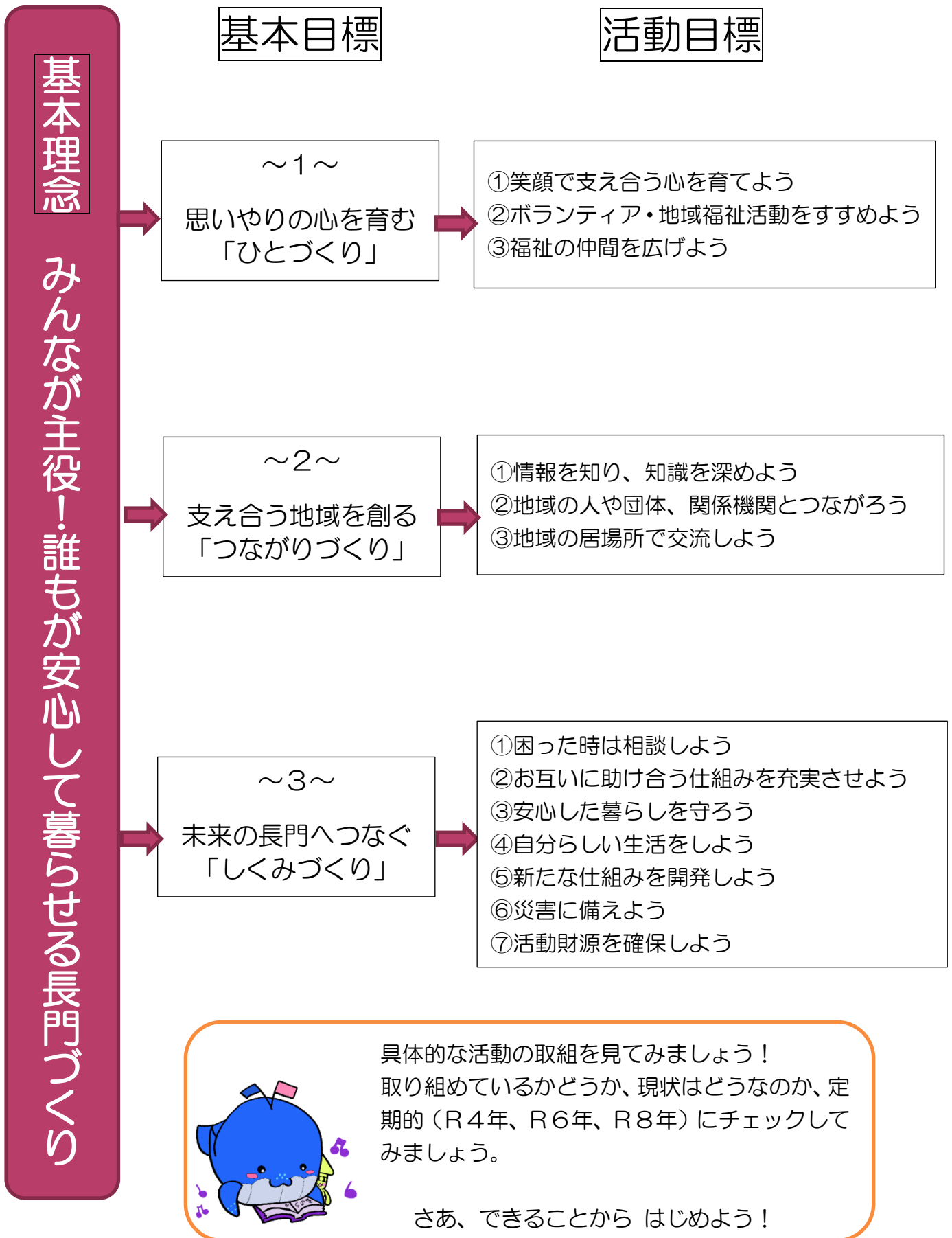
福祉ニーズが多様化・複雑化する中で、気軽に相談できる体制を整え、子どもから高齢者まで、障害の有無、性別、国籍などの違いに関係なく、安心して暮らしていくことができる長門への「しくみづくり」に取り組みます。

基本理念をもとに、3つの基本目標を立てました。3つの基本目標が交わり合い、その目標を達成するため、活動目標を定めました。

一人一人が取り組むこと、地域みんなで行うこと、社協が取り組むことを、それぞれの立場で、皆様と共に、できることから実践し、様々なニーズに応じ新たな取組へ挑戦していきたいと考えています。



## 2 計画の体系



### Ⅲ 具体的な取組

#### 基本目標 1 思いやりの心を育む「ひとづくり」

活動目標① [ 笑顔で支え合う心を育てよう ]

地域福祉計画  
関連項目  
基本施策 1-5

##### ■現状と課題

少子高齢化や単身世帯の増加、令和2年からの新型コロナウイルス感染拡大をきっかけに人と接する機会が少なくなり、お互いに思い合う心を育てる機会が減ってきています。

地域における支え合いを進めるためには、地域住民一人一人が支え合いの心を育むことが大切です。家族や隣近所、友人知人等「顔の見える関係」を作り、地域活動に関心を持ち、地域コミュニティの活性化を図ります。そのために、様々な媒体を活用し、福祉に関する情報発信を行うほか、福祉に関するイベントや講座、研修会を開催し、福祉を身近に感じることができる取組を実施することが必要です。また、市内の組織、団体が取り組んでいる様々な活動の趣旨に福祉の心を育てる視点を散りばめるようにしていくことも大切です。

##### ■具体的な取組

	取組内容	取組チェック表		
		R4年	R6年	R8年
一人一人が取り組むこと	●隣近所の人や、親戚、友人知人等とお互いに声を掛け合いましょう。			
	●自治会や子ども会等自分の住む地域の活動に参加しましょう。			
	●福祉に関する講座や研修に参加し、福祉への関心を高め、知識を深めましょう。			
	●地域にある福祉関係団体の活動について理解を深めましょう。			
	●社協だよりや回覧を確認し、自分にできる活動を考えましょう。			
	●自分が知っている地域の情報や福祉の情報を周りの人へ提供しましょう。			
地域みんなで取り組むこと	●地域であいさつ運動を行い、住民が気軽に交流する機会を作りましょう。			
	●身近に「支援を必要としている人」がいることに気づき、手助けできることはないか考えましょう。			



	●地域の福祉活動の情報を周りの人へ提供しましょう。			
	●地域の生活課題や福祉課題を発見し、地域や団体で取り組める活動を考えましょう。			
社協が取り組むこと	●社協だよりを年6回発行します。			
	●ホームページ、フェイスブックによる情報発信をします。			
	●ほっちゃテレビ、FM アクア等メディアを活用した情報発信をします。			
	●社協のパンフレットを研修会等で配布し、情報提供をします。			
	●福祉活動 PR キャラクター「ほえっぴー」を活用した広報活動をします。			
	●福祉に関する講座、研修会を開催します。			
	●ふれあい・いきいきサロンや学校、企業、団体等へ「ふくし出前講座」を行い、社協の理解促進に努めます。			
●市内の各種イベントに参加し、福祉活動等の啓発を行います。				

### ■5年後の姿

●地域住民一人一人が「福祉への関心」を持ち、思いやりや助け合いの心が育っている。
●身近に福祉を感じることができ、困った時の相談先を自分で見つけることができるようになっている。
●身近な地域であらゆる人が福祉情報を手にする環境が整っている。
●様々な違いを認め合い、共に生きる意識が育っている。

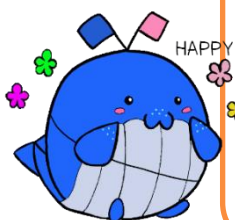
### ■福祉（ふくし）ってなに？

「福」も「祉」も、どちらも「幸福」や「しあわせ」を意味する漢字です。

英語では「<sup>ウェルフェア</sup>welfare」といい、「よりよく生きる」という意味です。

違いを認め合いながら、その人らしく毎日の生活を「しあわせ」に、そして「よりよい生き方」で生活が送れるよう、みんなで「福祉」がたくさんあふれる長門をつくって行きましょう!!

=ふだんの ぐらしの しあわせ=



## 基本目標 1 思いやりの心を育む「ひとづくり」

活動目標② [ ボランティア・地域福祉活動をすすめよう ]

地域福祉計画  
関連項目  
基本施策 1-4

### ■現状と課題

長門市社協のボランティア登録団体及び個人ボランティアは、様々な活動を行い地域福祉の重要な役割を担っています。しかし、会員の高齢化や後継者不足による活動の停滞や、ボランティアを担う人材育成が進んでいない状況があります。

市民へのアンケート調査では、「きっかけがあればボランティア活動に参加してみたい」という意見が全体の約半数の割合となっており、ボランティア活動のきっかけ作りや環境整備、人材養成につながる取組が必要です。その中で、ボランティア連絡協議会やボランティアグループの協力を得て、長門市内で活動している人々と知り合う機会を増やしていくネットワークづくりが求められます。また、「楽しさ」を中心とした活動企画の検討、実施や地域でできることを整理することも必要です。

### ■具体的な取組

	取組内容	取組チェック表		
		R4年	R6年	R8年
一人一人が 取組むこと	●地域福祉活動やボランティア活動に関心を持ちましょう。			
	●地域のボランティア活動を理解・把握しましょう。			
	●地域で行われている活動にとりあえず参加してみましよう。			
	●自分の趣味や特技を活かして活動に参加しましょう。			
地域みんなが 取組むこと	●無理のない程度でボランティア活動に取り組みましよう。			
	●ボランティア団体などの取組の内容を把握しましよう。			
	●地域の中でボランティア活動をする人を養成、支援しましよう。			
社協が 取組むこと	●社協だより、ホームページ、フェイスブックでボランティアに関する啓発及び情報発信をします。			
	●ボランティアの登録、相談支援、コーディネートを行います。			

●ボランティア登録者に対し、ボランティア活動保険の保険料を一部補助します。			
●気軽にボランティア活動ができるよう、ボランティアコーナーの充実に努めます。			
●個人ボランティアやボランティア団体の育成・支援を行います。			
●ボランティア講座を開催します。(夏休み手話講座等)			
●ボランティア連絡協議会の活動を支援します。			
●企業の社会貢献活動や従業員の行うボランティア活動を支援します。			
●山口県ボランティア交流会等県社協主催の行事や事業に積極的に参加します。			

### ■5年後の姿

●住民が地域福祉活動やボランティア活動への関心を高め、活動への参加が増えている。
●ボランティア活動へのきっかけづくりや環境整備がすすみ、自分のできる範囲で取り組む意識を浸透させることができている。
●地域にボランティア活動を支える体制ができ、活動をしたい人が積極的にボランティア活動に参加できている。
●「企業ボランティア活動推進モデル事業所」が増え、企業と共に地域でのボランティア活動が行えるようになっている。

### ■ボランティアとは？

自らの意志により（公共性の高い活動へ）参加する人のこと、又はその活動のことです。

活動の基本は、「自らすすんで行動する」「ともに支え合い、学び合う」「見返りを求めない」「よりよい社会をつくる」です。

ボランティア活動、登録、ボランティア保険に関する

問合せ先

長門市社会福祉協議会 地域福祉課 電話：22-8294



## 基本目標1 思いやりの心を育む「ひとづくり」

### 活動目標③ [ 福祉の仲間を広げよう ]

地域福祉計画  
関連項目  
基本施策1-5

#### ■現状と課題

地域福祉活動において、行動を共にできる仲間の存在はとても大切です。一人では難しいことも仲間と相談し考えを出し合うことで、より良い活動を行うことができます。しかしながら、近年、福祉活動の担い手不足や新たな人材の発掘が課題となっています。地域生活課題が複雑化している状況の中、地域住民一人一人がその課題を自分のこととして考えることが必要です。そのために、講座や体験を通じて福祉学習の機会をつくり、福祉への関心を深め、仲間を広げていくことが大切です。

また、地域の様々な組織、団体で取り組まれている活動を他の組織と企画段階から参画し、協働することが必要となります。

#### ■具体的な取組

	取組内容	取組チェック表		
		R4年	R6年	R8年
一人一人が 取り組むこと	●地域の活動に誘い合って参加しましょう。			
	●福祉の講座や地域福祉活動に参加し、地域福祉についての理解を深めましょう。			
	●社協だよりや回覧等の情報を確認し、自分のできる活動を考えましょう。			
地域みんなで 取り組むこと	●地域福祉に関する情報や活動の情報を提供しましょう。			
	●地域住民が福祉活動の担い手であるという意識を持ち、できることから取り組みましょう。			
	●地域の課題を発見し、地域や団体で取り組める活動を考えましょう。			
社協が取り組むこと	●福祉に関する講座、研修会を開催します。			
	●サロンリーダー養成研修会を開催します。			
	●多様な分野の人材の発掘、育成に取り組みます。			
	●自治会長、民生委員・児童委員、福祉員、各種団体との連携をとります。			
	●ふれあい・いきいきサロンや学校、企業、団体等への「ふくし出前講座」を行います。			

●一人でも多くの市民の方に介護技術や知識を習得して いただくと共に、介護従事者の育成支援を目的に介護 職員初任者研修受講支援を行います。			
●福祉や介護の仕事に関心が持てるよう、高校生や大学 生の職場体験学習、実習等の受入に協力します。			
●24時間テレビチャリティ募金活動に協力します。			

### ■5年後の姿

●日頃から地域に関心を持ち、気づき、見守り合う関係づくりができています。
●困った時に相談できる関係づくりができています。
●子どもたちが、思いやりの気持ちや支え合うことの大切さを理解できています。
●若年層や働き盛りの世代を含め、多様な分野から地域福祉を支える人材を確保することができています。
●福祉に関わる人材が増えている。

### ■ふくし出前講座（福祉教育）とは？

地域住民、団体、学校等の要望に応じ、様々な形で「ふくし出前講座」を行っています。一人ではなく、みんなで一緒に話し合いながら実践していくことで、人と人との関わりについて考えるきっかけとなります。

～講座例～

	内 容	講 師
点字の学習	点字板で点字を打ってみる。	地域ボランティア 視覚障害者
手話の学習	手話で日常会話や手話歌の体験をする。	地域ボランティア 聴覚障害者
車椅子体験	車椅子の使い方、介助方法、バリアフリーへの関心をもつ。	社協職員 施設職員
アイマスク体験	介助方法やバリアフリーへの関心をもつ。	社協職員 視覚障害者
高齢者疑似体験	高齢者疑似体験セットを使用し、日常動作を体験する。	社協職員 施設職員
音訳の学習	視覚に障害がある方へ文章を読んだり、絵や物の形を言葉で伝える体験をする。	地域ボランティア



## 基本目標 2 支え合う地域を創る「つながりづくり」

活動目標① [ 情報を知り、知識を深めよう ]

地域福祉計画  
関連項目  
基本施策2-3

### ■現状と課題

社会情勢の変化に伴い、地域生活課題も複雑化・複合化しており、適切な福祉情報を得る必要性が高まっています。

誰もが必要な時に必要な福祉情報を容易に入手することができるよう、わかりやすい情報提供や環境整備が必要です。様々な媒体を活用し、より多くの地域住民に福祉情報が届き、相談場所を見つけ、サービスを安心して利用できることが求められます。また、耳や目が不自由な方等に配慮し、受け手に合わせた情報提供が求められます。外国籍の人々への支援や地域社会との関係づくりを進める必要があります。

### ■具体的な取組

	取組内容	取組チェック表		
		R4年	R6年	R8年
一人一人が 取り組むこと	●社協だより、ホームページ、フェイスブック、ほっ ちゃテレビ等で福祉の情報を得ましょう。			
	●福祉に関する講座や研修に参加し、福祉への関心を高 め、知識を深めましょう。			
	●自分が知っている地域の情報や活動情報を周りの人へ 提供しましょう。			
地域みんな で取り組むこと	●地域福祉に関する情報や活動の情報を提供しましょ う。			
	●地域福祉に関する情報や活動の情報を共有する機会を 作りましょう。			
	●情報の得にくい人への情報発信をしましょう。			
社協が 取り組むこと	●社協だよりを年6回発行します。			
	●ホームページ、フェイスブックの内容の充実を図りま す。			
	●ほっちゃテレビ、FM アクア等メディアを活用した情 報発信をします。			
	●地域住民が利用する公共の場所（バス停、公園等）にベ ンチを設置します。			
	●座談会等を開催し、地域課題の情報収集に努めます。			

	●他機関の活動の情報を収集・把握し、地域の方へ情報提供できるよう努めます。			
	●視覚や聴覚に障害があっても必要な情報を得ることができるよう、受け手に合わせた情報提供を支援します。			

■5年後の姿

- 身近な地域で、あらゆる人が福祉情報を得る環境が整っている。
- 必要な人に必要な時、必要な情報が行き渡るようになっている。
- 地域福祉に関する情報や活動の情報を、お互いに共有する意識を持つ人が増えている。
- 様々な福祉の知識を深める人が地域に増えている。
- 様々な情報を得ることで、福祉サービスの利用が増えている。

■私たちに届く身近な情報



広報紙・情報誌



地域の回覧板



テレビ



ラジオ



口コミ



インターネット



スマートフォン

など

～受け手に合わせた情報提供方法～



点字



手話



要約筆記



筆談



音声訳 など

## 基本目標 2 支え合う地域を創る「つながりづくり」

活動目標② [ 地域の人や団体、関係機関とつながろう ]

地域福祉計画  
関連項目  
基本施策 1-2

### ■現状と課題

地域においては、住民同士や団体、事業者等による様々な活動や取組が行われていますが、お互いの活動の共有や連携が十分に進んでいないのが実情です。

地域の福祉課題解決のためには、地域住民、福祉施設、企業、NPO 法人、学校等地域に関わる多様な団体や関係機関が連携して活動に取り組むことが必要です。また、市内7地区にある地区社会福祉協議会や地域福祉エリア支援員と共に、地域に根差した活動を進めることが大切です。併せて、新しいつながりをつくり、別の視点から地域づくりを考えることも課題です。

### ■具体的な取組

	取組内容	取組チェック表		
		R4年	R6年	R8年
一人一人が 取り組むこと	●普段からあいさつを心がけ、顔が見える関係を築きましょう。			
	●自分の住む地域の活動に参加しましょう。			
	●市や社協の福祉講座や交流会等に積極的に参加しましょう。			
地域みんなで 取り組むこと	●一人暮らし高齢者や障害がある人など、地域で支援が必要な人への声かけや見守りを行いましょう。			
	●自治会や民生委員・児童委員、福祉員等で地域内の情報や課題を共有しましょう。			
	●自治会で地域の課題について話し合う場を作りましょう。			
	●行事等の主催者は活動の啓発を行い、参加を促しましょう。			
	●地域の新たな担い手、リーダー発掘に努めましょう。			
社協が 取り組むこと	●ネットワーク活動についての啓発を図ります。			
	●様々な機会を活用して民生委員・児童委員、福祉員と連携を強化します。			
	●地域の組織、団体の活動を把握します。			
	●多様な団体、関係機関と積極的に連携をとります。			

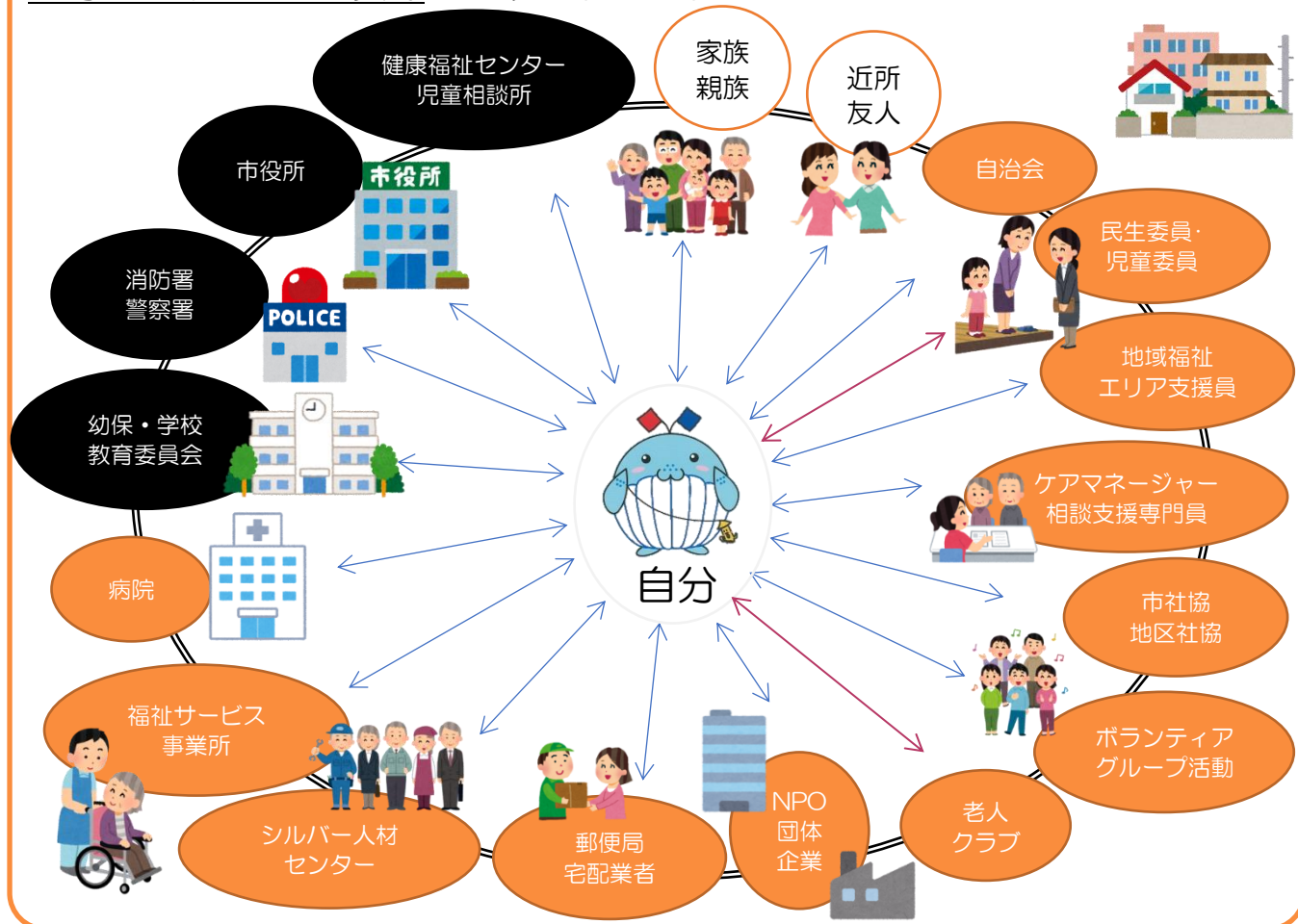


●地域福祉課題に取り組む自治会や団体の活動を支援します。			
●自治会福祉部の設置及び活動を支援します。			
●市内7地区の地区社協の活動を支援し、情報交換の場を設けます。			
●住民からの相談に対し、必要に応じて専門機関と連携をとりながら、適切な支援を行います。			
●長門市社会福祉法人地域公益活動推進協議会の地域貢献活動が充実するよう支援します。			

■5年後の姿

- 地域でお互いに見守り合うことができるようになっている。
- 地域の課題を発見し、自分たちで解決する意識を持つ人が増えている。
- 課題を抱える世帯を発見し、適切に専門機関につなげることができている。
- 地域福祉関係者がお互いに連携をとることができている。

■身近にある地域の資源 ～みんなでつながろう～



## 基本目標 2 支え合う地域を創る「つながりづくり」

### 活動目標③ [ 地域の居場所で交流しよう ]

地域福祉計画  
関連項目  
基本施策 1-2

#### ■現状と課題

長門市社協では、住民同士が気軽に集まり、無理なく楽しく活動できる地域の居場所づくりに力を入れてきました。特に「ふれあい・いきいきサロン」活動においては、多くの自治会やボランティアの協力のもと現在市内79か所に設置し活動されています。しかし、担い手や参加者の高齢化が進み、活動を休止するサロンが増えているのが現状で、現在のサロン活動の在り方自体を見直すことも必要です。

交流活動が継続できるよう地域に密着し、気軽に参加できる多様な地域の居場所づくりを進めることが求められています。

#### ■具体的な取組

	取組内容	取組チェック表		
		R4年	R6年	R8年
一人一人が 取り組むこと	●地域の集いの場に参加し、自分が安心して過ごせる居場所を見つけましょう。			
	●できる範囲で地域の居場所づくりや運営に協力しましょう。			
地域みんな で取り組むこと	●地域で孤立しやすい人や閉じこもりがちの人に、ふれあい・いきいきサロンや地域の集まりに誘い合いましょ			
	●自治会等で、子どもから高齢者まで幅広い年代の人が気軽に交流する機会をつくりましょう。			
	●自治会の集会所・公会堂等を集いの場として活用しましょ			
	●一人一人の特技や経験を活かす機会をつくりましょ			
社協が 取り組むこと	●ふれあい・いきいきサロンの設置促進を図ります。			
	●ふれあい・いきいきサロンに対し助成金の交付、サロン保険の案内及び活動支援を行います。			
	●高齢者団体等が行事等に参加する場合に、参加者の送迎を行う福祉バスを運行します。			

●ふれあい・いきいきサロンや地域の集まり等での活動が充実するよう、レクリエーショングッズを貸出します。			
●地域版デイサービス（閉じこもり予防デイサービス）の事業を受託し、高齢者の閉じこもり予防支援を行います。			
●コミュニティ・カフェ設置運営事業を実施し、地域での集い、交流の場の設置を推進します。			
●地域の居場所整備事業を実施し、空き家や空き店舗等を活用した集いの場の整備を支援します。			
●家族介護者同士の交流やリフレッシュを図るため、家族介護者ミニ交流会を開催します。（年6回）			
●聴覚に障害のある人との交流を目的とした「聴々サロン」を開催します。（年12回）			
●新しい生活様式のもとで交流活動が継続できるよう支援します。			

### ■5年後の姿

<ul style="list-style-type: none"> <li>●誰もが気軽に立ち寄り、交流できる場所が増えている。</li> <li>●市内各地区に集いの場所ができています。</li> <li>●高齢者の社会参加や介護予防につながっている。</li> <li>●地域の居場所が増えることで、自ら選択し、自分のペースで参加できている。</li> <li>●交流を通じて地域の課題を発見できている。</li> <li>●新しい生活様式のもと、地域活動や交流が安心して継続できている。</li> </ul>
--

### ■地域の居場所 例 今あるもの

- \*ふれあい・いきいきサロン
- \*子育てサロン
- \*地域版デイサービス
- \*コミュニティ・カフェ
- \*家族介護者ミニ交流会
- \*聴々サロン
- \*ボランティアサロン
- \*深川ルンルン食堂
- \*おしゃべりカフェうさぎ
- \*100歳体操グループ

など



## 基本目標3 未来の長門へつなぐ「しくみづくり」

### 活動目標① [ 困った時は相談しよう ]

地域福祉計画  
関連項目  
基本施策1-1  
3-1

#### ■現状と課題

公的機関や専門機関への直接相談は、内容を明確にすることや意を決しないと相談しにくい感覚があります。「困ったな」「心配ごとがある」「不安だ」と感じた時、身近に相談先があることは安心感につながります。困りごとの解決の第一歩が踏み出せるような環境、困った時にいつでも気軽に相談しやすい小地域の出前相談などの環境づくりと、幅広い相談ニーズに対応できるような相談体制が必要です。

#### ■具体的な取組

	取組内容	取組チェック表		
		R4年	R6年	R8年
一人一人が 取組むこと	●困った時や情報が欲しい時は、自ら進んで相談に行きましょう。			
	●身近に相談できる人を見つけましょう。			
	●地域で困っている人がいたら相談にのり、地域の相談窓口を紹介しましょう。			
地域みんなが 取組むこと	●困りごとを抱える人に対し、情報提供をし、地域の相談窓口を紹介しましょう。			
	●活動の中で、気軽に相談できる機会を作りましょう。			
社協が 取組むこと	●地域住民が必要な相談窓口の情報を得られるように、相談支援窓口情報の普及啓発を図ります。			
	●地域住民が安心して相談できるよう、窓口体制の充実を図ります。			
	●地域住民や行政、施設、団体、企業等と連携し課題解決を目指します。			
	●複合的な課題に対応できるよう、相談支援機関と連携し、情報共有を図りながら課題解決に努めます。			

■5年後の姿

- 困った時や迷った時の相談先を自らの力で見つけることができるようになっている。
- 様々な相談に対して柔軟に対応する窓口が増え、地域住民が安心して相談することができるようになっている。

主な相談先

～困ったときは相談してください～

	相談先	場所	電話番号
総合 福祉 相談	福祉総合相談窓口	長門市役所内	27-0035
	長門市社会福祉協議会	長門市地域福祉センター内	22-8294
子ども	長門市子育て支援課こども家庭班	長門市役所内	23-1187
	産前産後サポートステーション	長門市保健センター内	27-0077
	長門市ファミリーサポートセンター	長門市社会福祉協議会 地域福祉課	23-1610
障害者	長門市地域福祉課障害者支援班 (基幹相談支援センター)	長門市役所内	23-1243
	地域活動支援センターたけのこ村	地域活動支援センター	22-1633
高齢者	長門市地域包括支援センター	長門市役所内	23-1244
	長門市東地域包括支援センター	長門市地域医療連携支援 センター内	27-0410
	長門市西地域包括支援センター	油谷保健福祉センター内	33-2020
生活	長門市地域福祉課保護班	長門市役所内	23-1155
	生活困窮者自立支援事業相談窓口	長門市社会福祉協議会 地域福祉課	23-1600
法律	無料法律相談	長門市役所内	23-1299
	長門法律相談センター	長門市地域福祉センター内	0838-24- 0500

長門市役所／長門市東深川1339-2

長門市社会福祉協議会／長門市東深川1321-1 長門市地域福祉センター内



### 基本目標3 未来の長門へつなぐ「しくみづくり」

活動目標② [ お互いに助け合う仕組みを充実させよう ]

地域福祉計画  
関連項目  
基本施策3-2

#### ■現状と課題

住民による助け合い活動は、家事や介護、育児などの困りごとを、住民同士で助け合い、解決する仕組みです。隣近所の間関係による自然な助け合いから、民生委員・児童委員や福祉員等による見守り活動、配食サービスや移送サービスといった仕組み、ほのぼのサービス（日置地区社協）やサービスまごころ（長門市社協）といった住民参加型在宅福祉有償サービス、長門市ファミリーサポートセンター等、様々なかたちがあります。このような助け合いの仕組みに対し、より多くの方が関わり、広域ではなく地区単位でサービス調整ができる体制づくりを進めていくことが必要です。

#### ■具体的な取組

	取組内容	取組チェック表		
		R4年	R6年	R8年
一人一人が 取組むこと	●家族や公的サービスでは解決できない困りごとがあれば相談しましょう。			
	●助け合う意識を持ち、身近な人同士で手助けをしましょう。			
地域みんなで 取組むこと	●困っている人に対し、自分たちのできることを、できる時に手助けできる体制をつくりましょう。			
	●「お互い様」の気持ちを持って、助け合い活動に参加、協力しましょう。			
	●団体等が行う譲り合い活動、フードバンク活動等への参加、協力をしましょう。			
社協が 取組むこと	●ファミリーサポートセンターを受託し、子どもの預りや送迎等の援助についての助け合いの活動を進めます。			
	●住民参加型在宅福祉有償サービス（サービスまごころ）を実施し、家族や公的サービスだけでは解決できない日常生活上の困りごとについて助け合う活動を進めます。			
	●家族介護者同士の交流やリフレッシュを図るため、家族介護者ミニ交流会を開催します。（年6回）			

	●チャイルドシート、福祉車両、車椅子等の貸出を行います。			
	●加齢や疾病等のため歩行が困難な方に対し、赤い羽根ステッキを給付します。			

### ■5年後の姿

- ちょっとした困りごとに対して、住民同士が「お互い様」の気持ちを持つことができるようになっていく。
- 助け合い活動の協力者や参加者が増えている。
- 人と人とがふれあう福祉のまちづくりの仕組みが充実している。

### ■長門市ファミリーサポートセンターとは？

対象：概ね生後6ヶ月から小学校6年生まで

内容：援助を受けたい人（依頼会員）と、援助できる人（提供会員）が会員となってお互い助け合う仕組みです。

利用料：平日 7:00～19:00 600円/1時間

\*土日祝日は 700円/1時間、年末年始 800円/1時間

間

#### 依頼例

- ・病院に行くので子どもを預かってほしい。
- ・家族の代わりに保育園へ迎えに行ってもらいたい。
- ・子どもの習い事の送りをしてほしい。 など

#### 問合せ先

長門市ファミリーサポートセンター 電話：23-1610

依頼会員さんは、市からの助成により、実質1時間あたり500円で利用できます。



### ■住民参加型在宅福祉有償サービス（サービスまごころ）とは？

対象：高齢者、障害者、一人親世帯等でサービスを必要とされる方

内容：暮らしの中のちょっとした困りごとや、家族や公的サービスでは困難なことを地域の皆さんの協力により補う仕組みで、手助けを必要とする人（利用会員）と手助けできる人（協力会員）をつなぐサービス（有料）です。

利用料：基本料金1時間：800円

\*チケット購入制です。400円券（30分）や100円券（加算）があります。

#### 依頼例

- ・居室の掃除をお願いしたい。
- ・生活に必要なものを買ってきてほしい。 など

#### 問合せ先

長門市社会福祉協議会 地域福祉課 電話：22-8294



## 基本目標3 未来の長門へつなぐ「しくみづくり」

### 活動目標③ [ 安心した暮らしを守ろう ]

地域福祉計画  
関連項目  
基本施策3-3

#### ■現状と課題

認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人の安心した暮らしを守るため、地域における日常の見守り、日常生活を送るための支援体制が必要です。また、支援が必要だと思われた時や成年後見制度の利用が必要な場合に、気軽に相談できる体制づくりに取り組むことが求められます。

#### ■具体的な取組

	取組内容	取組チェック表		
		R4年	R6年	R8年
一人一人が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>●判断能力に不安があると感じた時は相談しましょう。</li> <li>●成年後見制度や日常生活自立支援事業等の制度に関心をもちましょう。</li> </ul>			
地域みんなが 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>●判断能力に不安のある人やその家族に対し、相談機関へのつなぎをしましょう。</li> <li>●障害や認知症等の理解をするため、情報収集や研修会への参加をしましょう。</li> </ul>			
社協が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>●日常生活自立支援事業を実施し、判断能力に不安のある人の相談に応じ、必要なことは何かを一緒に考え、支援を行います。</li> <li>●成年後見制度の利用に関する相談に応じ、情報提供等を行い、利用促進を図ります。</li> <li>●日常生活自立支援事業や成年後見制度についての情報提供や啓発を行います。</li> <li>●福祉と法律の専門性を活かした相談支援ができるよう、専門機関と連携します。</li> </ul>			



## ■5年後の姿

- 判断能力に不安がある人も、将来的に不安のある人も、仕組みがあることを事前に知ることによって地域で安心して生活を送っている。
- 福祉サービスや制度を適切に利用することで、安心した生活を送ることができている。

## ■日常生活自立支援事業とは

日常生活上の判断が十分できず日常生活に不安がある方々が、地域で安心して生活できるように支援する福祉サービスです。

### 支援内容

- (1) 福祉サービス利用援助  
サービス利用・行政手続きなどをお手伝いします。
- (2) 日常的金銭管理サービス  
日常生活に必要な支払い、預貯金の払い戻しや預け入れをお手伝いします。
- (3) 書類等の預かりサービス  
通帳、年金証書、実印など、大切なものを安全な場所でお預かりします。

## ■成年後見制度とは

自分一人で物事を決める自信がなかったり、判断が十分にできなくなった場合に、自分に代わって、自分の思いを大切にしながら決めてくれたり、アドバイスをくれる人（成年後見人等）を「家庭裁判所」で決めてもらう制度です。

### 制度の内容

- 法定後見制度：補助／判断能力が十分でない  
保佐／判断能力が著しく不十分  
後見／判断能力が全くない
- 任意後見制度：判断能力が十分うちに、将来の判断能力の低下に備えて、自分の思いで、公正証書で後見人を決めておくことができます。

### 問合せ先

長門市社会福祉協議会 地域福祉課 電話：23-1600



### 基本目標3 未来の長門へつなぐ「しくみづくり」

#### 活動目標④ [ 自分らしい生活をしよう ]

地域福祉計画  
関連項目  
基本施策1-3

#### ■現状と課題

社会参加や自立を妨げる要因は様々あります。困りごとを複合的に抱えたり、制度の狭間に陥り、どこに相談すればいいかわからなかったり、自ら助けを求めたりすることができない人もいます。課題を抱えた人が孤立することなく、それぞれにあった地域や社会との関わりを築いていけるよう、関係機関との連携を図り、支援体制を整えていく必要があります。人それぞれ多様な生き方があるということを地域住民が理解し、その意思を尊重することが大切です。

#### ■具体的な取組

	取組内容	取組チェック表		
		R4年	R6年	R8年
一人一人が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活に困ったときは自ら進んで相談に行きましょう。</li> <li>●必要な福祉サービスを利用しましょう。</li> <li>●地域で困っている人がいたら相談機関を紹介しましょう。</li> </ul>			
地域みんなが 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>●専門機関や専門職の講座や研修会に参加し、理解を深めましょう。</li> <li>●生活上の困りごとを抱える方に対し、専門機関へつなぎましょう。</li> <li>●顔の見える関係づくりに取り組み、生活上の困りごとを抱える人の孤立を防ぎましょう。</li> </ul>			
社協が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>●日常生活や社会生活等において本人の意思が適切に反映された生活が送れるよう、本人の意思決定の重要性を認識したうえで、必要な情報提供や相談支援を行います。</li> <li>●生活困窮者自立支援事業を受託し、仕事や住まい、家計管理などの悩みを抱える人の相談に応じ、他の専門機関と連携して自立に向けた支援を本人と共に行います。</li> </ul>			

	<p>●地域活動支援センター事業を受託し、障害のある人やご家族等の相談を受け、生活訓練、就労訓練等を実施することにより、自立に向けた支援を本人と共に行います。</p>			
	<p>●相談支援事業所（地域活動支援センターたけのこ村）において、障害者の総合相談窓口として相談に応じ、必要な福祉サービスへの利用援助を実施します。</p>			
	<p>●長門市西地域包括支援センターを受託し、高齢者の総合相談窓口として、介護・福祉・保健・医療に関する相談に応じます。</p>			
	<p>●長門市手話奉仕員等派遣事業を受託し、聴覚障害者の日常的なコミュニケーションの支援と社会生活の利便を向上させ、聴覚障害者の福祉の推進を図ります。</p>			
	<p>●ガイドヘルプ事業を受託し、視覚障害者等に対し、日常生活上必要不可欠な外出や社会参加のための外出における移動支援を行います。</p>			
	<p>●車椅子を使用している等の理由のため、公共交通機関を単独で利用できない方を対象とした外出支援サービス（福祉タクシー）を実施します。</p>			

■5年後の姿

- 誰もが自分らしく地域で生活していくことの理解が深まっている。
- 様々な生活課題に対して相談に応じ、本人が自分らしく地域で生活していくことができるよう支援の体制ができている。

■地域活動支援センターたけのこ村とは

地域で生活する障害者の方々や、何らかの理由により社会参加することができない引きこもりの方々に対し、いつでも安心して相談できる場所、社会参加の第一歩を踏み出すプログラムを提供します。

～行っている内容～

- \*生活支援（生活に必要なスキル等の支援）
- \*居場所提供
- \*作業体験、ボランティア体験
- \*地域交流、社会参加
- \*相談全般 など



問合せ先

地域活動支援センター  
たけのこ村  
電話：22-1633

■生活困窮者自立支援事業とは

就職や住まい、家計管理などの困りごとや不安を抱えている人を対象とし、相談を受け、必要に応じて具体的なプランを作成し、寄り添いながら自立に向けて支援します。

～行っている内容～

- \*自立相談支援
- \*家計改善支援
- \*就労準備支援
- \*自立支援ホーム運営
- \*法外援護資金貸付
- \*フードバンク



問合せ先

長門市社会福祉協議会  
電話：23-1600

## 基本目標3 未来の長門へつなぐ「しくみづくり」

### 活動目標⑤ [ 新たな仕組みを開発しよう ]

#### ■現状と課題

近年の多様化する福祉課題や福祉ニーズに対しては、従来の制度やサービスでは十分に対応できないことも多くあります。そのためには、変化していく福祉ニーズを的確に把握し、各関係機関や団体との連携のもと、市民が安心して暮らし続けることができる新たな仕組みを開発し対応していくことが大きな課題です。そのために、調査や研究、座談会や研修会を通じ、地域課題を把握するとともに、福祉ニーズの変化に対応できるよう柔軟な発想とアイデアを持ち、常に新しい取組にチャレンジする姿勢を忘れないよう心掛けることが必要です。

#### ■具体的な取組

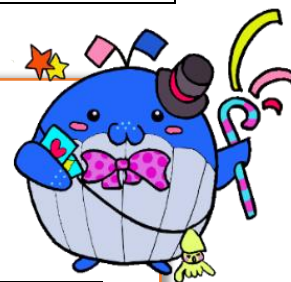
	取組内容	取組チェック表		
		R4年	R6年	R8年
一人一人が 取り組むこと	●行政や社協等が実施する調査に協力しましょう。			
	●隣近所の生活上の課題に目を向けましょう。			
	●座談会や研修会に参加しましょう。			
	●「あったらいいな」を提唱しましょう。			
地域みんなまで 取り組むこと	●自治会で地域の課題について話し合う場を作りましょう。			
	●地域のニーズに応じた活動を実施しましょう。			
	●地域のニーズを集約し、新たな活動へ結びつけましょう。			
社協が取り組むこと	●自治会福祉部や地区社協活動等、地域の方々に向けた座談会や研修会を開催し、地域課題やニーズの情報収集に努めます。			
	●ニーズ調査、現状調査を必要に応じて実施します。			
	●調査や先進事例の研究に基づき、新たな事業の開発、活動の企画・実施を行います。			
	●各団体・組織・企業と連携して地域課題を共有し、新たな事業を展開します。			
	●長門市社会福祉法人地域公益活動推進協議会と協働し、新しい事業を展開します。			

	●エンディングサポート事業の取組として、関係機関と連携し、死後の事務を支援する仕組みについて検討します。			
	●地域生活課題解決に向けて取り組む住民の意識啓発と地域づくりを行います。（労働者協働組合法を活用）			

■5年後の姿

- 地域ニーズに応じた新たな事業ができている。
- 地域生活課題解決に取り組む労働者協同組合が設立され、活動している。
- 死後事務委任契約による安心サポート事業が始まっている。

令和4年度～令和8年度の間で新しくできたこと、始まったこと  
（活動・取組・事業など）を書いてみましょう！



年月	場所・団体	内容

メモ

## 基本目標3 未来の長門へつなぐ「しくみづくり」

### 活動目標⑥ [ 災害に備えよう ]

地域福祉計画  
関連項目  
基本施策2-1

#### ■現状と課題

災害時に支援を必要とする要配慮者が増加していることから、自治会福祉部等を通じ、平常時より地域のつながりを強化し、いざという時の対策を地域で話し合うなど災害に備えることが必要です。しかし、長門市は過去に大災害に見舞われた経験がなく、他市町に比べると住民の災害に対する意識が低いため、地域での話し合いがなかなか進まないのが現状です。

住民の意識づけのための啓発活動や研修会を開催し、自主防災の必要性を理解するとともに、被災時に必要に応じ開設される「災害ボランティアセンター」において、行政や各関係機関、ボランティアと連携し、迅速かつ円滑に運営できるよう平常時からの訓練や、災害ボランティアの登録、育成を行うことが課題です。

#### ■具体的な取組

	取組内容	取組チェック表		
		R4年	R6年	R8年
一人一人が取り組むこと	●日頃から自分の住んでいる地区の災害の可能性について知るために、ハザードマップ等最新情報を収集しましょう。			
	●日頃から食料や非常持出品を備えて、いつでも持ち出せる準備をしましょう。			
	●日頃から家庭内で避難場所の確認や災害時の連絡の取り方を決めておきましょう。			
	●日頃から防災に関する研修会や出前講座、避難訓練等に積極的に参加しましょう。			
	●日頃から支援が必要な人に気を配りましょう。			
	●災害ボランティアについて知り、研修会や災害ボランティア活動へ参加しましょう。			
	●専門性を活かした災害復興活動に協力しましょう。			
地域みんなでのり組むこと	●隣近所、自治会等において見守り体制を築きましょう。			
	●関係機関と連携・協力し、災害時における要配慮者の支援体制を作りましょう。			

	●避難行動要支援者名簿と個別計画を作成し、ネットワークづくりを進めましょう。			
	●地域で防災訓練や避難訓練を行いましょ			
社協が 取り組む こと	●防災活動における地域づくりに関する研修会をすすめます。			
	●市内各種団体と災害時のボランティア活動における協定を結び、平常時からの情報交換や研修会を行います。			
	●災害発生時、災害ボランティアセンターがスムーズに立ち上がるよう職員の連絡網と行動マニュアルを作成します。			
	●災害ボランティアセンター設置・運営訓練を開催します。			
	●災害ボランティアセンター運営マニュアルの見直しをします。			
	●災害ボランティア登録の推進をします。			
	●災害ボランティアの育成や地域住民への啓発を目的とした研修会・情報交換を平常時から行います。			
	●災害用資機材を備蓄し、補充・確認を定期的に行います。			

### ■5年後の姿

- 日頃から防災に対する意識を高めている。
- 各地区で避難訓練が行われている。
- 地域住民が災害ボランティアについて理解し、被災した際、お互いに助け合える関係・体制ができています。
- 災害時に支援が必要な住民を把握し、見守り、助け合う体制ができています。
- 災害時に災害ボランティアセンターが迅速かつ効果的に運営できるようになっている。
- 市外の災害に対し関心を持ち、被災地支援に協力する。



### ■災害ボランティアとは？

地震や水害、火山噴火などの災害発生時から復興に至るまで、被災地のために復旧・復興のお手伝いを行うボランティア活動をいいます。

家屋の片付けや炊き出し等の直接的な復旧支援だけでなく、被災者の活力を取り戻すための交流や被災者への寄り添いなど、被災者のニーズへの対応を中心とした活動を行います。

## 基本目標3 未来の長門へつなぐ「しくみづくり」

### 活動目標⑦ [ 活動財源を確保しよう ]

#### ■現状と課題

地域福祉活動の財源には、自治体からの補助金、委託金をはじめ、会費と寄付金、共同募金配分金などがあります。

近年、世帯数の減少等に伴い、会費や寄付金は著しく減少しています。同様に、長年に渡り長門市の地域福祉活動を支えてきた赤い羽根共同募金も、景気の低迷等により減少傾向にあります。

従来事業や地域福祉活動の継続、新しい事業に取り組んでいくためには、将来的な活動財源の安定確保が必要不可欠です。新しい活動財源を確保していくための具体的な手段を模索するとともに、従来の会費や寄付金、赤い羽根共同募金についても、住民への周知と啓発活動をさらに強化していくことが課題です。

#### ■具体的な取組

	取組内容	取組チェック表		
		R4年	R6年	R8年
一人一人が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>●寄付という参加を知りましょう。</li> <li>●地域福祉活動団体・組織等への会費や寄付へ協力しましょう。</li> <li>●赤い羽根共同募金へ協力しましょう。</li> </ul>			
地域みんなが 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域福祉活動のための財源確保に取り組みましょう。</li> <li>●地域福祉活動を進める団体へ寄付の周知・協力をしましょう。</li> <li>●赤い羽根共同募金活動の周知と協力をしましょう。</li> <li>●活用できる助成金を探し、地域福祉活動に役立てましょう。</li> </ul>			
社協が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>●寄付という参加の周知をします。</li> <li>●個人や企業、各種団体等へ寄付等の呼びかけを行います。</li> <li>●赤い羽根共同募金活動と協働した啓発活動を行います。</li> </ul>			



●会費、寄付、共同募金の使途と流れの図解を図り、自分達の地域、団体の活動につながっていることを周知します。			
●福祉活動の積極的な PR により、社協事業への理解を促進します。			
●行政への事業に対する公費補助の要望をしていきます。			
●新たな収益事業について検討・開発・実施をします。			
●新しい財源確保の方法を模索します。(ファンドレイジングの検討)			

■5年後の姿

- 地域福祉活動に対する寄付や協賛が地域に根付いている。
- 地域福祉活動が住民一人一人にとって大切なものであるという意識が地域に根付いている。

■共同募金運動とは？

共同募金運動は、都道府県を単位に行われています。各都道府県内で共同募金としてお寄せいただいたご寄付は、同じ都道府県内で、子どもたち、高齢者、障害者などを支援する様々な福祉活動や、災害時支援に役立てられます。

共同募金運動の期間は10月1日から翌年3月31日までの6か月間で、全国一斉に行われます。

当初「国民助け合い運動」の一環として始まりました。今日では、「<sup>こんにち</sup>じぶんの町を良くするしくみ」として、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、様々な地域生活課題の解決に取り組む民間団体を応援しています。

また、寄付された方は、所得税や住民税の控除が受けられます。

赤い羽根共同募金



長門市役所

行政手続き  
各種申請に関すること  
(保険、介護、障害  
子育て、生活保護等)

介護などに  
関すること



「困ったこと」「心配なこと」  
「不安なこと」はありませんか？  
一人で抱え込んでいませんか？

障害などに  
関すること

生活困窮などに  
関すること

権利擁護  
成年後見などに  
関すること

西地域包括支援センター  
(日置・油谷地区)  
居宅介護支援事業所  
訪問介護事業所  
訪問入浴介護事業所  
通所介護事業所  
認知症対応型共同生活介護事業所  
家族介護者ミニ交流会開催



移動支援(ガイドヘルプ)  
手話奉仕員等派遣事業  
福祉タクシー  
(はつらつ外出支援サービス)

地域活動支援センターたけのこ村  
障害者相談支援事業所  
指定一般相談支援事業所  
指定特定相談支援事業所  
指定障害児相談支援事業所



生活困窮者自立支援事業  
自立相談支援  
家計改善支援  
就労準備支援  
自立支援ホーム運営  
法外援護資金貸付  
フードバンク  
生活福祉資金貸付  
ひきこもり相談・支援



日常生活自立支援事業  
福祉サービス利用援助  
金銭管理サービス  
書類等預かりサービス  
成年後見(相談支援・受任)

新たな仕組みの開発

座談会・研修会の開催  
ニーズ調査・現状調査の実施  
調査研究に基づく事業開発・企画・運営  
各団体・組織・企業等との連携  
課題解決型住民組織づくり  
活動資金づくりの取組



災害への備え・仕組み

防災における地域づくり推進  
災害ボランティアセンター設置・運営  
災害ボランティア活動の推進  
災害用資機材の確保





社協へご相談ください。  
お手伝いできることや、  
何かにつながることを  
あきらめず相談してください。

**基本理念** みんなが主役！誰もが安心して暮らせる長門づくり

## 長門市社会福祉協議会における 相談・支援体制

～来所・電話・訪問・メール等で相談を受け付けています～

電話：0837-22-8294

メール：shiwase@nagatoshakyo.jp

法律相談

法律などに  
関すること



地域福祉活動に  
関すること

ボランティア活動  
に关すること

福祉活動資金  
に关すること

家族や公的サー  
ビスでは解決  
できないこと

シルバー  
人材センター

地区社協活動推進  
自治会福祉部活動推進  
地域の居場所整備事業  
コミュニティ・カフェ設置運営事業  
ふれあい・いきいきサロン推進  
    サロン開設・助成  
    サロンリーダー養成研修  
福祉バス運行  
レクリエーション用具貸出  
ボランティア活動推進  
ボランティア養成講座開催  
ボランティア活動保険の案内

赤い羽根共同募金  
歳末たすけあい募金  
各種助成金の紹介・案内

ファミリーサポートセンター  
住民参加型在宅福祉有償サービス  
(サービスまごころ)  
チャイルドシート貸出  
車椅子貸出  
福祉車両貸出  
赤い羽根ステッキ給付



### 地域公益活動推進協議会

調査研究：市民に向けたニーズ調査  
講座開催：イベント・講座・研修会  
開催、福祉教育  
安心相談：地域のイベントにて福祉  
総合相談ブースを開設  
生活支援：高齢者向けの粗大ゴミ出  
し支援サービス



### 広報啓発・福祉教育

社協だより「しあわせながと」発行  
ホームページ、フェイスブックで情報発信  
福祉活動PRキャラクター「ほえっぴー」活用  
ふれあいベンチ設置  
ふくし出前講座開催  
介護職員初任者研修受講支援  
職場体験学習・実習受入れ  
24時間テレビチャリティ募金への協力



# 長門市地域福祉計画・地域福祉活動計画 策定協議会委員名簿

区 分	所 属	氏 名	備 考
地域活動関係者	長門市自治会連合会	橋本 憲治	
	長門市民生児童委員協議会	瀬川 孝二	
	長門市民生児童委員協議会 〈主任児童委員〉	山近 弘恵	
	日置まちづくり協議会	上田 洋一	
	通地区社会福祉協議会	山田 功平	
	仙崎地区社会福祉協議会	山根 浩美	
	深川地区社会福祉協議会	松永 博則	
	俵山地区社会福祉協議会	三浦 辰美	
	みすみ地区社会福祉協議会	辻野 達也	会長
	日置地区社会福祉協議会	中尾 努	
ゆや地区社会福祉協議会	藤本 尊恵		
保健福祉関係者	長門市社会福祉協議会	藤野 忠次郎	
市民団体等の 関係者	長門市手をつなぐ親の会	岡藤 智加子	副会長
	長門市食生活改善推進協議会	岡崎 晃子	
	長門ボランティア連絡協議会	山崎 陽子	
	長門保護区保護司会	埜村 浩	
	成年後見制度利用促進協議会	山口 正之	



第4次 長門市地域福祉計画 長門市地域福祉活動計画

令和4年3月発行

発行元：長 門 市

長門市社会福祉協議会